

平成19年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成19年12月19日（水曜日）

議事日程第1号

平成19年12月19日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第106号 八峰町農林水産物処理加工施設条例制定について
- 第5 議案第107号 八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第108号 工事請負変更契約の締結について
- 第7 議案第109号 平成19年度八峰町一般会計補正予算（第7号）
- 第8 議案第110号 平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第111号 平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第112号 平成19年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第113号 平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第114号 平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 陳情第15号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書
- 第14 陳情第16号 後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美

13番 木藤 實 14番 見上 政子 15番 須藤 正人  
16番 阿部 栄悦

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	佐々木 正憲
教育長	千葉 良一	会計課長	金谷 茂
総務課長	嶋津 宣美	峰浜町民サービス課長	皆川 鉄也
企画財政課長	須藤 徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福祉課長	小林 孝一
保健衛生課長	齊藤 英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森 昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮 建一	子ども園園長	小林 慶範
農業委員会事務局長	松森 尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司 和明
峰浜公民館長	金平 嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷 敏一

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田 辰雄	書記	齊藤 なつ子
--------	-------	----	--------

---

午前10時00分開会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年12月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その

結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。木藤でございます。それでは、ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月13日、議長同席のもと、全委員出席し、議会運営委員会を開催し、12月4日付で議長から諮問のあった平成19年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から21日までの3日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りいたしておりました日割表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

また、本定例会に提出されている陳情等の取り扱いについてであります。皆様のお手元に配付しております陳情第15号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書並びに陳情第16号、後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書は、教育民生常任委員会へ付託することとし、最終日に提出予定の陳情第17号、消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情について並びに陳情第18号、最低保障年金制度の創設を求める陳情については、委員会付託を省略し、即決すべきものと決定いたしました。

なお、過疎地域自立促進特別措置法の効力を継続する新立法措置に関する意見書については、総務常任委員会で、道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書については、産業建設常任委員会で、それぞれ、その取り扱いについて協議をいただくことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月21日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成19年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、年の瀬に向けて何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、大要をご報告申し上げます。

はじめに、交通安全運動について申し上げます。

9月25日に第1回八峰町交通安全大会を開催し、交通安全功労者の表彰や小・中学生の作文発表等を行うとともに、事故防止と交通安全を誓い合ったところであります。お蔭様で本日現在、死亡事故ゼロが765日継続されておりますが、10月末で8件の酒気帯び運転が記録され、全県の飲酒運転等追放競争では17位と不本意な成績となっております。今月11日から20日までは年末交通安全運動が展開されておりますほか、今月は飲酒運転追放県民運動強調月間でもありますので、無事故で明るい年を迎えるよう啓蒙してまいります。

次に、消防関係についてですが、今年は新年早々の住宅火災はじめ、これまで3件発生しておりますが、4月から現在までは無火災を続けております。消防団の年末警戒等を実施しながら、ぜひ無火災で年越しできるよう頑張ってまいります。

また、11年の秋の叙勲では、大久保岱の元峰浜村消防団長田村一氏と沼田の元消防団長伊藤鉄美氏の2名が、長年の消防団活動の功労が認められて瑞宝単光章を受章されました。衷心よりお祝い申し上げます。

次に、水沢コミュニティセンターについてであります。

6月から建設を進めておりましたが、10月末で完成し、11月1日をもって水沢自治会を指定管理者として供用を開始しました。地域コミュニティ活動の拠点として今後の利活用に期待しております。

次に、峰浜地区の防災行政無線工事の進捗状況についてであります。戸別受信機の設置作業が今月5日から始まりました。この設置作業が完了すれば、2月中旬から使用できることとなります。

次に、役場新庁舎の設計ですが、先般の議会全員協議会で説明いたしましたが、その際に出されたご意見、ご提言を受け、設計業者と協議を重ね、基本設計を進めておりま

す。21年秋の完成に向けて年度内の現地測量や造成計画、あるいは開発手続き行為への手続き、合わせて実施設計、土地取得契約、事業の全体計画の詳細等について固めてまいります。

平成20年度当初予算編成についてであります。政府が示した平成20年度の予算の概算要求に当たっての基本的な方針によりますと、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを図ることになっております。一方、地方財政の悪化は三位一体改革と同時に地方交付税総額が大幅に削減され、地方間の税源偏在の問題に手をつけないまま、財政調整機能を有する補助金を削減した結果であり、国から地方への財源移譲を行ったことによって、地域間の財政力格差は放置できないまでに拡大しております。

これらの解消策として、格差是正や地域再生など政策転換の動きも出てきており、今後の国の動向に注視しているところであります。

また、地方交付税は先日の閣僚折衝により出口ベースで1.3%増と3年ぶりに増額となったと報じられておりますが、特別交付税、合併包括分などのマイナス要因により、本町の場合は若干の減になるものと推定しております。

この結果、歳出を前年度並みで計上した場合、財源不足額は1億7,000万円を超える見込みとなるなど、極めて厳しい財政状況になるものと思われま

す。このような中で、平成20年度八峰町当初予算編成については、去る11月1日付で各課長などに予算編成方針を通知し、作業をスタートさせておりますが、基本方針としては、各課において政策の目的及び方向性を明確に示した上で、ゼロベース思考で事務事業の全般的な見直しを実施し、限られた財源を最大限活用して効率的な財政運営を図ることとしております。

今後の作業スケジュールであります。各課からの予算要求期限を12月21日までとし、年明けの1月7日から2月中旬までに1次査定、町長査定を順次実施し、予算をまとめたいと考えております。

次に、町民歌の制作状況についてであります。歌詞については全国公募し、その結果、172編の作品が寄せられたことから、8月6日に歌詞選考委員会を開催し、優秀作品を4編に絞り込みました。その後、作曲を依頼した小林亜星先生に最終選考をお願いしたところ、埼玉県在住の能登濱吉さんの「やすらぎのふるさと」を最優秀作品に選んでいただいたところであります。10月上旬には音源が完成したことから、八森・峰浜両中学校の1年生に合唱をお願いし、10月29日に峰栄館においてレコーディングを行った

ところであります。CDについては東京においてミキシングやジャケット印刷作業等が行われ、12月10日に納品されております。小林亜星先生、合唱してくれた中学生の皆さん、その他ご協力いただきました皆様に改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、ふるさと会についてであります。北海道峰浜ふるさと会は去る10月13日、札幌市内で開催され、会員・関係者など約30名が集まり、町側からは私と阿部議長の2名が参加して交流を深めてまいりました。この総会では、会の名称を「北海道八峰町ふるさと会」に改め、八森地区出身者も加えたものとする事が承認され、北海道ふるさと会の新たなスタートとなりました。

また、関東峰浜ふるさと会は11月18日、東京都内で開催され、会員・関係者など約140名が集まり、町からは私と阿部議長のほか、JA秋田やまもとの米森組合長も出席し、情報交換と交流を深めてまいりました。また、峰浜産直会の皆さんも参加して町特産品等の販売と町のPRを行ってまいりました。

なお、両ふるさと会では定住促進対策の一環として実施しているふるさと回帰アンケートの回収も行ってまいりましたが、分析結果につきましては、東京八森会のアンケート結果と合わせて後日公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、福祉関係について申し上げます。

ことしの敬老式は去る9月15日、峰栄館において実施しました。敬老式の対象者は、初養老、傘寿、米寿の節目の方々、それに金婚夫婦合わせて482名の対象者でしたが、当日は121名が出席され、長寿を祝いとともに式典後のアトラクションを楽しんでいただきました。

なお、今回の記念品は八峰町内で自由にご利用いただけるようにと商品券とし、対象者全員に贈呈したところであります。

次に、来年4月からスタートする秋田県後期高齢者医療制度についてであります。75歳以上の方はすべて現在加入している国保や社保を脱退し、この制度に加入することになります。それに伴い、平成20年4月1日から使用する新たな後期高齢者医療保険証が交付されることとなります。このたび秋田県の保険料率が、所得割7.12%、均等割額3万8,426円と決定され、この合算額でご負担していただくこととなりますが、年金受給者のほとんどの方は現在の国保税より負担額が少なくなる見込みであります。

なお、現在、政府管掌健康保険や共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険の被扶養者となられている方の保険料につきましては、平成20年4月から9月までの6カ

月間は無料となり、10月から平成21年3月までの6カ月間は1,900円の保険料負担となることが決定されております。町としては、これらの新たな制度に対し、適切に対応すべき準備を進めているところであります。

次に、保健衛生事業について申し上げます。

自殺予防対策については、平成18年度に引き続き積極的に推進しているところでありますが、地域ぐるみで自殺しない、させない気運を高めることを目的に、10月28日、あきた白神体験センターを会場に自殺予防フォーラムを開催し、約200名の方が参加して開催されました。「心の健康づくり調査から見えてくるもの」と題して、秋田大学の佐々木久長准教授からご講演いただいたほか、心と命を大切に作文コンテストと、命輝くフォトコンテストの表彰式、「明るく生きること」と題した一人芝居、「千の風になって」の独唱と、町民が正面から心や自殺予防と向き合うことができ、癒された一日であったと思われまます。

事業実施後のアンケートによると、多くの町民から「これからも積極的に事業を推進してほしい」という意見が多く寄せられています。会場では、自殺予防に取り組んでいる心の触れ合いサポーター、「陽だまりの会」の皆さんが出前交流サロンを開設したり、ボランティアによる「癒し絵手紙」の配付と自殺ゼロを目標に住民が力強く歩き出したことを実感できました。

平成18年八峰町の自殺者数は7人で、人口10万人当たりの自殺率で秋田県平均が42.7に対して、当町79.3と県内では羽後町に次いで高い状況にあります。しかし、対策に動き始めた昨年7月以降は激減しており、自殺ゼロを目指すことも現実的な目標値にできると考えております。

次に、母子保健子育て支援事業についてであります。今年度、八森愛育班が創立30周年を迎え、節目の年となりました。10月17日、あきた白神体験センターを会場に開催された記念式典には、旧班員を含め75名が出席し、母子愛育会、愛育推進部長岸本節子さんの「住みよい街づくりと愛育班活動」と題した講演を聞き、地域の健康づくりのため協力することを確認しました。

なお、ことし1月からの出生数は34人ですが、今後も全ての子育て家庭を地域全体で支援する体制づくりに努めてまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。

八森地区のごみステーション化につきましては、各自治会のご協力により趣旨を十分

にご理解していただき、設置場所や形態についてご検討いただいております。その結果、11月末で15自治体の設置総数は135カ所になる予定となりました。町では全自治会に助成金を交付することとし、既にステーション化されている峰浜地区も含め、1自治会当たり均等割額5万円と1世帯当たり2,000円の合計額を12月18日に全自治会に交付したところです。これに合わせ、各ステーションに設置する資源ごみ用分別収集容器コンテナ・ネットも新規に購入することとし、12月3日、入札を行いました。来年の3月上旬に納入予定となっており、20年4月からのステーション化に向けて準備を進めております。

また、八森地区のステーション化に伴い、燃えるごみの収集日は八峰町として統一し、週2回と変更する予定にしております。今後、自治会長や文書でもお願いするとともに、地区住民は町広報及びパンフレット等により周知を図る予定にしておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業関係について申し上げます。

今年度産米の作柄状況であります。全国の作況指数は99の「平年並み」となり、秋田県の作況指数は102の「やや良」ですが、県北地域に関しては9月の豪雨災害が大きく影響し、98の「やや不良」となったところです。

当地域は豪雨による影響はほとんどなく、品質、収量とも平年並みを確保できるものと思っております。

食の多様化による米離れや少子高齢化などによる消費量の減少が続く中、今年度から初めて農業者・農業者団体が主体となって需給調整に取り組んだところではありますが、全国ベースの作付削減の目標面積7万7,000ヘクタールに対し、わずか6,000ヘクタールの実施にとどまり、過剰作付の解消にはほど遠く、依然米余りの状況が続いております。

次に、平成19年度の生産調整と産地づくり交付金について申し上げます。

農業者や農業団体を主体とする新たな需給調整システムへ移行される国の方針に沿って、今年度から事務局をJA秋田やまもとに引き継ぎ実施してまいりましたが、その概要がまとまりましたのでご報告申し上げます。

まず、生産調整についてであります。今年度から制度が変わり、JAや集荷業者等の生産調整方針作成者が定める方針に参加する農家だけに生産数量配分し、方針に参加しない農家に配分しないという制度改正がされております。その結果、配分対象農家968人のうち、生産調整方針に参加し、生産調整を達成した農家は904人となっております。



一方、方針に参加しない、いわゆる未達成者は販売農家も含めて64人となっております。今後の稲作経営においては、需給バランスを見据えた作付計画や売れる米づくりと、その販売戦略が重要となっております。これ以上の米価下落を招かないためにも生産調整の確実な達成が求められており、農家の皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、農林水産省職員の農村派遣について申し上げます。

この研修の受け入れについては、先の9月定例議会の行政報告でも触れたところでありますが、10月1日から1カ月間の研修を終了しております。本町における農林漁業の体験に限らず、広範にわたって町民との交流を通じて八峰町の実情に理解を深めていただいたものと思っております。研修生の受け入れに際しご協力いただきました産地施設おらほの館や、農作業体験を受け入れてくれました農家の皆さんなど関係者には厚くお礼を申し上げます。

次に、目名潟地域の県営中渡地区圃場整備事業について申し上げます。

本事業は、農地の大区画化や営農の合理化、担い手の確保を狙いとして平成13年度に着工し、7年の歳月と7億9,700万円の事業費を投じて39.7ヘクタールの圃場や幹線水路などの基盤整備が完了し、残る換地事業についても今年度で終了するものであります。

去る10月25日、竣工記念式典並びに祝賀会が関係者多数の列席のもと開催されました。米を取り巻く情勢は決して楽観できる状況ではありませんが、本事業の完成を契機としてさらに営農活動が活発となり、本事業が農業経営の安定と発展に寄与することを切に念願するものであります。

次に、サル害対策の実施状況について申し上げます。

最初に被害の現状についてであります。八森地区についてはこれまでの取り組みが功を奏し、サルの出没や被害が減少傾向にあります。一方、峰浜地区においては昨年当たりから群れの行動範囲が八森地区から峰浜地区に大きく移動し、岩子、大久保岱地区を超えて埜、大信田、石川地区へ、さらに能代市境まで大きな群れが見られるようになり、農作物に被害が拡大しております。

被害防止対策の実施状況の概要であります。今年度は追い上げボランティアの受け入れ、被害農家によるロケット花火やモンキードックによる追い上げ活動、猟友会によるゴム弾、花火弾を使った追い上げや、檻捕獲、奥山放獣という人海戦術を主体に地域や関係者が一体となって行い、11月をもって概ね終了したところであります。ご協力い

ただきました多くの方々に感謝を申し上げます。

また、町内14カ所に設置している檻捕獲と奥山放獣では、昨年の41頭より19頭少ない24頭を捕獲し、奥山に放獣しております。

町としては、さらに被害防止対策に取り組んでまいりますので、関係者のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、山村振興対策事業についてであります。農林水産物処理加工施設については11月16日に建築工事及び機械設備工事の入札を行い、工期を来年3月25日までとし、現在工事を進めております。また、運営法人に関しては、新年早々に法人設立の発起人会を開催する運びとなっており、指定管理者募集の関係から本議会に八峰町農林水産物処理加工施設条例案を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ハタハタ館の本年度上期の経営状況についてであります。施設のリニューアルと、あきた白神体験活動センターとの相乗効果により、9月末現在、売上高は1億3,600万円で、前年同期と比較して4,100円、率にして43%増加しております。経常利益は1,460万円の黒字となっておりますが、灯油の高騰など経営を取り巻く環境は厳しく、引き続き経費の縮減とサービスの向上を図りながら、この好調を持続できるように努めてまいります。

次に、ポンポコ山ふるさと交流センターについてであります。ことし3月に2階浴槽からの水漏れで施設運営等の改善を検討いたしましたが、入浴営業に関しましては周知期間を設けて10月末日で廃止しております。今年度の10月末日までの入館者は1万7,000人で、前年比では3,000人減少、売上高は1,360万円、既に食堂・宴会部門の営業を休止しておりますので、前年同期と比較すると1,000万円の減少となっております。

ポンポコ山ふるさと交流センターにおいては施設の老朽化が著しいため、経営の見直しを行いました。今後においてはポンポコ山公園の利用者への休息・休憩などの便宜とともに、周辺施設をはじめ、あきた白神体験センターとの連携で体験学習や交流活動に活用してまいりたいと考えております。

次に、観光等に関するイベント事業についてであります。10月6日に町が主催した二ツ森自然観察会には、県内外から30人が参加しております。春秋林道周辺は、紅葉はまだ早かったものの、好天に恵まれ、山頂からの雄大な白神山地のパノラマを満喫しておりました。翌7日はNPO法人白神ネイチャー協会が主催するブナの植樹祭が開催され、160人が参加、また、21日は全日空、大館能代空港ターミナルビル及び町の三者が

主催したブナの植樹には80人が参加し、両植樹事業の参加者は地球温暖化や水資源の確保など地球環境の保全活動を展開したところです。

八峰町観光協会では、「八峰んめもの祭り実行委員会」を組織し、10月21日、「産直おらほの館」を会場に、秋の収穫祭を開催しました。イベント会場には大勢の来客があり、民謡ショーなどのイベントを楽しむとともに、地域食材などを用いた鍋料理などの提供で盛り上がりを見せておりました。

また、「ハタハタ大漁祭り」は11月13日と14日に観光協会と町の共催で、八森漁港と産直「ぶりこ」に特設の販売所を設け、地域で水揚げされたハタハタを販売する計画でしたが、期待していた大型のハタハタ本体が接岸せず、本格的な水揚げを待っているところでもあります。季節ハタハタ漁は、漁獲高に占める割合が非常に高く、地域経済への影響も大きいものがありますので、漁業関係者ととも一刻も早い接岸を祈願しているところでもあります。

次に、サイン整備事業についてであります。庁内の施設看板等は、形状の違いや旧町村名が記載されているなど統一性に欠けていたことから、合併町村補助金で統一サイン整備工事を進めておりましたが、工事は11月中旬に完成いたしました。整備した看板は、町章の表示などでデザインの統一性を図り、町の一体感や観光客の誘導等に役立つものと考えておりますが、まだ整備が必要な箇所がありますので、今後も計画的にサイン整備事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、商標登録についてであります。旧秋木事業株式会社が取得した白神の鉱泉水等の商標登録につきましては、平成10年3月に旧八森町が商標権を譲り受けておりますが、平成20年3月で商標権の存続期間が満了となることから、この商標権の更新手続きを行い、地域特産品の開発や商品改良などにおいて活用し、白神ブランドの確立を推進してまいりたいと考えております。このため、本定例会に商標登録更新の補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

上下水道課関係の工事関係について申し上げます。

初めに簡易水道事業ですが、11月末までに岩館地区排水管布設工事、八森簡水浄水場管理棟改修工事、八森地区給水管接続工事など16件発注しておりますが、岩館地区排水管布設工事3件と浄水場管理棟工事は工期内に完成しており、古屋敷地区を含む給水管接続工事9件は年内の接続完成に向け工事が進められております。また、小入川地区の配水管布設工事2件は、同地区の下水道工事と同時施工中であり、20年3月の完成を見

込んでおります。

次に、下水道事業であります。特環下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合わせて23件の発注があります。特環、漁集の公共マス設置工事3件、特環管渠工事2件、特環マンホールポンプ設置工事1件、漁集・舗装本復旧工事1件は工期内に完成となっております。また、繰越事業の特環八森浄化センターOD層増設工事は、年内完成の予定であります。

施工中の工事状況について申し上げます。

特環下水道の八森浄化増設工事の機械設備・電気設備工事は、各機器の設計作業に入っております。また、沢目浄化センターOD層増設工事など土木工事3件、埜地区農業集落排水事業の管路布設工事3件、岩館地区漁業集落排水事業の管渠布設工事3件とマンホールポンプ設置工事2件、泊橋上下水道管添架工事は、いずれも年度内完成に向けて工事が進んでおります。

次に、公共土木施設災害復旧についてであります。去る9月15日から18日の豪雨で町道峰浜中央線及び水沢鳥山線の2路線で法面崩壊が2カ所、また、小釜沢川右岸、野田川左岸、倉の沢右岸及び夏井沢川左岸の4河川において、護岸決壊が4カ所の計6カ所が被災しました。これらの災害復旧を国へ申請し、11月13日と14日の2日間にわたって災害査定が行われ、申請額の約96%の高率な採択となったところであります。災害査定が確定し、災害箇所の早期復旧を図るため、今年度中の完成を目指して、6カ所分の工事請負費2,600万円、関係事務費として186万2,000円を今定例会に予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、今冬の除雪についてであります。去る12月6日に八峰町除雪会議を開催し、今年度除雪に関わる体制を確保しております。なお、除雪基準及び除雪体制等については昨年度と変わらず、降雪量10センチ以上、あるいは降雪量5センチ程度で、これ以上になると予想される場合、また、吹き溜まりの生じる恐れがある場合に出動することとしております。また、午前7時までに除雪作業を完了するために直営、業者への業務委託及び業者からのオペレーター派遣の3方式とし、さらに町内をゾーニングし、各ゾーンにそれぞれ配置し、除雪することとしております。地域の生活路線を確保していくためには、除雪体制の確保もさることながら、地域住民の協力が欠かせないものとなることを考えておりますので、よろしくお願いたします。

教育委員会関係について申し上げます。

最初に小学校の統廃合関係についてですが、岩子小学校については平成20年度より水沢小学校への統合が決まっておりますが、それに先立ち11月4日、閉校式典が保護者をはじめ、地域の方々、学校関係者及び行政関係者等の出席のもとに行われました。改めて創立130周年の歴史と伝統の重さを感じると共に、「小さな大学校」として地域に愛され、地域の拠点としての役割を十分に担ってきた学校であったことを実感させられたところでもあります。

次に、21年度開校予定の八森地区3小学校の統合に向けた事業の実施状況について申し上げます。

まず、学校名ですが、町内外から広く募集したところ109名の方々から49種類の候補名の応募があり、その中から「5点」の候補名を選考し、選考委員会を設置し、その中から新設学校名を選考していただき、11月定例教育委員会に諮り、同意を頂いたところであります。新設学校名は「八峰町立八森小学校」とし、今議会に提案しております八峰町立学校設置条例の一部改正案が可決されますと正式に決定することになりますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

現観海小学校の大規模改修工事の実施設計につきましては、プロポーザル方式とし、県内外の7社から設計提案して頂きました。去る9月3日に開催したプロポーザル方式選定委員会において、提案の適格性、創造性、その実現性などの技術評価や会社の実績、入札金額などを審査の上、最も評価の高い業者と契約を締結したところであります。この設計内容につきましては、去る12月11日開催の議会全員協議会におきまして、議員の皆様にご報告させていただいた通りでございます。

今後のスケジュールとしては、建築確認申請を行い、許可が下り次第今年度中に一部工事に着手し、継続事業として2カ年にわたり工事を進めていくこととなります。

なお、本議会に工事費及び引っ越し費用等の関係予算を補正計上しておりますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査結果について申し上げます。

当調査は、4月24日、43年ぶりに小学校6年生と中学校3年生を対象に全国一斉に実施されました。調査結果については先般の全員協議会でも触れましたが、本町の各小・中学校は全国平均はもとより県平均を上回る調査結果となっており、これも偏に子ども達の頑張りはもとより、学校の先生方、保護者をはじめ、関係各位の日頃の学校教育への取り組みの成果の賜であり、素直に喜びを分かち合いたいと思います。

次に、「スペシャルマスター夢講座開催事業」の実施状況について申し上げます。

当事業は、各界の第一線級で活躍する専門家や達人を招き、複数校が一堂に会して講演や授業等を実施し、「本物との出会い」を体験できるようにすることで、児童・生徒の夢や希望を育み、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ることを目的に実施するものであります。

当町では去る11月9日、八森地区の小・中学校の児童・生徒を主体に、あきた白神体験センターを会場とし、八峰町出身の音楽家松尾一彦氏と、その一行を講師に招き、コンサートを実施いたしました。当日は地域の方々も含め300名を超える聴衆を集め、プロミュージシャンによる生演奏の醍醐味を味わうと共に、子供たちとの合同によるギターや合唱でセッションを行うなど、子ども達にとっては貴重な体験となり、事業の実施目的は十分達成されたものと思います。

次に、第2回八峰町文化祭について申し上げます。

町民文化祭の芸能発表は八森地区と峰浜地区が隔年で実施することとしており、今年度は11月11日峰中体育館で行われました。作品展示は峰浜公民館で11月10日から13日まで、八森公民館で11月10日から12日まで、それぞれ開催され、出品展示数は峰浜公民館で985点、八森公民館で829点あり、昨年度より218点多い作品の展示でありました。芸能発表では23団体、171名の方々から郷土芸能や学習の成果の発表があり、盛会に終えることができました。

また、今回は旧八森町とゆかりのある加賀家文書関係について、北海道別海町の「別海町郷土資料館」、石渡学芸員から来町していただき、パネル展と講演会を開催しました。パネルの特別展は、旧八森出身の加賀伝蔵が書いた絵画や資料になる「絵本雑記録」を大型パネルで説明したもので、別海町を含む根室地方や旧八森の様子が描かれており、両町、とりわけ旧八森の様子を知る上でも貴重なものが陳列され、パネル展示の他、加賀家文書館の映像の上映、各出版物別海町関連のパンフレットなども展示しました。見学者は、いつも身近に見ている八森地区の山・川・海岸・集落などの幕末の様子が描かれていることから大変興味深く見入っておりました。記念講演会では「八森町から蝦夷地へ、加賀文書が語りかけてくれるもの」と題して講演をいただき、こうした機会をとらえて両町のつながりをさらに深めるためにもさまざまな交流を展開したいと思います。

次に、あきた白神体験センターの11月末までの利用概要を申し上げます。

宿泊利用は174団体2,976人、日帰りで研修室や多目的ホールを利用した人は61団体2,389人で、総利用者は235団体5,365人となっています。7月から9月まで期間は、お盆前後を除き小・中学校の利用が多く、海では海辺の自然観察、海水浴、シーカヤック、山では留山散策や二ツ森登山などの体験メニューが多用されたところであります。

特に一般利用の中では、東京、千葉、埼玉など首都圏をはじめ、福島、宮城などからの家族・サークルでの利用が目立っており、夏から秋の繁忙期に比べ、10月以降の利用状況が減少することから、体験メニューに工夫を凝らすとともに、再度PRに力を注いでまいります。来年度に向けては、今年人気の高かったシーカヤックをはじめとする海の活動を早い時期から展開できるようにしたり、春の白神山地散策メニューなどを企画し、リピーターや新規の集客に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要について説明いたします。

議案第106号、八峰町農林水産物処理加工施設条例制定については、現在建設中の当施設の管理運営に係る条例を制定するものであります。

議案第107号、八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、平成21年春の開校を目指している八森統合小学校に関する条例を制定するものであります。

議案第108号、工事請負変更契約の締結については、現在工事中の峰浜地区の防災行政無線の工事について、当初計画を一部変更する必要性が生じたための変更契約に対して議会の議決をお願いするものであります。

議案第109号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、既定額に2億6,790万2,000円を追加して、歳入歳出の予算の総額を63億5,390万2,000円とするもので、主なものとしては、給与改定に伴う人件費の調整、生活路線バス等の維持費補助金、住基ネットシステムの更新、国保会計への繰り出し、岩子小学校児童送迎用自動車の購入、八森地区統合小学校改修工事、峰栄館の喫煙室設置工事、9月豪雨の災害復旧工事費、公債費の繰上償還、財調への積み立てなどとなっております。

議案第110号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に495万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億9,488万1,000円とするものです。

主に保険料給付費に充当されます。

議案第111号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、既定額に1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,556万8,000円とするもの

です。

補正の内容は、保険給与費の組み替えと基金利子の積み立てであります。

議案第112号、平成19年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、既定額に15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,261万2,000円とするものです。

これは、基金利子などを積み立てするものであります。

議案第113号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定額に305万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,503万6,000円とするものです。

主に八森地区施設管理費の修繕費の補正であります。

議案第114号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額から219万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億9,836万円とするものです。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費の減額となっております。

議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意については、沢目財産区管理委員のうち、田中と高野々の間で交代があったことから、議会の同意を求めるものであります。

以上、12月議会定例会へご審議いただく議案は10議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これにて行政報告並びに提出議案の説明を終わります。

日程第4、議案第106号、八峰町農林水産物処理加工施設条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 議案第106号、八峰町農林水産物処理加工施設条例制定についてをご説明いたします。

八峰町農林水産物処理加工施設条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月19日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。八峰町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。



ページを開いていただきたいと思います。

八峰町農林水産物処理加工施設条例、条文に従いましてご説明いたします。

第1条、設置についてでございます。八峰町内の農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得の向上と地域産業の振興を図るため、八峰町農林水産物処理加工施設を設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置でございます。1号に、名称、八峰町農林水産物処理加工施設。2号に、位置、八峰町八森字滝の間324番地の5に設置するものでございます。

第3条は、事業について述べております。1号が特殊製法塩、これは海水を煮詰めて製造する方法のものでございますが、これの製造販売。2号に、麴の製造販売。3号が特殊製法塩及び麴を使った食品加工等の製造販売。4号に、食品加工品の開発研究。5号、前4号に掲げるもののほか町長が必要と認める事業でございます。

第4条が使用料の徴収ということで、以前ご説明したものにこの部分が追加されておりますので、ご了承願いたいと思います。

ページを1ページ開いていただきたいと思います。

使用料の徴収でございますが、別表第4条関係、別表に掲げてございます。製塩室、それから塩・もろみ等の温存室、この部分については無料なんです。製麴室、ここにはこし器、蒸す機構とか洗米機等がございます。これを利用しての味噌とか餅をつくためのという形のものの使用に当たっては、1時間当たり500円。それから製品製造室には蒸気の煮沸が、それから真空包装機、主に真空包装機が使われるかと思われまじけれども、この他に食品開発の研修会とかそういう形の利用の場合に1時間当たり500円とするものです。部屋と、これらの機器の使用に関しての使用料を今回設けております。

戻っていただきます。

第5条には使用の許可ということで、施設を使用する場合にはあらかじめ町長の許可を受けなければならないということ。2項には、その際には管理上必要な条件を付することができるとしております。

第6条、使用料の減免についてでございます。町長が特に必要と認めたときは使用料を減額し、または免除することができる規定でございます。

第7条は、使用等の制限でございます。1号に、加工施設を破損させる恐れがあるとき。2号に、管理上支障があると認められるとき。3号に、公安または風俗を害する恐れがあるとき。4号に、危害を及ぼし、または迷惑となる物品等を携帯しているときと

しております。

第8条は造作等の制限で、使用者が特別に新しい機械を設備したり、また室内を造作しようとする場合には町長の許可を受けなければならないとしております。

第9条が原状回復義務です。使用者が使用を終了したとき、または使用の許可を取り消されたときには直ちに加工施設、施設及び備品等を含みますけれども、現状に復さなければならない。2項に、使用者は使用によって加工施設等に損害を与えた場合への規定でございまして、原状回復をするということ、それができない場合にはその費用を弁償しなければならないとしております。ただし、町長が認めたときは、その費用の全部または一部を免除することができる規定を設けております。

第10条が指定管理者による管理を定めております。管理は法人その他の団体であって、町長が指定する者に行わせることができることとしております。

第11条が指定管理者の義務です。1号に、使用の許可または許可の取り消し、使用の制限及び停止に関する業務。2号に、加工施設及び設備の維持管理に関する業務でございまして。その他、加工施設の管理に関し町長が必要と認める業務です。2項に、前条の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合、使用の許可等の規定の適用については、この規定中、町長とあるのは指定管理者といたします。

第12条、管理の基準です。指定管理者は、この条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って加工施設の管理を行わなければならないとしております。

それから第13条、利用料金の収受についてです。第10条に規定する加工施設の管理を指定管理者に、これも行わせる場合なんです、町長は指定管理者に加工施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することができるものとしています。この場合には、第4条、第6条、使用の料、それから免除等、町長が行うというのは適用しないものでございます。

第14条、利用料金の承認です。利用料金につきましては、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとしております。また、これを変更するときも同様であります。2項に、町長は前項の承認の申請があった場合、当該申請に係る利用料金が、次の各号に掲げることに適合していることを確認した後に承認するものとしています。別表の既定の基準として定められていること、それから2号には、指定管理者が行う業務、これの運営に要する費用に照らして妥当なものであること。3項は、これを承認した場合、公告することとしています。4号には、指定管理者が承認を受けた使用料金を掲示

するということを規定しております。

第15条、利用料金の減免につきまして、指定管理者が特別な理由があると認めたとき、または利用料金を減額し、または免除できることとしています。

利用料金の不還付、これが第16条でございます。指定管理者が既に収受した利用料金、これは還付することができない。ただし、使用者のそれに期することができない理由により施設を使用することができなくなった場合、その他、必要があると認めた場合、全部または一部を還付することができるとしております。

第17条は委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

先ほどの行政報告で述べておりますが、工事は平成20年3月25日を工事期限としております。この条例制定後において、この条例のもとに指定管理者の公募等を行い、3月定例議会に指定管理者の議決をお諮りしたいというふうに考えております。

運営法人につきましては了解を得ておりますが、条例制定後、年明け後早々に、発起人会を開催する運びとしております。法人設立後において酒税法のもろみ製造の許可、使用従業法による酒造製造業の登録などの申請事務を進めてまいります。販路等につきましては、県総合食品研究所並びに県立大学等の関わりのある白神こだま酵母のパンを作っている業者、稲庭うどんの製造業者、お菓子・製菓等の業者、また、味噌・醤油等の醸造食品加工等へのPRを共同で進めているところでございます。その他、白神バイオ利用促進協議会、白神微生物遺伝子資源の研究機関に参画している企業等とも、今後これらの加工施設との関わりを持ちながら、事業展開を進めていきたいというふうに考えております。

まだサンプル等の問題なんですけれども、県の総合食品研究所では今回醸造されておりますお酒、これの酒粕使用を用いて類似品を作りたいということ、それからPR用には塩の試作品を町の方に依頼されておりますので、今後これらを用いてPRを図ってまいりますというふうに考えております。

あと、町内の研修関係につきましても、県の食品研究所また県立大学の教授にお願いし、研修会等で天然の活用方法、ブランド化を図るための意思統一等について検討してまいりますというふうに考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 何点かについて質問させていただきます。

まず第2条の位置なんですけれども、取得したところの地番は、これ1筆だけだったのかどうかということです。

次に、第3条の部分なんですけど、（1）海水を煮詰めて塩をとる古来からの方法が特殊製法なのかどうかということです。

次に、第7条の（1）から（4）までに該当しなければ、これ以外の方々の入場は自由に行われるのかどうか。

それから第10条の指定管理者の期日に、期間についての定めはないのかどうか。

それから第14条でありますけど、この基準で定められた使用料金を支払いまして指定管理者の使用許可があれば、個人・団体等、人数を問わずに利用が可能なのかどうかということ。

それから料金なんですけれども、この別表に定められた料金のほかに、指定管理者が定めた料金をこれ以外に利用する方は支払わなければならないのか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。

○産業振興課長（武田 武君） 最初に第2条の1に関してございます。購入した土地は1筆を分筆し、施設の建設位置につきましては分筆から滝の間324番地の5という形で分筆になった、ここに建設されるものでございます。購入した筆数は2筆でございます。中に水路が挟まっておりますけれども、その両脇という形になります。

それから第3条の特殊製法塩というのは、塩事業法の法律で定められておりまして、海水を煮詰めて、純粋にですね海水を煮詰めて作るものは、名称を特殊製法塩という呼び名となっております。

それから第7条、該当しなければ、これに該当しなければ入場は自由なのかということでございますけれども、一応ここでは危険行為等の規定を設けておりまして、一般の見学者、それらにおいては指定管理者もしくは町長の判断で、その業務に支障のない限り見学は可能というふうな対応を取りたいと思います。

それから第10条の指定管理者の期間については、この後、募集の段階でですね、おおむねの指定管理者をする期間、これらを公告して定めることで、条例には特別盛り込ん

でおりません。

それから第14条の使用の許可、この個人・団体等についてでありますけれども、私共といたしましては、今後指定管理者とも話し合うわけですが、この製造されたものを使ってですね、加工等を行う方々を優先的に使用させる形になるかと思えます。個人からの申し込みのあった場合には、その利用形態、それが研修開発とか、この場を使ってのものが有効であるとすれば、その場面での使用もこの条例上からいけば可能ではないかというふうには思っております。

それから料金につきましては、この部屋、機器の使用、これの1時間当たり500円を基準として定めるものであります。けれども、現状、単なる使用の場合には、これ以外には料金がかからないというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） まず利用料金、今、柴田議員から質問がありまして答弁が行われたんですけども、私もちょっとそれについて聞きたいなと思ってあったんですけども、今何だか答弁では、できた加工製品を利用してそこで自分たちで何かを作ることによって施設を貸すというような答弁であったんですけども、それであれば別にそこから加工製品ができてんだからそこから買って行って自分の家でいろいろやることできると思うけれども、私はただここ、利用料金についてね、考えたときは、塩を自分で作りたい、何をしたいということで、1時間でできないですけども、何かそこへ行って自分たちで何かするため、加工したりするために使うのかなというようなことで考えていたんですけども、前、加工施設の場合、そういう説明は全然なかったしね、もしくはそういうことになれば、あそこの狭いところで誰かが個人的とか、それから団体が行ってね、あそこで塩作ったり、もろみ作ったりとかって邪魔にならないのかなと、そういうようなことも懸念されるんですけども。

それから指定管理者との契約を、これからどういう会社になるかわかりませんが、結ぶ場合は今後議会に示していくと思いますが、その中でまず赤字になった場合はどうしていくのかというような条項とか設けていくのか、それからまた軽微な施設などの修復の場合は指定管理者がやっていけると思いますが、重度な損失が、物品損失があった場合にはどのように指定管理者は、やっぱりそれならばちょっとお金がかかってできないからと言った場合には、町はどのように対処していくのか、そこら

辺を答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 最初に、この利用の形態でございますけれども、あらかじめ施設の利用については申し込みを取るという形でございますので、それらがち合わない調整を行いながら使用をさせたいというふうに思っております。

それから、主にこのものに関しては白神塩もろみ等の袋詰め真空包装、これらの需要が多だろうという形のもので今回設定したものです。

そのものに関しましての利用に関しまして、加工施設等でございますので、不得定多数の方々がということは加工施設としては問題がありますので、製造の非利用の組合員の加入者、これが優先的という形にならざるを得ないと思います。

それから指定管理者の赤字になった場合とかいろいろ想定で話されておりますけれども、指定管理者からは利用に関する計画書を出していただきますし、その内容を精査したもので指定管理という対応になります。

それから施設の軽微な消耗品的なものについては指定管理者が行うこととなりますが、施設全体は公の施設で町のものでありますので、大規模な修繕、これらに伴うものは当然町が行わなければいけないものというふうに考えてございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今の利用のことなんですけれども、何かややこしいようなことで、そんな面倒くさいことならばやる必要ないんじゃないかなと思うんですよね。そしてまず、あらかじめそれは申し込んでいかなきゃいけないと思いますが、あまりに人数が多い、また、そのなるべくならば組合員の人が使ってもらいたいというのであれば、初めからその会社の従業員というか会社の一員であるから、そういうところから使用料を取るのもちょっとおかしいんじゃないか。こういうような面倒なことをしないで、ただそこに見学しに行くのには入館料は無料だとかね、そういうことであれば別にややこしくないけれども、そこ行って塩作りたいな、何してみたいなって1時間、2時間でできるわけじゃないしね。やっぱり半日以上かかるものだから、そうすれば幾ら1時間500円だとしたって5,000円も6,000円も取られてね、誰やる人いるのか。何かそこら辺のこと、前には全然説明なかった、どうもあやふやなので、もう一度、どういような人が行って、そこを使ってどうするのかということをもう少し詳しく説明してもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 塩の製造に関しましては、きちんと登録をされている方じゃないとできませんので、これが一般の方が単純に行って作るという形のものにはできないと思います。

それから使用の形態なんですけれども、産直の方々とかですね、真空包装機材の持っていないの方々、これらに対してを主に中心に考えているわけなんですけど、そういう方々が真空パック、包装詰めをしたいという場合には、この施設でできるというふうな、そういう利用の形態を考えております。

○議長（阿部栄悦君） 3番さん、よろしいですか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） それこそ石塚議員の質問にも関連するわけなんですけれども、今こう聞いてもね、この施設そのものがもう当初からやっぱりいまだに皆さんピンと来てないと思いますよ。いわゆる条例をするための部分があったとしても、何か利用料とかというふうな部分は、やっぱり当初からそれはやっぱり上げる必要あるものであったら、やるとかというふうなことではないと、その部分からもうまた考えが、はっきり言ってこの施設はどういうふうな施設なのか、指定管理者をいわゆる別会社の人やってもいいのか、一般もやるのか、もう少し本当にもうちょっと具体的に説明してもらわないと、後から後からこう追加されるような感じで、その部分を、何かぴったり来ないからよろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） この施設につきましては、管理運営等、これにつきましては指定管理者が行うこととなります。今回のこの施設の目的でございますけれども、地域の農産品、これの付加価値を高めて農林漁業者の所得の向上、地域産業振興ということで、施設全体が指定管理者の単に運営だけではなく、町民、いろいろ産直とかそういう加工関係に当たられている多くの方々への波及効果も考えてございます。

このもののこの目的から言いますと、いろいろ県と条例関係の制定の中で単に指定管理者、そういうことではなくて、やっぱりこの中の機器ですね、を利用して個人的な方々といいますか、産直等に出している方々にも便宜を与えるべきではないかというふうな話もございまして、当然それには自分で加工して自分で売る、その加工所における付加価値を高める、その使用料という形のもの、これ団体・個人があるわけですが、そういうもので今回新たに使用料金というものを定めさせていただいております。

○議長（阿部栄悦君） 4番さん、よろしいですか。はい、3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） そうすれば、ここでは塩、もろみ、まず塩はのさっと作って、はい、それはそのままどこかに販売すると。結局、カップとかね、100グラム350円、250円で作っておくんじゃなくて、ラベルも作ってきちんとするんじゃなくて、その材料とできたのがそこに野積みにあったものを、これが欲しいからといって自分たちでカップとか袋とか持って行ってそこから買って、そこに詰めて、自分たちでどっかで売るといようなことですか。だって、その産直とかね、どこだかの人に来て自分たちで袋詰めにしたかね、そして販売したいんだと。そのために利用してくれといような感じに聞こえるのでね、初めからそこでは要するにそういうような会社の指定管理者の方で、100グラムのを詰めたり、袋詰めにしたか何かにしたかとかとしないで、業者が来てもう100キロくれとかっていう、そういうような販売ルートで行くんですか。ちょっとそこら辺。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 指定管理者が当然、塩等の袋詰め等をしてこれらの販売を行います。ここで想定しているのは、農林漁家が自分で干物にしたものとかですね、そういうものを白神塩もろみをつくる段階では、これを長く貯蔵する関係では真空パック詰め、これらが必要です。個人で準備するというふうになると、なかなかその辺あたりは難しいのじゃないかということで、当該施設をというふうな形で考えています。

塩等についてこの指定管理者が製造販売いたしますので、主に農林漁家の方々が自分で加工したもの、その賞費期限、賞味期限を延ばすための真空パックとか、そういう形の利用形態が考えられるかと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時14分 休 憩

.....  
午前11時48分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。3番石塚正一君。



○3番（石塚正一君） この条例は、まだまだ何か不備な点があるので、私はこの条例に対しては反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この加工施設の建設の入札が終わって、もう工事に取りかからんとしているこの段階ですね、これを運営、事業をする団体・組織がまだできていない。この施設がいつから稼働するのか、まだ私も聞いておりませんが、今工事に取りかからんとするこの段階において、新年早々に法人を設立すると。そして我々の一般質問、そして全員協議会の中で説明されてきたものが二転三転してきている。どうもこの管理者制度、これにも納得できるものではない。反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私も反対討論をします。

私は当初から言っているとおり、場所は滝の間の場所、この場所は非常に狭い、そして同じ棟に精塩所をつくるということは、建物の損傷が非常に激しくなる、この部分は先ほどの説明でも指定管理者の軽微なところの経費しか見ません。これは当然、町の負担になります。これから非常にこれが財政を圧迫してくるのではないかという懸念がありますので、反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 賛成の立場から討論いたします。

やっと条例の制定まで来たのかなと。しかしながら今またいろいろ議論のあるように、本当に大変だなと。3月の議会から今日まで、こういう事業をやるときにこんなにも議論、時間のかかった事業は今まであったかなと、こう思うと同時に、裏を返せば、やっぱりそれだけ同僚や先輩議員の方々も心配をしているからこそだと思っておりますが、私はこれまで賛成してきたとおり、塩や麴は勿論ですが、それ以上にこれまでの白神山地の関りをもってきた微生物の研究開発、県との情報交換をしてきた資料、大変貴重なものがある。そういうものを含めながら、この町の産業の育成に何とか一助になればなという募る思いから賛成してきたものでございます。ひとつこの条例制定がなされ、後は町として手を離すんじゃなくして、この後も県食料研究センターともいろんな情報をしながら、やっぱりこの八峰、能代山本は白神山地と関り合いは直接間接、これからも持っていくべきだという可能性を秘めたものから賛成をしてきたものでございますので、このたびの条例制定も賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） この条例に対しては、使用料含めて今回こう初めて上がったというふうな部分と内容を見ても、これには反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

3月いっぱいまで当施設は完成する運びになりました。新年度からここが稼働するという時期に合わせて今回の条例の制定であります。当然、建物ができ、それまでに管理運営をする法人も立ち上がるということでもあります。若干、法人の立ち上がりが遅れた分、ここで言う管理運営を任せる相手がまだ定まってない状態での条例制定ですので、何か私方も少しの不安はあるわけですが、建物ができ施設が稼働するわけですから、当然、今回やっぱりこの条例は通すべきという感じをしております。

それから私もずっといろんな期待を込めながら、この施設の建設に意見を申し述べてまいりました。今、食品を取り巻く状況はまさに厳しいのが日本の食糧事情であります。そうした中で、当町、白神という世界遺産を抱えた当町において、やはり私方はここから日本の新しい食品を発信するくらいの意気込みを持って本事業に取り組んでほしいと思いますし、そこを運営する本条例には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 私は賛成の立場から討論したいと思います。

この設置の第1条にあるように、非常に町の産業に期待できるものがあるので、私は賛成するわけでありましてけれども、そしてまたこの八峰町から本当に誇れるものを出していければ、発信していければと思って、期待しているところであります。組織ができるのが後手になってしまったわけでありましてけれども、やはりこういう加工施設っていうのはやっぱり施設を利用する人方、あるいは組合員の人方の意見をですね、これからやはり聞いて、稼働までにかかってですね、より良い施設を完成してもらいたいと思います。そういう意味でこの今回の条例に賛成したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今までで、この事業に対していろいろ議論をしてきた中で、今日のこの条例の不備も感じられますし、確かに地域活性を目指して、雇用の創出等目指して、事業を立案するのも大切なこととは思いますが、この事業立案から土地のこととか

内容的なものも含めて、この事業が本当に農林漁業の振興に繋がるのか、雇用の創出に繋がるのか、大変疑問に思っています。今、加工所解体に入っているという現状を踏まえたと、忍びないところもありますが、今回は反対したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、議案第106号は否決されました。

休憩いたします。午後1時より本会議を再開いたしたいと思っておりますので、ご参集願います。

午前11時58分 休 憩

.....  
午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） ただいまより午前中に引き続いて本会議を開きます。

日程第5、議案第107号、八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤 進君） どうも皆様、御苦勞さまでございます。議案第107号についてご説明申し上げます。

町長の行政報告にもありましたが、この本議案につきましては11月の協議会におきまして、今議会に提案する旨お諮りし同意をいただいたものでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、朗読して提案に替えたいと思います。

議案第107号、八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月19日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由、八森地区3小学校、八森、観海、岩館を廃止し、3校を統合して新設校を

開設するため条例改正するものである。

次のページをご覧くださいと思います。

次のページが別表の第1が付いておりますけれども、これが学校の現在の名称と位置のものでございます。

この八森町立学校設置条例を次のように改正するというので、現在、別表、上段の別表1表中の八森小学校、観海小学校、岩館小学校を廃止いたしまして、下段のですね、八峰町立八森小学校にするというものでございます。

なお、位置につきましては、現観海小学校の八峰町八森字滝の上117番地とするものでございます。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 別にこの条例には質問じゃないですが、関連して聞きたいんですけども、この間、初めて説明を受けまして、学校の設計等、いろんなことを説明受けましたが、それで初めてあのときに青島さんという方が設計者だということを知りました。本来ならば、もう多分入札はみな決まっているはずでしょうから、入札調というものを本来なら提出してもらいたかったなということを希望いたします。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） ただいまのご質問でありますけれども、入札調につきましては、まず工事請負費についてまず、定例議会ごとに出しているというのが通例であります。そういう中において、委託業務につきましては出してませんでしたので、一応今ご質問ありましたので、後日資料として提出させていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第108号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長(嶋津宣美君) 議案第108号について説明いたします。

工事請負変更契約の締結ということで、今年の5月7日に指名競争入札に付した八峰町防災行政無線、峰浜地区の分ですけれども、この施設整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるという内容でございます。

1番の契約の目的は、行政無線の施設整備工事に変わりありません。

2番の契約金額のところは若干変わってしまっていて、変更前が2億8,770万円の工事契約でしたけれども、このとおり変更がありまして、2億9,113万5,600円と、343万5,600円の増額となっております。

契約の相手方も変わりございません。日立国際電気東北支社、支社長の桑原良平です。

4つ目の支出科目も変更ございません。消防費の方から出しております。

平成19年12月19日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するというところでございます。

詳細については先般の全員で説明しましたけれども、再度説明いたします。

今工事している防災行政無線、峰浜地区を対象にしていますけれども、21年の秋に新庁舎の方に作ったものをまたさらに移設するというところで工事費がさらにかかります。それをできるだけ小さくするために、今回の中で、親局分を役場の八森庁舎の2階でなくて、外の方にプレハブを借りて21年の秋までそこで稼働させると。

それから工事の進行に伴って若干の変更が出てきたと。例えば糠森山の方に中継局をつくるわけですが、そこへ物を搬入するための搬入路の補修、あるいは親局と中継局の間の耐震、耐雷トランスですね、これをボリュームアップさせたり等で増えています。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回の増額の主なのは、新しい庁舎できたときにスムーズに移転できるようにということで、今回その新しい親局をプレハブに設置するということですので、そのこと自体は庁舎建設が決まった時点ではいいなと思うわけですが、プレハブで災害時のよりどころである防災無線の親局が設置される。若干の不安があります。災害のときに耐えられるのか、あるいは利用がどうなるのか。過去にそうした経験をしておりますので心配されるわけですが、その辺のことを考えたのかどうか、お答え願います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今の質問ですけれども、総合的に判断といいますか、21年の段階で現庁舎の方に作ったものをさらに分解して、重いものをですね、新庁舎の方に運ぶお金の方がかなり大きかったので、今の段階から検討して、若干お金かかるわけですが、プレハブをそこに置いて空調設備を入れてですね、設けた方が、経営的にかなり将来的に見ると安くつくということでやっておりますので、そういう突発的な災害がないとは限りませんが、現段階では総合的そういうことで判断させていただきました。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 補足して説明をさせていただきます。

確かにプレハブということで不安な要素はあると思いますけれども、手入れの関係であるとか、そういった管理の関係はきちっとしていかないといけないと思いますので、洗浄をしたりですね、それから庁舎のすぐそばにありますので、常に管理できるような状態でやっていきたいと思っておりますので、ただ、建物そのものの構造からいってですね、頑丈なものではないわけですので、その点はちょっと心配な点はありますけれども、ちょっとの間なので、まずいろんな総合的な考えで予算事情からいうとその方がベターだということで考えましたので、何とかひとつよろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 子機についてちょっとお伺いしたいんですけれども、峰浜さんの場合はこれから新しいということで、難聴者の方には字幕スーパーで知らせるとありましたよね。それつけるとあったよね、字幕スーパーで、結局、声ばかりじゃなくて耳

の聞こえない方には字幕スーパーが出て、今言っていることがぼっと出るんだということをつけるという話を前説明しましたよね。わからない。そう、間違いはないですよ。そのときにですね、八森、それは画期的なことですね非常にいいなと思ってあったんですけども、八森地区の場合はそれがいいわけですよ。だから多分失礼な言い方かもしれませんが、耳の聞こえない方とかいらっしゃると思うんですよ、中に調べてみればね。そうすれば、まず今の場合は、ごみステーションの場合は両方に均等割ということで不公平のないようなやり方をした。ところが今峰浜さんは今現代の画期的な施設設備をする。八森の方でも、いや、俺の方でもやってくれないかなという言葉が出てきた場合には、それを予算上もいろいろあるんですけども受けられるのかということと、それからよく前は北部漁業ではうちはいらぬということ断わった経緯もありますが、あと峰浜さんはこれの予算は前の私の質問で農業振興のためにも予算が出てきているから、その内容も農家のことも言わなきゃいけないんだという答弁でありました。そのときに結局、今聞いたら、子機というものは峰浜さんにはない、今までやってなかった。そうすれば今回新しくやるためには営業所、農協とか、そういうところにもこういうものを入れるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 石塚議員の質問ですけども、字幕スーパーといいますか文字情報、音声の代わりに流すということでありまして。これはなぜできるかということ、先般説明のとおりデジタル放送だからできるということ、残念ながら八森地区の方でそういう該当の方がおられてもですね、流している電波はアナログですので今の段階では八森地区は放送できません。いずれいつかの時期にこちらの方もデジタルに直した場合はですね、そういう放送になると思いますけれども、若干時間がかかると思います。

それから事業主さんの方でやる、会社等につける子機と言いましたけれども戸別受信機ですね、これについてはそれぞれ町で設置するもの、それから事業主さんの方からご負担いただく分ということで調査をとりまして、それぞれ分けて今回設置の予定でございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） その場合ですね、子機の場合、個人の家の場合は無料ということですけども、それで指定したところは多分、こことここに町がやるんだと指定した場合は、それは子機は無料だと思うんですが、大きな人の集会、集まる場所ですね、うち

でも欲しいと言った場合は、これは該当しないからという場合は前は約3万5,000円から4万円とられるということでありましたが、そこら辺はこれからどう考えているんですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 多くの人が集まる集会施設と町の管理に係るといいますか、各地区の自治集会所等については、これは設置します。町の責任で無料でやります。ただ、会社の方ですね、どうしても必要だという場合は、今の仰せのとおり実費分をいただくということで、金額ちょっと今あれですけれども、実費分いただくことにして、それは事前に周知して今回件数をまとめております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） 私の方からは金額的なことではありませんが、システムというか、この庁舎の脇にプレハブで親局をつくって新庁舎に即それが移動できるようにということなんですが、糠森山に中継電波を發して、そこからまたさらに峰浜地区の支局、中継局にまず送ると。そうなりますと、新庁舎が仮に今計画されている中間地点の目名淵に行くと、そこからもやっぱりこの糠森に電波を送って、さらにまた峰浜の中継するわけですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 木藤議員言われるとおり、そのとおりでございます。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。



日程第7、議案第109号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第109号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第7号）について提案ご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,790万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,390万2,000円とするものであります。

なお、継続費の補正第2条につきましては、5ページの第2表でございます。

地方債の補正につきましては、第3表の地方債補正が6ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

説明は9ページの歳入から説明したいと思います。

2、歳入、9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金、補正額766万6,000円の減額でございます。交付金766万6,000円減額でございます。これは対象児童数の確定に伴って交付決定がされまして減額されるものでございます。児童手当の分でございます。

9款地方特例交付金2項特別交付金1目特別交付金、補正額96万2,000円、節の特別交付金96万2,000円。各市町村の税の減収の見込額により算出されるものでございますが、今年度の交付額が確定されたものでございます。

次に、10ページ、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、補正額1億9,546万6,000円、地方交付税1億9,546万6,000円でございます。これは地方交付税の普通交付税のですね、交付額が決定になりまして、これが全額の補正でございます。今回の補正額は申し上げましたように1億9,546万6,000円ではありますが、今年度の地方交付税は27億9,246万6,000円となるものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、補正額55万2,000円、節の児童福祉費負担金55万2,000円。これは児童手当の交付額が増になりまして、それに伴う国庫負担金の増額の分でございます。国庫負担が10分の8の追加でございます。

11ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金4目災害復旧費国庫補助金、補正額1,768万8,000円、区分の2の災害復旧補助金、現年度分1,768万6,000円であります。これは9月の豪雨災害の国庫補助金でございまして、補助基本額の66.7%の分でございます。

5、教育費国庫補助金、補正額491万6,000円、1の教育費補助金491万6,000円。説明に書いてありますように、安全・安心な学校づくり交付金336万6,000円、これは八森地区の統合小学校に関わる工事費の補助金でございます。一部、事務費も含まれてございます。

2のへき地児童生徒援助費等補助金155万円、これは来春予定されております岩子小学校から通学するバス購入の補助金でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、補正額6万9,000円。児童手当の負担金でございます。県の負担金10分の1の追加分でございます。

12ページ、15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金、補正額182万1,000円、区分3、生活バス路線維持費補助金182万1,000円。説明のところに書いてありますが、生活バス路線維持費補助金が58万3,000円、これは生活バス路線が岩館線でございます。

2のマイタウンバス補助金122万3,000円、これは大久保岱線でございます。

2民生費補助金、補正額502万1,000円、1社会福祉費補助金502万1,000円、7の障害者自立支援臨時対策事業費補助金502万1,000円、これにつきましては3本になってございますが、事業の運営円滑化事業に対する補助金が68万4,000円と通所サービス利用の促進事業補助金が33万7,000円と、自立者支援給付支払システムに要する経費が400万円、占めて502万1,000円でございます。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金103万円、区分、利子及び配当金103万円。説明に書いてありますように、これは各基金に対するですね、基金の積立金の金利の上昇による分の利息の分でございます。

13ページ、17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金、補正額1,000万円、区分、一般寄附金1,000万円。これは水沢自治会からですね1,000万円の一般寄附として受けたものであります。

18款繰入金2項基金繰入金4目減債基金繰入金、補正額1,105万6,000円、1減債基金繰入金1,105万6,000円。これにつきましては、共済の繰り上げ償還に対する元金に充当するものでございます。後に歳出でも出てきます。

20款諸収入4項雑入3目雑入、補正額958万9,000円、雑入958万9,000円。これにつきましては、白神体験センターのバス・軽トラックの精算による減額もございますけれども、次のページのですね、14ページの秋田県市町村振興助成金、これは宝くじの助成金でございますが、これが主なものでございます。

21款町債 1 項町債 6 目教育債、補正額860万円、区分、1 統合小学校建設事業債860万円。統合小学校建設に対する過疎対策事業債のものでございますが、これは建設工事の追加に関わるものでございます。

8 災害復旧事業債、補正額が880万円、1 公共土木施設災害復旧事業債880万円。これは公共土木施設の災害復旧事業債でございます。

15ページ、3、歳出。歳出のところですね、人件費に関わるところで、給与あるいは手当の分が随所に出てきますけれども、これにつきましては先の全員協議会で皆さんの方に説明しておりましたように、このたびの人事院勧告に伴う改定でございますので説明の方は省略しますので、よろしく申し上げます。

なお、時間外手当等につきましては説明したいと思えます。

3、歳出、1 款議会費 1 項議会費、省略します。

2 款総務費、省略します。

16ページ、3 目財政管理費、補正額11万3,000円、9 の旅費 3 万9,000円、11の需用費 7 万4,000円。これは公会計制度がこれから入ってくるわけですが、それに伴うものでございます。

5 財産管理費、補正額が 2 万5,000円、これも省略したいと思えます。

7 企画費、補正額613万7,000円。これにつきましては、9 の旅費47万5,000円、町民歌の作成、あるいは新エネルギービジョンに対する業務関係でございます。

17ページの11需用費30万円。印刷製本費、新エネルギービジョンに関わる広告費の作成等でございます。

13の委託料の61万2,000円の減額につきましては、新エネルギービジョン策定の調査委託関係の予算の組み替え減額でございます。

19負担金補助及び交付金597万4,000円。これは生活路線の維持費の、バス路線の維持費のですね、補助金349万8,000円、それからマイタウンバスの維持費の補助金247万6,000円、岩館線、あるいは大久保岱線に関わるものでございます。秋北バス、あるいはタクシーの分です。バス路線の維持補助金として盛ったものでございます。

8 目電子計算費、補正額952万3,000円、12役務費269万9,000円、3 手数料264万9,000円。住基ネットのですね、システムの構築に伴う手数料関係でございます。

18備品購入費682万4,000円、住基ネットシステムの備品関係でございます。機器一式でございます。これの源資になるのは先ほど申し上げましたように、歳入で説明しまし

たように秋田県市町村の振興助成金ですね、これが充てる予定になっております。

10目自治振興費、補正額333万6,000円、15工事請負費150万円。これは街灯設置工事でございますが、八森駅からですね真瀬の踏切までの間の、いわゆる茂浦、中浜地区のこの道路に街灯の設置、8基を予定してございますが、これの予定でございます。

19負担金補助及び交付金183万6,000円、2補助金、集会施設補修事業補助金183万6,000円。これは旧石川子ども園の解体、あるいは補修に伴う町からの補助金として、全体工事費の2分の1を予定してございます。もう1件につきましては、水沢の上町の町内会からの改修工事費が2分の1の事業を予定してございます。

11目交通安全対策費40万円の補正、11需用費40万円。これは道路カーブミラーの修繕でございます。予定といたしましては、中浜、横間、あるいは岩館、田中の4カ所を予定してございます。

18ページは人件費でございますので、省略させていただきます。

19ページも省略します。

20ページ、3款民生費1項社会福祉費3目障害福祉費、補正額が88万円、19負担金補助及び交付金88万円。補助金、これは通所サービスの利用促進事業費が75万5,000円、福祉ホームの事業費補助金が12万5,000円、上段の方は、これは町内の八峰町内のさくら園、そして秋田市のサンハウス等に伴う促進の事業の関係でございます。下段の方の福祉保護費については、和光園に入所する1名分でございます。

5目国民健康保険費、補正額が476万5,000円、28の繰出金475万1,000円、1の国民健康保険特別会計繰出金475万1,000円。国保財政の安定のための、安定化支援の事業の繰り入れでございます。あとそれから育児費の一時金の繰り入れの2点でございます。

21ページ、7目老人保健費、補正額150万、19負担金補助及び交付金150万円、負担金、後期高齢者医療広域連合会負担金、一般事務費とですね派遣職員がされているわけですが、これはまだ現在、八峰町の派遣職員はおりませんが、派遣されている職員の人件費の負担金でございます。

8目高齢者コミュニティセンター管理費、補正額50万円、11需用費50万円、光熱費40万円。これは灯油の単価のアップに伴うものでございます。光熱費につきましては電気料でございます。

22ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、補正額が52万8,000円、7の賃金の50万4,000円、日々雇用者ですね、50万4,000円。これは観海小学校の放課後

の児童クラブの指導員の賃金でございます。観海小学校につきましては、これまで土曜日が休みでおったわけですがこれを復活させたいと、こういうものでございます。

20の扶助費138万円、1被用者児童手当138万円、延べ138名の1人1万円と、こういうことでございます。

23ページ、14款衛生費1項保健衛生費2目の予防費、補正額が56万7,000円、12役務費56万7,000円、手数料でございますが、これは健康管理システムの国保のデータ連携業務に伴うシステム改修の分でございます。

24ページ、25ページは人件費でございますので割愛させていただきます。

26ページ、7款商工費1項商工費3目観光費、補正額64万円、12役務費144万円、3の手数料144万円。これにつきましては、行政報告でもありましたように商標登録の書き換え分等でございます。もう1件につきましては、八峰町のサイン計画ですね、これに伴うものと合わせて144万円でございます。

13委託料80万円の減額は、事業の実績の精算によって減額されるものでございます。

27ページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、9の旅費でございますが5万円。これは県の専門研修に関わるものでございます。

28ページの2目道路新設改良費、補正額が…ちょっとすいません。27ページの道路維持費の1目の道路維持費の賃金の28ページの15の工事請負費300万円、これにつきましては、町道小入川岩館線の路盤の入れ替え工事でございますが、これは漁集事業と合体してやる工事でございますが、延長が250メートルを予定してございます。

29ページは人件費でございますので省略させていただきます。

29ページですね、8款土木費4項下水道費1目下水道費の補正の211万9,000円、19万1,000円の減額は、これは28の繰出金、人件費の改定分によって減額されるものでございます。

30ページですね、消防費は人件費でございますので省略させていただきます。

31ページの消防費の2目非常備消防費21万円の補正、旅費21万円。これは費用弁償として今回自治体消防が60周年を迎えまして、東京ですが、団長と副団長の2名ですね、それと随行の職員1名の3名分の旅費でございます。

次に、5目の防災無線施設費15万3,000円、これは12の役務費8万4,000円、手数料は、防災無線を現在の建設課のですね、トラックに車載、取りつけと、こういう予定でございます。

14使用料及び賃借料6万9,000円。これは3の防災無線屋外支局借地料、これは無線用の電柱を建てるわけですが、それに伴う用地の借り上げ料でございます。

それと4の防災無線電波利用料、これは、電波利用料につきましては再送信のですね、支局・子局ですが、これが2カ所、それからアンサーバック、ちょっと私わかりませんが、これが2カ所と、4カ所の分でございます。

以下、32ページからはですね教育費の関係でございますので、教育委員会の方から説明願いたいと思いますが、ずっと飛んでページの39ページを開いていただきたいと思います。

39ページの11款の災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目の公共土木施設災害復旧費、補正額2,786万2,000円、11の需用費の87万2,000円。これは、このたびの9月のですね、災害復旧に伴う消耗品、あるいは車燃料費等でございます。

12の役務費の20万円、これは手数料としてコピー機のですね、カウンターの手数料でございます。

40ページの14使用料及び賃借料79万円。これも事務機器、カラーコピー等でございます。さらに自動車等の現場監督者のですね、リース代でございます。

15工事請負費2,600万円。これは小釜沢川・野田川・夏井沢川・倉の沢川・町道峰浜中央線の災害復旧、あるいは単独の町道水沢鳥矢場単独災害のですね、この6本に対する工事費でございます。

41ページの12款公債費1項公債費1目元金、補正額1,105万7,000円、23償還金利子及び割引料1,105万7,000円。これにつきましては、19年度末にですね、元利償還が現在1,105万7,000円残っているわけですが、これは旧八森町の八森中学校の校舎の土地取得造成に対する、59年に借り受けたものでございますが、義教債でございますが、これにつきましてはの繰り上げの償還でございます。

13款諸支出金2項諸費1目国・県支出金返納金203万4,000円、23償還金利子及び割引料。これは国庫支出金の返納金でございますが、身体障害者保護費の返還、過年度分ですね、これと、地域生活支援事業費の補助金の返還分、過年度分でございます、この2本でございます。

42ページの13款諸支出金3項基金費、これは先の歳入で申しあげました利子収入の積立金の明細でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 御苦労さまでございます。それでは教育費の方は教育長が説明を申し上げます。歳入の方につきましては副町長が申しあげましたので割愛させていただきますので、私の方からは歳出について説明を申し上げます。

32ページでございます。10款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費 7 万7,000円の補正でございます。これにつきましては、旅費として普通旅費 7 万円と使用料及び賃借料として高速道路使用料でございます。3 月までの普通旅費分の不足分の計上と、合わせて高速道路の使用料でございます。主なものにつきましては、八峰町から青森県の十和田市に 1 人教師が派遣しております。2 年の契約で派遣しておりますが、その方への心のケアを含めた激励の意味を含めて伺ってきたものでございます。

それと 2 目の事務局費でございます。節で 8 節の報償費マイナス 20 万7,000 円の減額でございます。国際交流活動関係報償費の減額でございますが、当初予算に計上した大学との交流のための臨時予算につきましては一括して報償費として計上していますが、学校側との契約の関係で組み替えさせていただいたものでございます。需用費の 3 の食糧費の 8 万円、12 節の役務費の手数料 10 万円と 33 ページ次のページの 14 節の使用料及び賃借料高速使用料と合わせて 20 万7,000 円のマイナスを計上させていただいたものでございます。

さかのぼって 11 節の需用費でございますが、燃料費として 17 万5,000 円、その内の 9 万5,000 円につきましては、教育委員会の車 2 台ありますけれども、燃料費の高騰に伴う補正であります。

次の 10 款教育費 2 項小学校費 2 目の水沢小学校費 25 万9,000 円ですが、高騰に伴う燃料費 25 万9,000 円でございます。

次のページをお願いします。3 目の岩子小学校費、357 万8,000 円の補正でございます。11 節需用費の燃料費につきましては、石油の高騰に伴う補正でございます。

また、12 節の役務費につきましては、手数料につきましては、統合に伴って、水沢小学校へ備品を運搬するための手数料でございます。12 万9,000 円でございます。

また、最後の方で申しあげました、統合に伴う補助を受けて購入するスクールバスの購入するための費用として、12 節の自動車損害保険料 4 万4,000 円、また、18 節の備品購入費として 3,100 万円、また、27 節の公課費として自動車重量税を 9 万5,000 円を計上させていただきました。

4目の埴川小学校85万8,000円の補正額であります。需用費といたしまして、71万3,000円でございますが、燃料費の高騰に伴うものと6の修繕費でございますが、これは3年生から二階になりますので、二階に上るための手すりトイレの改修の費用でございます。

また、18節の備品購入費につきましては、ストーブが故障・修理等になりましたので、1台ストーブを買い替えたいということでのものがございます。

5目の八森小学校費、6目の観海小学校費、7目の岩館小学校費につきましては、いずれも石油の高騰に伴う補正であります。八森小学校30万3,000円、観海小学校17万4,000円、岩館小学校13万8,000円でございます。

学校建設費として観海小学校の建設費として8目の報償費でございます。これはマイナス16万8,000円の補正でございますが、学校づくり協議会の謝礼として、当初計上した学校づくり協議会の報償費の減額補正でございます。これは関連した委員欠席分の補正であります。

需用費につきましては、消耗品が18万8,000円、また、印刷製本費として3万円、これは改修工事に伴うものがございます。

12節役務費につきましては、構内を備品等を運搬する手数料として55万円を計上しました。

15節の工事請負費につきましては1,200万円、八森地区統合小学校改修工事として計上しました。

次のページをお願いします。峰浜中学校費でございますが、これも石油の高騰に伴うものがございます。八森中学校費需用費11節につきましても、石油の高騰に伴うものがあります。

また、13節の委託料、そして14節使用料及び賃借料につきましては、12月で八森中学校のパソコンに満期をむかえるわけですが、今年の3月までのリース料の減額の補正でございます。

社会教育費1目社会教育総務費でございます。8節の報償費でございます。これは当初予算においては今まで専任の社会教育主事が常駐して後援会等を組織して、そのための謝礼等でありましたけれども、社会教育主事が先に白神体験センターへ配属になった関係で、職員総出でその仕事をしています。その分を減額して、手作り用を製作するための消耗品として組み換えしていただいたものがございます。



11節の報償費18万4,000円、同額であります。

5目峰浜文化交流施設管理費の補正が207万円でございます。

11節の需用費につきましては、燃料費の高騰に伴うものが55万円と修繕費として11万円を上げさせていただきました。これは先般全協でもご説明いたしました、峰浜峰栄館の地下タンクの油漏れを検査するための、4個ある口の腐食に伴う修理分であります。これ、消防署の指摘を受けたものでございます。

また、13節の委託料と15節の工事請負費につきましては、これも全協で申しあげました峰栄館の喫煙室の建設に伴う工事費と、設計の管理委託でございます。

次のページをお願いします。6目の八森文化交流施設管理費といたしまして、11節需用費24万9,000円を計上させていただきました。これは消耗品として5万円、これは不足分の補正計上でございます。また、2の燃料費につきましては高騰に伴うものでございます。

次、7目の秋田県自然体験活動センター管理費として、75万9,000円の減額補正であります。18節の備品購入費として自然体験活動センターバス及び軽トラックの減額分77万1,000円を減額させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 1件だけお尋ねをいたします。17ページの自治振興費の中の負担金補助及び交付金、ここで補助金の中で石川子ども園の解体とか改修とか説明を聞いたと思うんですが、石川子ども園、どういうふうになったのか、何のための予算計上なのか詳しく説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 石川子ども園につきましては、ここに説明したように、旧子ども園ということでありまして、前子ども園の前子ども園が残っておったわけです。今の石川の集落のセンターの神社の脇に一つ残っているんですよ。その当時ですね、峰浜時代にもう廃止になったもんだから、解体すると言ったら、石川の集落の人方から、集落の規模にもよるしね、老人クラブだとか、あそこは郷土芸能で駒踊りも盛んだものだから、そういうものも収納したいから残しておいてもらいたいと、こういうことで村

がその施設を残したわけですよ。そのまま残して部落の方では利用してきたわけですが、最近になって非常に老朽化が進んで、なんともならなくなったということで、部落の方からは一部解体しながら、あそこは付け足していったもんだから、全部同じに建てたものでないので、新しいところもあるわけですよ。それでホールの部分は残して、いわゆる保育関係のところは解体したいと、こういうことできたわけで、町の方でもひとつそれに手当てしてほしいということで、解体と、真ん中切るわけですから、外壁を閉じる場所ですね、この分の半額を町で補助しましょうということで、今回町から半額を補助したいということです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） その経緯、子ども園が残ったのは私知りませんでしたので、他の子ども園と一緒に扱いなのか、それとも地区のコミュニティーセンターや自治会館のような扱いになっているのか、地域に残して今回改修するのは良いんですが、それぞれの集落、自治会に町の建物あるわけですよ。それに対する補修とか改修の助成も全部限度を決めて出してるわけで、その辺の兼ね合いがどうなるのか心配ですので、その辺を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 松岡議員の質問ですけども、旧石川子ども園は現在石川自治会の集会所の裏にあるわけですが、実は町の財産台帳では一旦外されておりました。ただ長い間自治会の方で管理していたわけで、その所在もちょっと不明瞭でありましたが、普通財産として今回正式に集落の方と話し合いで、工賃の半分を助成しよう。粉の後は自治会管理の物置としてですね、自治会が管理していくと申し合わせしております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今のことについて、私も聞きたいなと思っていたんですが、後で自治会で管理するということですね、この目で言えば自治振興費。自治会の集会所として、もしかしてそれを目としてやるのであれば、今の自治会の規約によればある程度のものを一回使えば、後はもう一度治してくれと言ってもそれはできませんよということで、前説明しましたよね。これなれば後は一切補助はやらないということですか。その一点を聞いておきます。

それから14ページの宝くじのお金なんですけど、多分前説明したんだと思うけど、私はちょっとその使い道がわからないんですけど、今後この1千万円以上の金はなんかに使

う予定はあるのでしょうか。それから峰浜の喫煙室ですね、前はここの場合は制度の名前は忘れたんですが、自腹でなくてそういう制度のお金を使って150万か180万円で作ったんですよね。今回の場合はまさに町のお金で作るということですね。ここを作ってどの位の効果、癒しがあったかね、そういうものは検証してみて、そして峰浜の方も私何度か行ってみますとあそこにちゃんと機械も付いていますしね、だからあそのソファに座りながらでもそんなに煙は出て行かないんですが、わざわざまたこういうお金を使って、やることにどうなんだろうという疑問があるんですけど、そこら辺のところをちょっと。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 最初の旧石川子ども園のことについてお答えしたいと思いますが、実は解体、改修に伴う費用の半分は町から出したいということでさっき申し上げましたけれども、この後の改修あるいは維持管理につきましては、あくまでも石川の部落からやってもらうと、ということにしてございます。この点、今回一回限りということにしておりますので、よろしく願いいたします。それから施設の管理関係ですね、これは石川の方からやってもらうと、こういうことです。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 14ページの秋田県市町村振興助成金1,036万円についてであります。これについては、原資はサマージャンボとかそういうものの積み立てを財団法人の秋田県市町村振興協会の方でずっと貯めておりました。一部については職員の海外研修とか、現在は国際教養講座とかそういうものに使っておりますけれども、それがかなり貯まりまして、このお金を各市町村に配分しようという考え方が出て、18年から始まっています。それで平成18年度から22年度までの5カ年、1,000万円ちょっと入ってくる予定になっております。

この使いみちについては広がっていますので、いろんな活用ができます。去年は火災の復旧の方に充当しております。今回は関連して歳出の電子計算費の方に住基ネットというものがあります。この住基ネットも全国で今年、遅くても来年の5月までに全国の自治体が、設備とそれからソフトを更新しなければならないという通達がございまして、これを今対応していくと。他の市町村ではリースをかけてやる場合もありますが、八峰町としてはちょうどこの1,000万のみですので、これを充当して今回一気にやってしまうと。なお住基ネットの方の財源は5カ年で普通交付税に算入されてくるというこ

とからリースを組んでいるところもあります。そういうことで、今後についてはまた1,000万円ずつ、もう20・21・22の3年間くると、そのときはまた、その都度考えて行きたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 峰栄館の喫煙室の関係でございますけれど、まず皆様のご協力を得まして、こちらの方に作った喫煙室でございますが、非常に利用客が議会開催に関係なく、こちらにお出でいただくお客様が非常に多いし、また、評判も需要も多いわけでございます。ここを取った関係で匂いもないし、また地域の方々の評判も上々と私は理解しております。それで、こちらの方に作った関係で、峰浜地区の方から来られた方々も、峰栄館の方にぜひ作って欲しいという要望もありましたし、いろいろ検討した結果、こういう形で作るということにしたわけでございますので、何卒ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私の方から34ページの岩子小学校費の備品購入費についてお尋ねいたします。

先ほど教育長の説明にもございましたけれども、岩子小学校が水沢小学校に春から統合になるということで、恐らくご父兄の方の要望にそう形で今回の予算措置だと思えます。このことについては別に異論はないんですけれども、運転業務はどのようになさるのかということを知りたいと思います。と言うのは、今まで学校の行事等は町のバスをシルバー人材にお願いして運転業務をしていただいていたわけですが、その際、事故が起こった場合の責任の所在が明確になってないと、そういうわけで須藤議員の方からも指摘されております。今回、バスの運行はどのようにされるのかというのが一点と、それからもう一点は、要望と言いますか、お願いと言いますかあれなんですけど、昨年度まで目名瀉地区の園児と岩子地区の園児はタクシー送迎を行ってございました。今年度から各家庭の理解を得まして、その送迎は取りやめておるわけですが、岩子地域からは沢目子ども園に2名の園児が通園しています。この2名の園児をこのバスに同乗させることはできないのかというこの2点について、教育長の考えをお聞きします。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員の質問にお答えします。

運転業務については、やはり大切な子どもさんを送迎するための業務でございますので、学校推進協議会の皆様方とも十分に相談しながら、安全でしかも確実に送迎できる運転業務にしていかなければならないものと思っております。これから検討したいと思っております。

それからスクールバスにつきましては、学校の子どもたちを送迎する、それも来年度から10名以内ということで、文科省で特別にこれは過疎の関連の補助金でございますが、10名用のバスということで、限定で補助金を頂いたものでございまして、来年は10名でございましてぎりぎりでございますが、いずれ岩子小学校も21年度は7名、それ以降は5名、22年度は2名となってまいります。合わせてこれからはそのことも考えいかなければならないものと、認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 17ページの先ほど来質問がありました、自治振興費の19節の負担金の部分ですが、この183万6,000円の中身をもう少し詳しくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 予算の17ページの19の負担金補助及び交付金の183万6,000円の中身についてもう少し具体的に説明ということでございますが、これは183万6,000円の中です、1点は旧石川子ども園の解体補修の工事費です、これが97万9,435円と、97万9,435円、これは石川から見積書が上がってきましたものの2分の1を町で補助したいと、こういうことでございます。もう1点につきましては、水沢集落の上町です、上町の町内会館、これの改修工事に対する、やはり2分の1の85万6,000円。これも町内会館のですね、外壁の補修等でございます、171万2,000円の2分の1の85万6,000円と。占めて183万6,000円とこういうことでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） それでは先ほど来も説明もありましたが、旧石川子ども園は自治会に移ったというふうな解釈でよろしいわけですね。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 旧石川子ども園につきましてはですね、先ほども申し上げましたように現在建物があるわけですが、これは町のですね、普通財産としてまだ残っているわけでございます。それから、土地そのものも当然のことながら町有地と、こうい

うことになっておりまして、これは実はさっきも申し上げましたように、実は旧峰浜村ではもう既に新しい子ども園ができるから解体すると、こういうことでございましたけれども、石川から非常に強い要望がありまして、それで旧子ども園につきましては使用したらいんじゃないかということでこれまで来たわけですが、その後ですね、正直言って使用度からするとあまり使用はしておらなかったわけですが、今回かなり老朽化も進んできまして集落の方からまた要望がございまして、どうしてもやはりホールの方は残したいけれども、これまでの保育室等々につきましては解体したいと、こういうことで町の方でも助成をしてもらいたいということで、町の方としてはそうすれば係る経費の半分は補助してあげようと、こういうことになったわけでございます。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 14 時 15 分 休 憩

午後 14 時 35 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 議事進行の声がありますので、休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず、13ページの17款1目一般寄附金1,000万円、水沢自治会からというふうに聞いたと思うんですけども、これどういう意味でしょうか、もう一度詳しくお願いいたします。

それとですね、福祉課が全般、民生費の方なんですけれども、教育委員会の方では学校の灯油代の値上げをきちっと見込んで計上してますけれども、福祉課の方では灯油の値上がりに伴って福祉施設の維持が大変だとか、そういうふうな声が寄せられていないか。また、一人暮らしの老人とか、一人で日中ずっといる家庭の中で灯油代の値上がりが大変負担になっているという、そういうふうな訴えがないか。また、それに対して国の方でもいろいろな措置を取っていると思うんですけども、この予算の中に反映されていないような気がしますけれども、当面まず福祉課の方でこういうふうなことに計上されていないのですが、例えば海光苑とか、町とはかけ離れた場所でありまして、そういうところに対する補助がないものかどうなのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

それと32ページですけれども、教育総務費10款1目、私何かで聞いたような気がした

んですが、ちょっと今また忘れてしまいまして、八戸の方に講師を派遣しているというふうなことの意味がちょっとわかりませんでしたので、もう一度説明をお願いしたいと思います。

それとですね、先ほど柴田議員の方からもありましたけれども岩子小学校のバスの送迎、岩子小学校から水沢小学校まで行くのにバスの送迎がありました。それで10人乗りですか、300万円ということで計上されていますけれども、小さい子供でしたら大人がけに3人になるのかな、そういうふうなことも配慮しますと、保育園の方にチャイルドシートを2つ付けてもらって、必要があればいつでも保育園の方に送迎できる、こういう体制もこれと一緒に考えてもらいたいと思いますが、このことについていかがお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

まず、13ページの寄附金の一般寄附1,000万円についてでございました。それにつきましては、先日、水沢自治会の方から広く地域振興にというような形で寄附の申し込みがございまして、それを受け入れたということになっております。これにつきましては、42ページの方にあります財政調整基金の一般分というところで積み立てをしております。一般分の方では1億8,337万5,000円ありますけれども、この中に1,000万円が含まれているということでございます。ちなみに、これによりまして財政調整基金はこの末でいきますと6億9,629万8,000円というふうな考え方になりますけれども、その中にこの1,000万円、それから前に住友さんからの4,250万円も含まれているということでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） 灯油の値上がりに関して事業所等からの要請がないかということでしたけれども、そういう話はうちの方にはまだ届いておりません。また、福祉法人に対して町として補助しているのは、あくまでも建設費の償還金でありまして運営費の補助はしておりませんので、そこら辺の補助は難しいのではないかと思います。

また、新聞でもニュースになっていましたけれども、国がこの灯油の値上がりに関してそういう弱者に対する緊急支援のことを検討しているということで、町の方にも照会がありました。それで財政課の方には、仮にもし実施するとすれば町内の弱者、例えば

障害者だとか母子・父子家庭、あるいは高齢者世帯で、基本的に町民税非課税世帯ということで、行うとすれば幾らぐらいになるか大体概算を財政の方には知らせて、それで国の方にまず連絡しております。個々の家庭から大変だという声は直接には届いておりません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 今の件につきまして、国の方で原油価格の高騰に伴う対策というものが示されたようでございます。12月11日付で基本方針が出たということでありまして、それに基づいて官房長官が全国の自治体で12月議会定例会において予算化されたものについては3月の交付される特別交付税で措置したいというか、それについて交付したいというような発言があったと、そのとおりにあったわけですが、すぐに訂正がございまして、12月補正に載せてもなくても、これについては今後考えてみたいという段階だということでもあります。

それで先ほど福祉課長の方からも話されたとおりに、こちらの方でそういう生活困窮者等のものについてどのぐらいというのはまだ確かではありませんので、概要というものだけを報告しております。周辺の市町では、能代市だけちょっと考えてみたいということでございまして、三種町、藤里町は全くこういうものについては考えないということ、それから県の方からの報告でありますと、25市町村のうちで数市町、八峰を含めて数件と、数市町という話をしておりましたけれども、そこからは概要ということで挙がってきているという状況だということでありました。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、現在、秋田県から他県の方へ、北東北の方へ派遣されている教員は6名おります。北海道2名、岩手県2名、そして青森県が2名と。これはやはり統合等に伴って先生が過剰になってきたと。その関係で、やはりそういう評定がおきて来ているわけでありまして、うちの方、我が八峰町から岩子小学校から十和田市へ越前芳広という教諭が1名派遣されております。その方は、やはり勤務状況はその都度、毎月学校の方から私に報告があるわけですが、赴任してからほとんど休みを取っていない状況でありました。それで、やはり全く一人で暮らしているわけでありまして非常に心配ですし、今のこの時点、やはりお伺いして酒を一杯飲んで元気をつけてきたいなど。それまた必要かなと思っておりますね、財政の方をお願いして



旅費をいただいて、この前行ってきた次第であります。必ず行かなければならないということでもないですけれども、やはりさまざまな状況から見ますと、やはりぜひ私どもから派遣している教員を大事にしたいと思う心からですね、おじゃまして元気をつけてきたと、行ってよかったなと思っておる次第であります。

以上であります。

○教育次長（伊藤 進君） それでは、私の方から岩子小学校のスクールバスの件についてお答えしたいと思います。

柴田議員と、それから今見上議員から、こども園園児も一緒に乗せたらどうかという話しあったんですが、まず、はっきり申し上げまして国庫補助事業で買った車でございますので、公式な場でそう聞かれば「だめです」と言わざるを得ないというのが現状であります。

それから12月10日の日に子ども園児のいる保護者も、岩子小学校のですね保護者全体を集めた会議の説明会に行ってきたんですけれども、その段階では保護者の方々からはそういうご要望はございませんでした。

そういうことで、この後いずれですね、来年は10人ですので手いっぱいですのであれですけれども、来年以降は先ほど教育長が言いましたように7人、5人、2人というふうに減っていきますので、その辺はやっぱ車を有効にするという意味から言えばですね、もし保護者が望むとすれば検討する余地はあるのかなと。現時点では、まず岩子小学校の子供のみを考えているというふうな回答で何とかひとつ、いずれ検討課題かというふうには思っております。

ひとつよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 自治振興費に関連して質問をいたします。

水沢のコミュニティセンターが立派になって完成竣工されたわけではありますが、この入札差額がですね数百万出ている、出ていたと思います。私の記憶ではまだ補正されていないのではないかなというふうに思うわけでありまして、もし補正されていなかったらこのお金はどこへ行ったのかなというふうに思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 須藤議員のご質問ですけれども、確か工事請負差額があるわ

けですけれども今回は挙げておりません。

工事の概要ですけれども、建物本体、それに外の方の外構として駐車場をやっております。契約の中についても若干後で何といたしますか補足した分がありますけれども、若干あるはずですので精査して後でご報告したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） もう入札して建物が完成されて使用されているわけでありまして、これをですね、入札差額を目で流用していくというのはわかるんですが、やはり議会に説明するとか何かこうもっと行政がやさしくなってもいいのではないかなというふうに思うんですが、何かその辺、歯切れの悪い答弁なんでね、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） コミュニティセンターの竣工式の際に議員も出られてましたけれども、あの中で工事費の概要、それから備品等の概要も入れました。確かにいくらかあるんですけれども、ちょっと今そのデータを持っておりませんので、3月までに整理して、ほかの方に利用はありませんのでご心配なく。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの国の方から出ている弱者支援の灯油の件ですけれども、八峰町は申請をしているということで、ちなみに金額を教えてくださいませんか、どのくらいの金額か。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 先ほどもお話ししましたがけれども、これについては特別交付税で、3月に交付される特別交付税に算定してみたいというような国の考え方があるという情報がありました。それについて、どのぐらい、パーセントでいきますと何%、何十%交付税で算入されるかというのが全くわからないわけでございます。ということから各自治体では非常に混乱いたしまして、能代市でありますと数千円であるとか、ほかの都市でありますと幾らとかということでございますので、我々としては幾らとは答えておりません。いずれ交付税、特別交付税で算入されるのであれば、そういうものも考えてみたいという報告をいたしております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。5分間としたいと思います。

午後14時50分 休 憩

.....  
午後14時58分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第110号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは、議案第110号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億9,488万1,000円とするものでございます。

5ページの方へ移ります。

まず歳入ですけれども、8款1項1目一般会計繰入金、これは出産育児一時金繰入金1人分35万円の3分の2であります。それから財政安定化支援事業繰入金451万7,000円、これは軽減世帯数とか高齢者の割合とか、そういうものによって今年度は全部で1,633万円繰り入れるようにという県からの通知がありましたので、予算との差額をここに計上したものです。

次の9款1項2目その他繰越金、これは前年度繰越金として20万4,000円計上しております。

続いて歳出であります。1款1項1目一般管理費、需要費、消耗品費ということで、

これは用紙代とかシール代です。それから役務費の1番の通信運搬費、これは通知のための郵送料です。それから3番目の手数料、これは平成20年度に法改正があった場合のソフトを入れるための手数料であります。これは毎年出てくるものであります。

それから2款1項3目一般保険者療養費ということで166万円の増になってはいますが、これは療養費ですので針・灸・あんまとか、それからコルセット、そういうものに係る費用であります。18年度に比べて件数、それから単価とも増加しておりますので166万円の補正をしています。

次の4目の退職被保険者療養費42万8,000円ですが、これも同じ理由で件数、単価ともに増が見込まれますので、その分の補正であります。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費ということで180万円の補正でありますけれども、これは19年度は18年度に比べて件数が増加しています。ただ、1件当たりのレセプトの単価が下がっています。単価が16%、平均で下がっていますが、件数が21%増加しているために費用が約2.7%増加しました。それで180万円の補正であります。

次に、2款4項1目出産育児一時金ということで35万円の補正ですが、予算では6人分を見ておりましたが、3月までに母子手帳の交付等によって国保の関係者が7名となる予定でありますので、その分の補正であります。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金ということで30万円ですけれども、これは18年度以前に遡及して資格を喪失した場合とか、それから所得の構成によって保険税が減額になった場合の還付金、そのための補正であります。

以上でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 7ページの2款保険給付、高額療養費のことでちょっとお聞きしたいと思います。

一般被保険者高額療養費が件数が増えたということですが、何か特別な病名が特徴的にあらわれているとか、何か特徴的なところがありますでしょうか。もしありましたらお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） 私もそれが気になって担当に調べさせたんですが、今の状況ですと、どうしてもその病名ごとの集計とかそういう仕組みになっておらず、レセプト

ただ1枚ずつ見るだけで、どれが増えて、どういう病名が増えたか、そういうことがちょっと把握できませんでしたので、こういうふうに総額でしか結果わからないということですので、ご了解願います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないので、討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第111号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは、議案第111号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億9,556万8,000円とするものであります。

5ページの方をご覧ください。

まず歳入であります。6款1項1目利子及び配当金ということで、これは積立金の利息として1万5,000円が予算よりも増えるという見込みでしたので、ここに計上してあります。

次のページですが、歳出であります。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費ということで3,456万6,000円の増となっております。地域密着型サービスというのはグループホームのことでして、これは平成18年が平均23人くらいの利用者でしたが、平成19年度34人となっております。それでそういうふうにご利用者が増になったことに伴う増額であります。

5目の施設介護サービス給付費ということで4,042万8,000円の減でありますけれども、施設介護サービスというのは特養とか老健とか療養施設であります。特養の場合は、ほぼ横ばいでありまして、老健の方の利用者の人数が減少しております。それから老健と療養も少し減少しております。そういうふうな利用者の減によって、この額が減額となったものであります。

次のページの2款2項1目介護予防サービス給付費、これは586万2,000円の増でありますけれども、この介護予防サービス給付費というのは訪問介護、ヘルパーとか、それから通所介護、デイサービス、そういうものに支出するものですが、これらのサービス利用者が増加しています。平成18年度は大体67人平均でしたが、平成19年度は88人と増加しています。それに伴う増額であります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、これは1万5,000円ですが、先ほどの利息で入ってきた分を積み立てるものであります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第112号、平成19年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 議案第112号、平成19年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,261万2,000円とするものであります。

平成19年12月19日提出

八峰町長 加藤和夫

5ページをご覧ください。

歳入でございます。1款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金3万円の補正額でございます。1節利子及び配当金3万円、これは土地開発基金積立金の利息が増額したことによる補正でございます。

2款繰越金1項繰越金1目繰越金12万6,000円の補正額でございます。1節前年度繰越金、前年度繰越金を計上いたしております。12万6,000円。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。1款土地取得費1項土地取得費1目土地取得費15万6,000円の補正額でございます。1節積立金、土地開発基金積立金15万6,000円でございます。基金に積み立てすることから、歳入の補正額と同額を計上いたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第113号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 日程第11、議案第113号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,836万円とするものでございます。

補正の主な内容ですけれども、八森地区の施設管理費の修繕費増額に伴うものでございます。

5ページにより説明申し上げます。

歳入、4款繰越金1目繰越金は1目繰越金、前年度繰越金313万円でございます。

次に、6ページの歳出でございます。

歳出、1款1項1目一般管理費の積立金の方、25節4万5,000円でございます。それから7ページの1款2項1目八森地区施設管理費300万円の補正でございます。修繕費の補正でございます。

ご存じのように八森地区の3つの簡易水道は給水開始時期が昭和37年、41年、47年と歴史が非常に古い施設でございます。最近、岩館簡水と八森簡水につきましては浄水場を改築しておりますけれども、排水設備関係は老朽化がかなり進んでおります。そういう関係からポンプなどの機器や、いろいろ漏水の修繕に予想以上の経費がかかってしまい補正をお願いするものでございます。

事前にといいますか、予算決定前にも若干の修繕をしておりますけれども、どうかご了承の上ご決定くださるよう、よろしく申し上げます。

すいません。5ページの歳入の方、訂正させていただきます。4款繰越金1項繰越金1目繰越金、金額が301万3,000円でございます。どうも失礼しました。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あ



りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第114号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長(高宮建一君) 議案第114号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億9,503万6,000円とするものでございます。

補正の内容でありますけれども、人事異動と給与改定による人件費の減額分を予算調整のため一般会計からの繰入金を減額する内容でございます。そういうことですので、予算補正の事項別明細書の説明は省略させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第114号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第13、陳情第15号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情を議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第15号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。本定例会会期中に審査を終了するよう希望いたします。

日程第14、陳情第16号、後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書を議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。本定例会会期中に審査を終了するよう希望します。

これで本日の日程は全部終了しました。

次回本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

---

午後15時21分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人



平成19年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成19年12月20日（木曜日）

議事日程第2号

平成19年12月20日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	金谷 茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

---

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付いたしました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。12番芦崎達美君。12番。

○12番（芦崎達美君） 皆さんおはようございます。また、今日は寒いところ傍聴においでくださった方々、また、八森小学校の皆さん、本当に御苦労さまです。

久々にトップバッターで質問させていただきますが、今日はまだ寒い中ではありますが、今日の私の質問は2点、その2点もまた冷房に関する冷たい質問でございますが、ひとつよろしく願い申し上げます。

最初に、学校給食センターの冷房設備についてお伺いいたします。

給食センターの調理場に冷房設備がありません。給食センター開設以来、これまで調理員の方々は一生涯懸命頑張っております。特に夏の期間での作業工程は大変なお仕事だと強く感じました。拝見された皆さんは、よくご存じのことと思います。私も2回ほどではありますが調理場を拝見させていただきましたが、安全・安心なメニューを提供する調理員のお仕事の大変さを、改めて感じたところでもあります。このような環境の中で作業をしている職員に対し、作業効率や健康管理を考え、冷房設備など環境を整えてやる必要があると思うが、如何か、町長並びに教育長の考えをお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、道の駅お殿水への冷房設備についてお伺いいたします。

道の駅お殿水は、旧八森町の北の玄関として建設され、観光客に大変喜ばれているようです。しかし、その反面、食堂やお土産の売場内を利用されている方々には、冷房

がないことから大変嫌な思いをされているのではと危惧しているところであります。私自身も何度か利用させていただきましたが、夏場だとどうしてもゆっくり休む気持ちにはなれませんでしたし、また、利用された他の方々からも、何度も何人からも同じことを言われました。このような施設に冷房施設がないのは、今この時代に相応しくないのではと、そう思います。冷房施設を完備し、観光客にも喜んでいただける道の駅お殿水であってこそ、北の玄関と言えるのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの12番の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆様おはようございます。トップバッターという、あまり機会のない機会を与えていただきましてありがとうございます。芦崎議員の冷たいご質問ではありますが、温かくお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、給食センターは平成14年9月、文部科学省の学校給食衛生管理基準に定める給食施設のドライシステム化を促す一部改定に沿って、旧八森町と旧峰浜村が共同調理を開始するため、旧峰浜村学校給食共同調理場施設を改築整備したものであります。当初の設計では空調設備の設置も検討いたしましたが、予算の制約から関連費用が多額になることと、これまでも冷房設備のない状態で作業してきた経緯を踏まえまして、両町村で協議の結果、ドライシステム化を優先し、空調設備の設置を見送りしたところでございます。

能代市山本郡内の状況を見ても、1市3町10施設のうち、空調設備を設置しているのは能代市の北部共同調理場1カ所のみであります。能代市の南部調理場と二ツ井調理場、それに三種町でもオール電化設備で改築する計画が進められており、その際は空調設備の設置を予定しているとのことでもあります。

議員ご指摘のとおり、給食センター職員が夏の蒸し暑さや調理器具の火力で発生する輻射熱等によって厳しい厨房作業を行っていることは十分承知しているところであります。また、文部科学省では学校給食衛生管理基準の中で温度、湿度の設定について「調理場は十分な換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つことが望ましい」と努力目標が規定されておりますが、今回の8月27日には温度が33度、湿度が58%、不快指数が83の最高を記録しております。

改善の方法といたしましては幾つか考えられますが、その一つに、エアコンを設置す

る方法があります。動力源に電気方式とエンジン方式がありますが、概算ではいずれの方式でも設備に約2,500万円、さらにランニングコストとして年間約100万円の費用がかかると見込まれます。この場合、床面積の関係で据え置きタイプでは冷房が全室に行き届かず、ダクト配管による冷却となります。その際は、後付けになるため天井への埋設ができず露出配管となることから、粉塵や油煙の付着等で衛生管理面に問題が残ります。さらに、電気方式の場合はキュービクル容量の見直しに伴う受電設備の取り替え費用、また、エンジン方式の場合は定期点検費用等の追加があります。

また、火力による調理器具は輻射熱と水分を放出する性質がありますので、不快指数を抑えるため、これらを出さない電磁調理機に切り替える方法もありますが、当該設備では改築時に購入したばかりで、まだ更新時期に至らない状況にあります。

このほか、作業工程の見直しや交替して火力を使用する作業を行うなど、工夫することも必要ではないかと考えております。

今後、改築の際は空調設備を設置することになりますが、当面は財政的な課題もありますので、どのような方式が当施設にふさわしいのか十分検討いたしますとともに、より一層の安全・安心な給食の提供と職員の職場環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。八森小学校の皆さん、大変御苦労さまでした。

暖房の時期に冷房の話ばかりでございますけれども、私の方からもお殿水の冷房設備の関係についてお答えをしたいと思います。

あえて申し上げますけれども、「お殿水」の名称は、参勤交代で二代目津軽藩主信牧公が当地で人馬を休めた際に、道端に湧き出ている清水を飲んで「甘露、甘露」と賞賛した歴史的背景から名づけられたもので、現在の湧き水は、国道改良で埋没したものを平成2年度に復元したものであります。平成3年度に、旧八森町がミニ公園的な水飲み場と駐車場を整備し、県境を行き交う観光客のオアシスとして人気が上がってきたことから、県が道の駅として平成4年から5年度の2カ年事業で、駐車場、トイレ、展望台及び東屋等を整備しております。平成6年度には、旧八森町が単独事業で茶屋風の休憩施設を整備し、平成6年10月から「道の駅はちもり」、愛称を「お殿水」として開業し、



平成7年4月に正式に道の駅としての認可を受け、現在に至っております。

この道の駅お殿水休憩所は、木造平屋建て、床面積は101平方メートルで、管理運営につきましては、第三セクターのハタハタの里観光事業株式会社に委託しております。

芦崎議員がご指摘の冷房設備につきましては、家庭用の小さいエアコン1台は取り付けられておりますが、夏の猛暑時に到底対応できるものとはなっておりません。

建設当時においては、冷房設備は利用頻度から見て不必要と考え、施設全体をカバーできる冷房設備が整備されなかったのではないかと考えておりますけれども、時を経るとともに自動車や一般家庭においても冷房設備が普及してきている中では、当町を訪れる観光客の方々により快適な休憩の場を提供しなければならないものと考えております。

しかし施設は、ドアの開閉頻度や建物自体が冷房効率の悪い構造となっているため、実態をよく調査し、施設管理者等の意見も聞きながら対応したいと考えております。

また、空調設備については当該施設だけでなく、はちもり観光市が開催されている漁村コミュニティー市場などからも要望されておりますので、財政状況等を勘案しながら計画的に整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、再質問はありますか。12番。

○12番（芦崎達美君） ただいま千葉教育長さん並びに町長の方からご答弁いただいたわけですが、最初に給食センターの方であります。ご答弁のとおり、そのとおりだなと私も思うところがあります。何にせよ先立つものが、予算が先行になってしまうわけですが、私の知る範囲内で少しお話をさせていただきたいと考えております。

最初に隣の藤里町さんであります。ここは建設が早かったため冷房設備はないとのことでした。しかし、調理員の方々には非常に要望されているそうです。また、能代市二ツ井さんの場合は、当初、空調設備等があったそうです。しかし、途中でパイプに故障があり現在使用されていませんが、調理員さんの方々には一日も早い修繕を願っておるところだそうであります。また、先ほどご答弁もあったようですが、能代市さんの場合5カ所ありまして、一番新しいところが北部の給食センターだそうです。そこにはもう完全に冷房設備がなされて、今働いておるそうです。そして旧山本、八竜、琴丘、今の三種町でございますが、それぞれ3つとも稼働作業しておるわけですが、やはり建物が同じころに建てられたもので、古くて後付けもできないような状況で今設備がなされてないと。しかし、20年、平成20年、来年度の予算には計画しておるとのお話を聞かされております。

いずれにいたしましても、調理員の方々はやはりこの真夏の作業というものは非常にやっぱり厳しいものがあるかと思っておりますので、予算もこれは最初に年頭に入れなければいけないわけですが、そういう働いておる人ですね、環境・健康も考えてやらなければいけないのではないかなと、こう思うところであります。

次に、お殿水の方であります。私も何回か利用もさせて頂いておりますし、また、つい最近も改めて確認の意味で行ってまいりました。町長さんが先ほどご答弁のとおり、扉がいろいろ、扉と申しますかドアと申しますか、非常に重くて子供さんや老人たちは、もうとっても開けるのがほとんど無理といってもいいくらい重く、開かったとしてもガラガラ、ギシギシ音がひどく、非常にこれは大変だなと感じてきたところであります。これはどうしても真夏に扉を開けないとエアコンが小さいエアコン1個だけですので、とてもあれでは問題になりません。そう感じました。やはりきっちりした冷房設備をしなければいけないのではないかなと、こう思ったところであります。そのためにやはりドアをオープンしておきますと、やはり食堂の方を利用されている、食事周辺にはやはり虫が飛んできます。やはりこれは不衛生にもつながります。そういう観点からも、やはり少しでも早くですね、この道の駅には冷房設備をしていただければなど、こう思うところであります。

いずれにいたしましても、この予算が先行してしまうわけですが、そういう諸々のことを考えまして、いま一度前向きな考えをお聞かせいただければありがたいなど、こう思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 答弁の繰り返しになりますけれども、どのような方式が当施設に相応しいのか十分に検討してまいりたいと思っておりますし、何よりも大切なのは一層の安全と安心な給食の提供と、職員の職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

お殿水は、道の駅として県内では一番早くできたんですけれども、その分ですね、今になってみますと非常にいろんな施設面で不備が出てきています。その一つが冷房設備でありますけれども、あのおお三方向扉がありますので常に人が出入りするとですね、なかなか効率的に冷えないという状況があります。こじつけですけれども、暑い時にあ

の水を飲んでいただくと、また美味しくいただけるという要素もございますけれども、いずれ確かに暑いというのもございますので、構造的なものを直しながらクーラーを設置しないと、ただクーラーだけ取り付けても意味がないんじゃないかなとちょっとそういうふうに考えていますので、いずれもう一度ですね夏の実態等も私どもで調べてみまして、その上に立ってこの後の対応について考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、ほかに質問はありませんか。12番。

○12番（芦崎達美君） いろいろな学校給食にいたしましても、やるとしてもいろいろな1から10までやり方があろうかと思ひます。いずれにしても前向きな考えを持って進めていただければなど、こう思ひます。

以上、終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで12番議員の一般質問を終わります。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。傍聴者の皆さん、どうも御苦勞さまでございます。

通告に従ひまして順番に質問いたします。よろしくご答弁お願ひいたします。

まず初めに、庁舎建設とまちづくりの計画について町長にお尋ねいたします。

建設場所と設計業者さんも決まりまして、庁舎建設計画がいよいよ動き出しました。ご存じのとおり庁舎建設地に決まった場所は、周りに建物等何もない田んぼの中であります。配置図で、町では今後、庁舎周辺に配置図に示された車庫や倉庫等のほかに他の公共施設や公の施設を建設するなどの計画を持っているのか伺ひます。

平成4年の都市計画法の改正によりまして、都市計画マスタープランづくりは住民の合意と創意工夫を重視し、これまでの全国画一的な計画を市町村に示す方法が改められまして、末端市町村の現場の狭域レベルできめ細かに行うべきであると、市町村独自のまちづくりの具体的ビジョンを策定することができるようになりました。

庁舎建設地の周りは、目名瀉地内でも共済組合の引き受け数量の最も多い優良農地地帯であります。このまま何もせず手をこまねいておれば、これら庁舎周辺の農地はどんどん宅地化され虫食い状態になる心配があります。これら農地の保護と保全を図りながら、まちづくり計画が策定されなければならないと私は考えますが、町長に具体的ビジョンがおりでしたらお聞かせください。

次に、岩子小学校閉校と八森地区3小学校統廃合に伴う効果について、教育長にお尋ねいたします。

今年度いっぱい岩子小学校が閉校され、次年度には八森地区の3小学校が統合され、新生八森小学校としてスタートする予定であります。児童の減少に伴いましてクラブ活動もできないような状態、また、お互いに競い合って勉強できないような状態が生じてまいりまして、私もこの統廃合はやむを得ない措置かなと思っております。

それに伴って生ずるであろうプラス、またはマイナス効果というものとはどのようなものが考えられるのか伺います。これらのことを明らかにしまして、住民に示して理解を得ることが大事なのだと思いますが、教育長の所見を伺います。

職員の方々は、今まさに財政危機の中であって、20年度の予算編成作業で大変難儀をしておられることと推察いたしますが、これらの学校の統廃合によりどのくらいのコスト縮減となるのか伺います。

次に、閉校となる3小学校の利活用について教育長にお尋ねいたします。

学校は子供たちの学びの場だけではなく、地域住民のシンボルでもあります。特に岩子小学校は国道からも外れ、また他部落からも離れた場所にあり、まさに地域住民だけの学校でありまして、130年もの間、学校があそこにあるのが当たり前、子供たちの声や姿が見えるのが生活の中に自然と溶け込んでいるというような環境にありました。それだけに今後、それらの施設の利活用につきましては、地域住民ともよく話し合いを行い、納得の得られるような利活用をしなければと思うのですが、教育委員会で何かよい利活用を考えられておるのか、お伺いいたします。

よろしくご答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

初めに、庁舎建設とまちづくり計画についての考え方でございますが、今回購入する建設予定地につきましては、先の全員協議会でも説明したとおり、庁舎、駐車場及び小公園として整備をし、行政・防災拠点エリアとして活用したいと考えており、庁舎周辺への公共施設の整備については、現状では考えておりません。

しかし、庁舎が建設されることにより、目名湯地区が本町の主要地区として開発される可能性もありますので、議員がご指摘のとおり、当地域が優良農地であることに鑑み、

農地の保護・保全等について一定の配慮は必要であると考えております。

平成4年の都市計画法改正により、都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市マスタープランの策定には住民の意見を十分反映させることになりましたが、本町の場合は都市計画区域が存在しないことから都市マスタープランを策定する必要はございません。

庁舎周辺を含めたまちづくりについては、八峰町の総合振興計画を基本に進めていくことにしておりますが、土地の有効利用等については、来年度以降に策定を予定している八峰町土地利用計画や農用地利用計画などにおいても検討してまいりたいと考えており、その際は住民の意向も十分反映させたものにしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、岩子小学校、八森地区3小学校統合関連でございます。

議員のご指摘のとおり、岩子小学校は平成20年度より水沢小学校に統合されることが決まっておりますし、八森地区3小学校も平成21年度より統合により新設校としてスタートする予定になっております。しかしながら、統廃合に至った経緯等につきましては若干違いますので申し述べさせていただきます。

岩子小学校は、議員もご承知のように校舎は平成元年度に新築されたものであります。まだまだ使用できる施設であります。少子化が予想以上の速度で進行し、現在児童数が11人、5年後には2人となる予測であります。このような事態を考慮しながら、保護者を初め地域の方々の格別のご理解をいただき、水沢小学校への統合という選択をしたという経緯があります。

また、八森地区3小学校については、深刻な少子化問題のほかに、3小学校がいずれも築30年以上経過し、老朽化が著しく維持補修経費がかさむ中で、長きにわたって協議を重ね、さまざまな経緯をたどりながら、そのたびごとに町民や議会のご理解をいただき、その結果、観海小学校を大規模改修しながら3校を統合し、新設校として開校することとしたものであります。

どちらの統廃合もいろいろな事情の中で行われるものであります。共通して言えることは、町民の多くが現状の教育環境に危機感を感じ、子供たちの教育環境をよりよい環境にしていかなければならないという認識を持っている中での統廃合でありますので、

何とぞご理解を賜りたいと思います。

さて、統廃合によるプラス、マイナス効果はどのようなものかとのご質問であります。小規模校には小規模校なりの良さがありますし、一概に統合がすべてプラス効果になるとは思いませんが、考えられるプラス面といたしましては、一例を挙げますと、より多くの集団の中で学習することによって、人間関係が拡大し、社会性・協調性が育成される。二つ目として、教育活動が活発化し、思考や発想の多様性が育成される。三つ目といたしまして、学校行事、児童会行事、部活動が活発になる等々たくさんあります。また、マイナス面といたしましては、一つ目として、学習習熟度については学習指導が一人一人にに応じていた小規模校に比べて低下するのではないかと。二つ目として、自分が主役という意識が小規模校に比べ薄くなる。三つ目として、通学距離が長くなり、通学に伴う安全面で不安を感じるなどだと考えられます。

前段でも申し述べましたが、今回の統廃合は、子供たちにより良い教育環境を提供するためのものでありますので、統合によるマイナス面を感じさせないように、町でも特段の配慮をしてみたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

最後に、統廃合によりどの位コスト削減に繋がるのかとのご質問であります。単純に平成18年度決算額から予測いたしますと、通常経費で年間、岩子小学校が約500万円、八森小学校が710万円、岩館小学校が760万円削減可能となりますが、統合後の学校における校務員の配置をどうするか、また、スクールバスの運行方法、その他児童数の増による維持経費がどの位伸びるのか、また、学校数の減による地方交付税の減額など、不確定な要素がありますので、現時点で正確な削減額につきましては明示できないことをご理解願いたいと思います。

いずれに致しましても、この度の統廃合は正しい選択であったと、後世、町民の皆さんからも言われますよう行政と致しましても一生懸命努力してまいりますので、今後とも特段のご指導、ご協力をお願い申し上げ答弁といたします。

次に、閉校される3小学校の、その後の利活用についてはどう考えているか、とのご質問であります。町では、学校を初めすべての遊休施設について、副町長を座長とした、職員による遊休施設再利用計画庁内会議を立ち上げ、これまで5回の検討会を開催してまいりました。

このほど町長に庁内報告書として提出されましたが、この報告書の作成に当たりまし

ては、職員の意見ばかりではなく、八峰町のホームページや広報により広く意見を募集したことは、議員ご承知のとおりかと思えます。

その報告書を紹介いたしますと、岩子小学校の校舎については郷土資料館などの展示施設とし、体育館とグラウンドは社会体育施設として活用する。岩館小学校の校舎及び体育館については大分老朽化しておりますが、現行のままで白神山地教育拠点施設として教育研究機関等に貸与する。また、八森小学校の校舎及び体育館については、八森地区統合子ども園敷地とするため、適宜な時期に解体する。このような報告書の内容になっております。後日、議員や教育委員の皆様方に本計画を提示し、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番。

○11番（柴田正高君） 初めの質問に対して再質問させていただきます。

庁舎が建設されますと、そこには140名ほどの職員が常備勤務されることになるわけです。それから当然、議会も開かれ、議員の方々もそこに集まるわけです。140人以上の方が常備そこに集うことになれば、まずいろんな商売が成り立つんだろうと思います。まず食堂だとか、それから仕事帰り一杯やる、そういう居酒屋さんのような商売も当然出てくるんだろうと思います。当然そういうのを規制するということになれば、やっぱり何かの枠を設ける必要が当然出てくるんだろうと思います。先ほど町長の答弁の中で、そういうのを考えるように住民も参加したそういう委員会なるものを設けて協議すると、こういう答弁でありましたので、それで結構だろうと思いますが、ご存じのとおり庁舎建設地も含んだ一帯は農業振興計画の網がかけられておりまして、その指定解除が行われなければ宅地等に転用することはできないわけでございます。もし、この指定解除の申請が行われた場合、町としてはどのように対処される考えなのかお聞かせください。

それから2問目の答弁に対する再質問ですが、現在のようなペースで、もしくはそれ以上の早さで子供たちの数が減少してまいりますと、今後、峰浜地域においても水小と埴川小学校の統合を考えなければならないときが来るかもしれません。更にその先には中学校の統合もあるかもしれません。それらのときの参考のためにも、今回の統合の効果について、しっかりと検証しておく必要があるのではないかと私は思うわけですが、いま一度、教育長の考えをお伺いいたします。

それから閉校後の3校の利活用につきましてですけれども、庁舎内に利活用会議を設

けて検討しているということで、ある一部の学校等については活用方法も示されているようですけれども、閉校式の式典でいただいた記念誌の中に、第29代校長先生であった太田實氏が非常に興味を覚えるような提案をされておりました。無論、岩子小学校の活用についてでありましたけれども、交響楽団の練習場や新進美術家の美術館、それから大学の運動部の合宿所等々が載っておりました。その他にまだアイデアがあるようでしたけれども、紙面の関係で載せられないというようなことが書いてありましたけれども、それこそ一考の価値があると私も思いましたので、いずれどのような活用方法にいたしましても、地域に賑わいと活気が再び取り戻せるような、そういう活用方法にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。最初に、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

議員がご指摘のとおり、確かに庁舎建ちますと職員は勿論おります、議員の皆さんも来ると思っています。あるいはまた来客する町民の皆さん、いろんな方が来るということは、そのとおりだと思います。それに伴って店であるとか飲食店であるとか、そういうものも可能性としては考えられないわけではありません。ただ、今、うちの方としては、さっきの質問の中にありました公共施設そのものについては、今、町の方では特別今考えてないと。そういうものの対応まで今突っ込んでですね、ここでああこうという状態までは持っていません。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように、あそこは農地としても大変大事な地域でございます。もちろん何やるにしても農振地域でございますので、そういう一定の手続きが必要になります。能代のジャスコではありませんけれども、やっぱりそれなりの手続きが必要になってきますので、来年ですね私の方でも農業用地の利用計画であるとか、あるいは八峰町の土地利用計画であるとか、そういうものに手をかけていくつもりでございますので、そういった際に、先ほど委員会を設置してという、そういうところまで私答弁しなかったもので、それはどういう形になるのか、今のところ決まっていませんけれども、いずれそういうものの計画をつくる際に、いろんな意見を聞きながらですね、策定をしていきたいなと思っておりますので、その中で、今言ったような考え方についても十分検討されていくというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思っております。



○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。はい、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 質問にお答えいたします。

水沢小学校、塙川小学校、また合わせて中学校、これもやはり深刻な少子化問題で近い将来には考えていかざるを得ないなどは考えておりますが、あくまでも地域の方々のやはり格別のご理解等がどうしても必要と思いますので、その推移を見守ってまいりたいと思っておりますし、その都度、議員の皆様方にも相談を申し上げて解決してまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

また、空き校舎の関係につきましては、議員がおっしゃいました件についても、その土台には上がっておりますし、決まったわけでもございませんので、これからまたご意見を頂戴しながら決定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 1問目の質問に限って再々質問をさせていただきます。

どこの自治体を見ましても庁舎を中心として一つの街並みが形成されております。町の中心部に庁舎が建ったのか、庁舎ができてから街が形成されてつくられていったのか、そのことはわかりませんが、どちらにいたしましても庁舎が建てばそれを中心として一つの街がつくられていくということは間違いないだろうと思っております。それこそ先ほど来言っておりますように、あそこら辺は本当に当部落、私の部落ですので、目名瀧地内でも優良農地であります。それに区画も整備されまして、それなりの大規模農業にも対応できるような基盤整備がされております。それらを守るためには、やっぱりどうしてもある程度の規制が必要なんだろうと思っております。どうかそういう計画を立てる際には当然住民の意向も大事でしょうし、中には庁舎ができれば、小規模農家なんですけれども、うちの田んぼもそうすれば何か建つんじゃないかなと、そういうやっぱり期待を抱いている農家の方もおります。やっぱりそういう農家の方々にとってはまず宅地化されてある程度お金になればいいと望んでいる方でありまして、意欲を持って農業に取り組もうとしているの方々にとっては、それこそ迷惑な話といえば語弊があるかもしれませんが、農家が減少いたしましても維持する施設、排水路だとか農道だとかは変わらないわけですので、それこそ残った農家がそうなれば大変な負担になるわけです。そういう点も十分考慮いたしまして、やっぱりそれなりの計画を立てる必要なんだろうと思っております。どうかその点について、いま一度ご答弁お聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

この後、農業問題に対して質問される方もおりますけれども、いずれ今の農業情勢からいってですね、そういうものに便乗すると言えればいいのか、そういう方々も出ないとは限らない今の現状だことは、背景としてはあると思います。

それから庁舎は確かに田園の中の庁舎というイメージで建てるわけですがけれども、すぐ周辺に目名瀧の集落もございますので、やっぱり集落の中で、またさっき言ったようなことをですね、いろいろ手立てするということもまた、可能性としてはありますので、そういった点もいろいろ考えながら、先ほど申し上げたようにこの後ですね、そういった住民の声も聞きながら我々としては今柴田さんがおっしゃったようなことも頭に入れながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） おはようございます。八森小学校の皆さん、御苦労さんでございます。

私からは2点について質問したいと思います。

まず1点はですね、両町村の夏祭りイベントについてであります。

今までポンポコ山音楽祭、また、悠久の森白神フェスティバルは、暑い夏の終わりを告げる祭りとして、園児・児童の出番もあり、音楽演奏や花火と長年親しまれてきたものであります。これからも計画性を持って進めていくべきと思いますが、町の考え方はどうなのでしょう。

2点目は、松くい虫の被害についてであります。

最近、特に松くい虫の被害が拡大してきているように思います。今後、被害木に町はどのような対応をしていくのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司憲友議員のご質問にお答えいたします。

まず、夏祭りイベントについてのご質問でございますが、昨年度は合併当初でもあり、これまで旧町村で開催してきましたポンポコ山音楽祭、悠久の森フェスティバルを8月

に実施いたしました。どちらのイベントも音楽演奏をはじめ、太鼓と小・中学生の合唱などが披露され、フィナーレは花火の打ち上げで締めくくるなど内容が似かよっておりましたので、それぞれのイベント実行委員会に、八峰町としてのイベントの検討をお願いしてきているところであります。

このイベントの発足時においては、電源地域イベント支援事業等の補助金を活用できたのではあります。国・県の補助事業の見直しで補助金が縮減されてきており、厳しい財政状況のもとでは、イベント事業においても見直しが必要と考えております。

このため、昨年度は、当初予算においてイベント事業関係に1,500万円を計上しておりましたが、今年度は花火の打ち上げを雄島花火大会に集約するとともに、ポンポコ山音楽祭、悠久の森フェスティバルにつきましては、それぞれの実行委員会にイベントの再考をお願いし、その検討結果によって補助金を措置することに致しました。

ポンポコ山音楽祭実行委員会では、音楽祭をプロへの登竜門と位置づけ、屋外での開催では音響と照明にかかる経費が大きいことから、会場を峰栄館に移し、入場料を徴収する新しい試みのイベントを企画し、第7回ポンポコ山音楽祭は8月5日に開催されましたが、花火や児童の合唱などを楽しみにしていた方々にとっては何か物足りなく、寂しいものを感じたのではないかと考えております。

これまで両町村とも音楽系のイベントを開催してきておりますので、そこから切り替えることが難しいものがあるとは思いますが、今年始めて八峰町観光協会が企画し、11月21日に開催した秋の収穫祭「八峰んめもの祭り」は、福司議員もご覧のとおり、八峰の産直会が連携をし、地域産品を食材にした鍋料理や新米を使った餅などを振舞い、さらに民謡ショーなども加わり大変盛況でありました。このイベントを参考に、これからは地域の農林水産物や特産品のPRをメインに、文化祭などで披露された町民各層の芸能などを組み合わせたイベントが喜ばれるのではないかと考えております。

今後、地域活性化に大きな成果をもたらすイベントを観光協会や実行委員会などの方々と協議を重ねながら、通年のイベント事業の形成を図り、当町の四季折々の味覚や風物を楽しめるようにできればと考えておりますので、議員の皆様方からもアイデアを寄せていただければと考えております。

次に、松くい虫の被害についてであります。秋田県の松くい虫は、昭和57年度に旧象潟町で確認されてから次第に拡大し、現在では県内25市町村のうち22市町村で被害が確認され、昨年度の被害量は2万6,300立方メートルになっております。当町における

今年度の松くい虫対策は、大臣命令で行われた処理木が2,006本、1,651立方メートル、県単独事業分が130本、148立方メートル、国庫補助事業分が40本、50立方メートルで、合計では2,176本、材積で1,849立方メートルの松を処理しております。

この松枯れを起こす犯人は、言うまでもなく「マツノザイセンチュウ」という海外からやってきた1ミリにも満たない生物で、足も羽もなく、自らは移動できないものではありますが、「マツノマダラカミキリ」に付着し、「マツノマダラカミキリ」の食害箇所から侵入して松枯れ病を起こすもので、感染直後は葉の色の変色など外見上の変化が見られないことから、健康な松に見えても決して安心はできないもので、本当に厄介な代物であります。

町では、防風や飛砂防止など、公益的な松林の保全対策を中心に補助事業で対応してまいりますし、今後の拡大の推移によっては樹種転換等の事業も導入しなければならないものと考えております。

また、庭木などの観賞用の松は、補助事業に該当しないため所有者に伐採をお願いしておりますが、伐採木の運搬処理につきましては町が処理する方針であります。

最近では、松くい虫問題に加え、ナラ食い虫被害の拡大も危惧されてきており、抜本的な解決策が見出されていない現状では、町と住民が一体となって適切な森林管理に努めていかなければならないものと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、再質問はありますか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今、町長から町の考え方について示されました。実は、今年私方の建設産業委員会の中でですね、たまたまポンポコ山の夏祭りの話が出たわけでありまして、予算を取ってないということであったんですが、課長にぜひやってもらいたいということをお願いしたことがございました。それが峰栄館でやったようでございますけれども、今までポンポコ山で夏祭りは交流センターのですね、公演の中で、ステージでやってあったし、その前はまた舞台を架けてずっとやってきたわけでありまして。そういう意味で、関係者も、それに携わったですね、関係者も多いわけでありまして。そしてまた、それを期待している関係の住民も多いわけでありましてから、今そういう方々は、わりともうやめてしまったのかなという感にあります。今、合併してまだ1年半であります。私はもう少し続けてもらったらどうかなという考えを持っております。今、町長から秋の「んめもの祭り」も新しくまたやっているところも、イベントもありますけれど

も、もう少し予算がない、金がないのは粗末な答弁じゃないかと思います。ある意味では、やる気がないんじゃないかとも思います。やはりイベントというのは金がなければできないわけでもないし、その創意工夫でですね、早目に計画を立ててやるのが、私はやれると思いますし、また、最後には良いイベントになるんじゃないかと思います。

町長から、野外であれば音響施設は金かかるというふうなことでございますけれども、雄島の花火は、花火を中心とした大イベントでありました。一番金かかるのが演奏と言っておりましたけれども、花火も相当かかっているんじゃないかと思います。

今一つ、この八峰町でですね、イベント、花火をやるのであれば、若い花火師のですね、大会を八峰町でひとつ企画してみたらどうかと思います。商工会を通して結構ですが、全国の若い花火師に花火大会出演をお願いして、八峰町でそういう大きなですね企画をしていくのも一つの方法じゃないかと思いますので、当然、雄島の花火もこれからもずっと続けていくと思います。中にはそういうものも入れてですね、これから検討してみてもどうかと思います。そのことについては町長から、町長がやる気があればですね、これから計画できる話でありますので、来年はそういう大きな目標を持ってひとつやってもらえればなと思いますので、後で町長の、今私が言ったことに対してのご答弁をお願いしたいと思います。

それから松くい虫の被害であります。もう私よりも皆さんの方も、車でですね、出かければ、相当の松の被害が増えているなというのはみんな感じておるんじゃないかと思います。私も今、松林の中にどっぷりつかって松の剪定をしております。本当に何でこう増えるのかなというふうなことを考えますと、やはり前にも話しされましたけれども、鳥といいますか、カラスとかそういうものについてですね、運ばれているなということも感じました。特に私ども周辺では、前にカラスの巣をつくった松がほとんど枯れていると。そして3年前に被害木を伐採した所、去年伐採したところも、切った後また周辺がまた松枯れしているということでもあります。この前、北羽新聞には、夏に夏枯れした松を重点的に除伐していくという、秋田方式を採用していくというふうな話も出ておりましたけれども、もう少し、移っていく前にですね、周辺の被害といいますか、そういうものが残ってないのか。特に今、町の方で松切った被害木を処理していくというのは、私は非常に大事だなと思います。放っておくとまた必ず移っていくんじゃないかなと思います。そういうことで、できればですね、そうでないと切ったとこ、またほかに行ってまた元に戻らなければならないという、非常に経費もかかると思います。そういうこ

とを考えまして、ひとつこれからはそういうこともですね、いろんな会議の中で、できるだけですね、もう今、「マツノザイセンチュウ」、「マダラカミキリ」も追い越されているんじゃないかと思っておるところでございますので、ひとつこれからもそういうことも注意しながらひとつ進んでいってほしいなと思います。

特に峰浜、八森の地区にはですね、黒松の海岸の砂防林があります。非常に大事なものであります。特に沢目地区には果樹地帯もあるわけでありまして、果樹にとっては病気も怖いし虫も怖いけれども、一番怖いのは風と台風であります。どうか少しでも早い対応と、そしてその被害木の調査といいますか、そのものも含めてこれらを町として一生懸命ひとつ取り組んでいただければ有難いと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

町長からは花火についてだけお答えをいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

イベントについては、様々なご意見がございますし、今、福司議員提案のものもこれは考えられるわけでありましてけれども、ただ、これから新町という大きい単位で考えて、どのイベントをどのような形でやっていくのかというのは、お互いに議論していかなければならない、あっちもやれ、こっちもやれ、全てじゃあ従来のままでいいのかという、そういうこともですね、お互いに議論してみる必要があるんじゃないかなと思います。

それからイベントの組み方そのものも、イベントによって町民そのものが楽しめるイベントにするのか、あるいはまた周辺に働きかけながら多くの人を呼んでですね、やっぱり収益性のあるイベントにするのか、そういった点もですね、十分考えていかなきゃならないと思います。

それから行政主導になりますと、どうしても町の予算をつぎ込んでいかないといけないというふうな状況も出てまいりますけれども、今イベントは、ほとんどイベント実行委員会の方々を中心にやっています。雄島の花火大会もイベント実行委員会、地元の実行委員会で行っているわけですが、この人方がほとんど自分方の手づくりで、しかもいろんな町民や各種団体に、資金提供を呼びかけながら独自に展開をしております。そういうもので、そういうイベントのですね、主体性あるそういう人方を町としても

支援をしていく立場で、この後もやっていきたいものだなというふうに考えております。

したがって、新町なる前にやってあったイベントをですね、確かにあまり早い段階でそういう切り替えをしたということはあると思いますけれども、お互いにもう少しそこから辺、実行委員の皆さん方からも今議論していただいておりますけれども、そういったものがこの後、新町にとって続けていくもの、あるいは見直しをするもの、にするのかですね、そういった議論を深めていきたいと思っています。そしてまた、ただ金さえかければいいというものではございませんので、そういった狙いをはっきり定めながらの、もしその上に立って金がかかるものであれば金をつぎ込んでやっていくということになると思います。

いずれ福司議員から指摘された点についても十分受け止めながらですね、この後、検討していきたいというふうに思います。

あと、後段の方はですね特別回答いらぬという話でしたけれども、本当に松林もですね、大変大事な作用をしているわけでございますので、我々としても全力を挙げて松のですね、保全に頑張ったいと思っています。

ただ、見た目だけで、すぐこれは被害だというふうに断定できない要素がいっぱいあるものですから、非常に難しい要素がございます。今までの処理木は完全に燻蒸処理全部やってきていますので、我々としてもできる対策はですね、この後も一生懸命頑張ったいりますので、何かと色々な情報なり、また、さっきおっしゃったようにカラスが運んでくるんじゃないかという新しいことも聞きましたので、そういった点も踏まえながらですね、我々としても頑張ったいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、ほかに質問ありませんか。はい、9番。

○9番（福司憲友君） 1つだけ。町長にですね、さっき言った若い花火師のですね、大会を八峰町でやったらどうかというふうな私のひとつの考えなんです、これに対しては町長どうでしょうか。これからいろいろ相談をしなければならぬということもあると思いますけれども、町長の考えと伺いますか、こういうものに対してどういうふうに思ひますか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 非常に新しい提案でいいなと思います。今、花火、うちの方の花火、例えば能代の花火も今一生懸命やっていますけれども、あそこは完全に入場料を取って企画していますね。こっちの雄島花火大会については無料の中でやっていますので、

これらの金をどういうふうにつぎ込んでいくのか、どういう形でやるのかももう少し具体的にですね、このアイデアを生かせる条件にあるのか、そこら辺は検討してみたいと思いますけれども、アイデアとして非常におもしろい提案だし、この後ですね議論してみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） これで9番議員の一般質問を終わります。

5分ほど休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

.....  
午前11時16分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず一番初め、米の需要の強化と政策についてお伺いいたします。

秋田県は、以前は農業王国と言われた県でございます。今は大変厳しい、農業者に対しては大変厳しい時代になっております。

そこで、国の方から今回20年度の生産目標が発表されました。それも47万4,810トンという、そして全国でも最大の削減率4.9%ということになりました。それは大潟村の過剰作付のペナルティーということであるようですが、それが全て、大潟村が4.9%を、よし、うちの方で受け入れるというようなことであればいいんですが、それは多分絶対できないでしょう。そうすることによって八峰町にも必ずしわ寄せが来て、さらに減反、減反ということになってくると思います。それが県でどのぐらいの割合でこちらに来るかわかりませんが、そうなれば、もっともっと農業従事者に対しては厳しい時代になると思いますが、その点、町長としてはどのような政策をとっていくつもりなのか。

また、米の需要を高めるためにはいろんな政策をとっていかなくちゃいけないと思う。八峰町の給食では週4回、そして米の1年間は1トンという割合で食べてもらっているそうです。それは、私はすばらしいなと思っております。だが、保育園の方では家庭の方から弁当を持って行って、おかずはこちらで作るけれども米は出していないということですから、今後はやっぱり保育園の方にも町から米を使ってもらおうような方策をとったら如何かと、そう思っております。

あと、米の需要を高めるためには、ある山形の小さな町では農協青年部が都会の方の



小学校に、校庭の中に米を植えて、小学生と一緒にやってるそうです。そして自然に触れ合うためには、ザリガニを持っていったり、いろんなバツタを持っていったりして、これが米を作るときにこういうのが来るんだよというようなことをあれしながら、そしてそのできた米を収穫し、自分たちでおにぎりを作って美味しい、美味しいと食べている。あの姿を見ると、すばらしいなとこう思っておりました。だから、ここでもやっぱり米を食べてもらうためにはどうするかということをしなきゃいけないと思う。そのためには先ほど福司議員の方からイベントの話もありましたが、今後は米のイベント、要するに米の料理とかいろんな米を使ったそのようなものを作ってイベントを開いたら、もっともっと楽しみも出てきて米の重要性がわかるんじゃないかなと私はそう思いますが、町長として如何お考えでしょう。

そして今、売れない「あきたこまち」ということでこの間も新聞に出ておりました。だんだん「あきたこまち」は値段も下がってきて国では168億円という買い入れをしております。やっぱりほかの県では、どんどん「あきたこまち」を改良し、そしてより美味しいような米づくりをしているようですが、ここの八峰町ではまだまだそこまで行っていないようです。だからもっともっと「あきたこまち」をおいしくするか、それとも転換して別な、コシヒカリを作ったり、もっと美味しいようなものを作るような、そのような品種改良を努めていったら如何でしょうか。

次に、課長会議についてお伺いたします。

よく週に何度か課長会議とって、会いに行けば「今ちょっと会議中だから」と言われて、住民の人もせつかく年に1回より行かない役場で「残念だったな」というように帰ってきたりする話がよく聞こえます。そして、また更に役場に行っている人ならば何を聞いてもわかるのかなという住民もたくさんございます。その中で例を言えば、ハタハタ館ができる、体験交流センターができる、保健センターができる、塩の工場ができる、大きな事業があります。そのときに、役場の人に「あれどうなんだか」と聞けば、「俺、課が違うからわからない」と。やっぱりそれは細々したことは課が違うからわからないこともあるでしょうが、やっぱり大きな事業はみんなの、課長でもみんなきちんとこういうことをやるんだよと全て詳しく言わなくても概要的なことは話して、住民に説明できるようなことをさせておかなきゃいけないと思うけれども、町長はどのように考えているのでしょうか。

次に、手這坂についてお伺いたします。

今、町でも立派な看板が立ってございます。そのほかに商工会もあそこの所に看板を立てて、また、パンフレットにも手這坂が載っております。あれを見ると誰でも昔が懐かしく、行きたいなという感覚が受け止められます。それで我々の八森の人でも、昔あいう所に住んでいたのが懐かしいということで、どんどん、どんどんあそこに行く人もいるし、また、全国からでもあそこに来る人がいっぱいいます。だがしかし、あそこの研究会という人が、ここは観光じゃないんだ、来てもらえば困るんだというような話も聞こえてきます。そうすればパンフレットも載せることもしなくてもいいだろうし、案内版をかける必要もないんだけど、どんどん来てくれというような逆になっております。そしてあそこにやっぱり行けば、トイレがしたいといえ、トイレは向こうの神陣橋ですか、向こうの所まで行ってくださいと。どうしてあそこまで歩いて行けるか。あの中にトイレは、今流行りのトイレでなくてもいいから茅葺き屋根でつくった、そんなような昔のポッチャンでもいいですから、そういうようなトイレでも何でもいいんですよ。そうすれば、それにマッチしたあそこの景色が最高に良くなるし、だから町としてはね、本当は、あそこは観光の一環として見ているのか。ただ、研究会の人が来ないでくれと言え、それなりに効いているのかと。やっぱり研究会の人だって、なかなかあそこを運営していくのにも大変なようですので、やっぱりある程度、町と研究会が話し合いして今後どうするかと、少ししたら町の方で手助けやるかというようなことも話し合ったら如何でしょうか。町長の答弁を求めます。

次に、火力の協力金についてお伺いいたします。

1週間ぐらい前ですか、北羽新聞に齊藤市長が火力の7億円について出ておりました。そのときに能代港湾事業、要するに能代港の活利用についてと、あとは陸上競技場の修復など、そしてあたかもおまけに山本郡も対象にして奨学金のどうだこうとかと書いてございました。あれは能代だけにやったものじゃないと思っております。昔、かなり前にみんな我々の仲間、そして団体、みんな住民に署名運動を起こして3号機が来ないから何とかならないかということで、みんなやった覚えがあると思います。そのぐらい努力した中で、俺の方ばかりだけぽっぽぽぽ入れたら困るんだということで、かなり問題があったんですよ。今になったら、この間、私が広域で質問しました。これは、広域は全部消防署も、それから福祉もごみもいろんなものが能代山本郡内一体になってやっていることでしょうか。だからこの中でこの7億円を使えばどうですかと言った時に、私も東北電力の方がそうおっしゃっているの、私もそういう考えでいきたいとはつき

り述べたんですよ。それが何日も経たないうちに新聞にまるっきり違う話が出ている。だから町長もあそこにいた、町長はどのように考えていたのか。そして町長はこの7億円について、自分はどのような意見を持っているのかね、それを今日はっきり私は聞きたいと思って質問させていただきます。

以上終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、質問要旨のとおり、12月5日、平成20年度産米の都道府県別生産目標数量が発表され、秋田県には前年より2万4,470トン少ない47万4,810トンの配分があったところですが、削減率では4.9%減と全国最大、削減量では新潟県に次いで全国2番目と大変厳しい結果となったところであります。これを受けた市町村配分については、12月25日に予定されておりますので、まだ具体的な内容については把握できませんが、少なからず当町へ影響があるものと考えております。

今回、このような厳しい結果となった要因について、秋田県では、生産調整が徹底されなかったことによる過剰作付に対するペナルティー分が加算されたことと、「あきたこまち」の販売不振により売れ残りを抱えていることが最も影響したものと思われま

す。食生活の変化、食の多様化や人口減少という社会情勢の変化に伴って、米の消費量が毎年減少し生産過剰が続いている中で、「余分な米は作らない」、「売れる米を売れる分だけ作る」という需給需要に応じた生産が生産調整と需給調整の基本となっておりますが、秋田県の場合はこの基本線からかけ離れていると国が判断したものと思われま

す。減反面積が年々増加することによって、農家の生産意欲が減退して、農家経済に大きな痛手となっていることは私としても十分理解しているつもりであります。しかしながら、生産調整を無視して作付すれば、作れば作るほど米価の下落を助長し、自ら窮地を招くという悪循環が目に見えてきております。

米の消費量は毎年10トン（※10万トンに訂正）程度減少し、これに歯止めがかかる兆しは見えていません。秋田県への配分数量が約47トン（※47万トンに訂正）でありますので、5年後には秋田県の年間生産量に匹敵する米が生産過剰になる勘定になります。消費の減少がこれほどまでに深刻な状況でありますので、国民的消費拡大や輸出など抜本的な取り組みがない限り、生産調整は避けられないものと考えております。

次に、もっと米の消費を拡大し、自給率を上げることを考えるべきではという質問でございますけれども、日本の食料自給率は年々低下し、現在、カロリーベースで40%、穀物自給率では更に低く30%程度となっております。主要先進国で最も低い水準にあることは、改めて申し上げるまでもなくご承知のことと思います。

また、国内生産だけで消費を賄える自給率100%の農産物は、資料によりますと米と野菜と卵だけだそうであります。更に主食類となる穀物では、自給率100%を維持しているのは米だけあります。

米消費拡大の取り組みを強化することは大変重要なことではありますが、消費量をはるかに上回る生産量があつて、いくら食べても余裕があるというのが米の置かれている現実であります。

米の消費拡大としては、先ほど申し上げました学校の米飯給食の取り組みがありますが、これにも限界感があります。また、米パンなど加工品に活用する取り組みが多く見られるようになりましたが、原材料としては主食用以外の安い米が使われているようがあります。生産過剰で問題を抱えている主食用米の消費拡大を促すことは相当難しいものがあるようです。

先ほども申し上げましたが、国民的消費拡大や輸出など抜本的な取り組みがない限り、米余りの状況を解消することはできないものと考えております。

次に、売れなくなった「あきたこまち」に代わる新品種の改良が必要でないかというご質問でございますけれども、秋田を代表する銘柄品として、昭和59年の「あきたこまち」が登場してから久しくなります。現在も専門機関において新品種の改良・開発が行われておまして、「あきたこまち」に代わる新品種の誕生を期待しているところであります。

「あきたこまち」は日本有数の銘柄品でありながら、値頃感が受けて消費者の評判を呼び全国的に栽培が拡大し、生産過剰の傾向にあります。更に秋田県で収穫が始まる前に早場米地帯では出荷が始まること、販売面で苦戦している原因にもなっているようであります。

新品種の出現に今すぐ期待することはできませんが、「あきたこまち」に偏りすぎた品種構成を見直し、外食産業など多用途な需要の開拓が見込まれる「めんこいな」や「ひとめぼれ」への作付転換を誘導する取り組みが始まったところであります。

当町における18年産米の作付割合は、「あきたこまち」が85%、「ひとめぼれ」が6

%、「ササニシキ」が5%、「めんこいな」が4%となっており、「あきたこまち」に極端に偏っております。このような極端な偏りを修正するため、当町では平成22年度までに「あきたこまち」の作付割合を70%まで減らし、「めんこいな」などの他品種を作付拡大する誘導計画を八峰町地域水田農業ビジョンに盛り込み、JAなどが農家の取り組みを促してきたところですが、「あきたこまち」に固執する農家が多く、なかなか作付転換が進んでいないのが現状でございます。

全県的にも作付転換が進んでいないことから、秋田県では20年産米から22年産米を対象として、業務用として需要の多い「ひとめぼれ」と「めんこいな」へ作付転換した農家に対し、通常の生産目標面積とは別枠で転換面積の1割程度を上乗せして水稻作付面積を配分する方針を固め、農家の希望を取りまとめたところであります。

その結果、当町では29人から希望があり、来年度は約43ヘクタールの作付転換が見込まれております。

作付転換によって作付面積が増加するメリットがある制度ですので、今後更に農家への周知を図り、作付転換をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、課長会議について申し上げます。

課長会議は、定期的に月の前後半各1回ずつ開催し、必要に応じて臨時に開催しております。

会議の内容は、三役からの指示と連絡、全体での協議、そして各課から取り組んでいる事業や課題、連絡など、当面の行事予定等であります。課長会議終了後は、課長から会議内容を職場のミーティングなどで全職員に徹底するように努めております。

一概に全項目について課長会議で協議、あるいは情報を共有しているわけではありませんが、その課題や場面に応じて担当課と協議して対応する場合もありますし、関係課長や関係部署に集まってもらって検討する場合もあります。あるいは課長会議で全体にかけたり、話し合う場合等、様々であります。したがって、全ての事項について課長会議にかけるということではなく、その課題、あるいは内容に応じてケース・バイ・ケースで対応しているのが実態であります。

また、必要な事項については課長会議以外でも庁内LANでのメールや掲示板によって全職員に周知できるようになっておりますので、可能な範囲で周知を図り、他課のことだから全く知らないということではなく、せめて議員がおっしゃるとおり概要程度は知っ

ているというふうに、できるだけ情報の共有化を図って、職員全体の資質向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、手這坂についてのご質問でございます。

今さら言うまでもありませんけれども、江戸時代の紀行家である菅江真澄が「桃源郷」と絶賛し、桃の花に囲まれた集落を絵に記した「手這坂」は、菅江真澄が訪れた当時の面影をとどめている唯一の場所と言われ、歴史的にも大変貴重な財産であるとの評価を得ております。

平成12年度に、この手這坂集落が無人となり、茅葺き屋根住居群の荒廃を心配した旧峰浜村の有志の方々が、この集落を保全し、村おこしに活用しようと、平成13年度に「手這坂活用研究会」を設立し、現在、グリーンツーリズムの活動拠点としております。

手這坂活用研究会では、美しい昔ながらの景観を残す茅葺き集落をできるだけ人工的な改造を行わず、ボランティアによる補修・保全に関する活動を中心に据え、田植え体験など農村生活体験メニューの提供や桃源郷祭りなどのイベントを開催、手這坂独自のグリーンツーリズム事業を展開しております。

こうした活動がマスメディアで紹介される機会が増え、都市部の住民との交流も活発となってきており、また、ボランティア活動の対価を「桃源」という地域通貨で支払い、手這坂での食事や農作物の購入、桃源郷祭りの出店の買い物などに使用できるなどのユニークな事業も観光客の目を引いているようであります。

これまで、観光の振興においては、集客施設や宿泊施設の誘致や整備による観光開発に目が向けられがちであります。地元の人たちが自らの活動や暮らしに誇りを持ち、観光客やボランティアを招き入れて、共に楽しむという手法の手這坂活用研究会の活動は、地元の人による、地元のための新しい観光といえるのではないかと考えております。

今後も、手這坂には観光客やボランティアが多数訪れるものと思っておりますので、地域の様々な機関・団体等の連携及び観光施設等のネットワークから、観光客の流入を高めてまいりたいと考えております。

次に、火力の協力金についてであります。先日、能代市12月議会定例会の市長行政報告において、齊藤市長が火力協力金7億円の用途について、能代港利活用のための基金設置、定住促進奨学金の創設、市営陸上競技場の改修の3事業に充てる考えを明らかにしたとの報道がありました。この火力協力金についての受け止め方については、八森町長時代にも何回か一般質問にお答えをしておりますが、基本的な考えは変わってお

りません。

つまり、東北電力からの協力金につきましては、能代市へ申し出があったものであり、その用途につきましては、能代市が決定すべきものであり、当町を含め周辺がとやかく言う筋合いのものではないとの認識であります。

ただし、能代火力発電所建設に周辺町村も協力した事実や、3号機建設繰り延べ決まったという、いろんな経過の直後の意味あい、そして周辺市町村と東北電力との話し合いの内容、いわゆる何より協力金を受け入れた当時の市長が、能代山本広域市町村圏組合理事会の席上、「周辺町村も活用できるようにしたい」との発言は、今でも重く受け止めているところであります。現市長においても、協力金を充当する場合は周辺町村へも配慮した広域的な使い方をするものと期待をしております。

この件に関して、齊藤能代市長からは正式な話はありませんが、広域圏理事会等で意見を求められた場合は、そのような立場で発言をしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの答弁の中で2カ所間違いがございました。というのは、「米の消費量は毎年10万トン減少」と言うべきところ、「10トン」と「万」を落としてしまいました。それから同時に「秋田県に配分するのが約47万トン」でございますけれども、「万」を落として「40トン」にしてしまいましたので、その2カ所訂正をしておきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問ありませんか。はい、3番。

○3番（石塚正一君） いつもながら立派な答弁でございますが、米のこれも私も調べたとおりの新聞等と同じような文面で答えていただきました。ただ、米を食べてくれというんじゃなくて、米を食べたからどうだこうだと言ったら誰も食べないんです、やっぱり。だから米を食べれば栄養があるし、良いことあるよ、何かやっぱりそういうような別なアイデアを出して米を食べてもらうようなことをすればいいんじゃないかなと、私はただ米食べれ、米食べれたって、何で米食べるんだっていう人もいるだろうしね、やっぱり米食べればこういうような良いことがあるよというような理由付けを、今後考えていかなければいけないと思っています。だから、そのためにもどんどんどんどん何かイベントをやって、子供たちと一緒にものを作って、米食べれば健康になるよとかというようなことをしていただきたいと思っております。

それから「あきたこまち」が全然売れないと言うけれども、それは全体的なことであって、八峰町の「あきたこまち」は非常に美味しいのは私も知っております。ただ、秋田県全体でいけば、ある大きな村があまり良い米を作っていないということで、全体的には「あきたこまち」の評価が悪いということは私もお存じであります。けれども、やっぱりもう少し、先ほど75%だか削減すると言っていました、「あきたこまち」を、それよりもうちょっと「あきたこまち」はやっぱり「きりたんぼ」とか「だまこもち」には非常にいいのでね、それはかなり削減するのは難しいでしょうが、もっともっと寿司屋さんとかいろんな面も能代も多いですから、あちこち多いんですから、やっぱり「コシヒカリ」とか「ササニシキ」とか、そういうようなものに、商売に合うような米を作るようなことをしていかなくちやいけないと思いますので、今後よろしく願います。

それから課長会議のことですけれども、全部いろいろな話もしていると言いましたが、ただ、これからもう少し聞いても「はい、これはこうだよ」というようなことができるように、何とか町長の方から周知をきちんとしていただきたいと要望いたします。

あと、手這坂ですけれども、研究会の人もなかなかそこを守っていくのにも、もうお金がなくなったり、いろんな面で大変苦労していると思います。自分の考え方がいつまで通用するかという不安もあると思いますが、まず、これからは町とその研究会の方といろいろ今後どうするかということを、何とかお話していただきたいということを要望いたします。

それから最後に火力ですけれども、私誤解でしょうか、能代のために来たというような答弁でございますが、そうすればあのとき我々は各商工会、観光協会、いろんな団体が何で人が来るために我々が一生懸命頑張らなきゃいけないかなど。あのときに、したならば、はっきりそうなれば我々だって何にもしなくてもよかったです。汽車賃使って、町のお金使ってみんなあそこに、東北電力にお願いしに行つてね、それだけのことをしたんですよ。それが能代だけのものだなんてね、ちょっとおかしなことだなど。ただそれ先ほども言いましたけれども、おめこぼしで山本郡も対象にという言葉が発せられてましたが、もっともっとやっぱりこれは能代市長だけじゃなくて、要するに各町長がいらっしゃいますので、もっとこれは煮詰めて、あの人だけに先行させないで、どうかこのことを強くお願いして、もっと良い方法を、能代の港湾のね、利活用だとか、国からのお金貰えばいいじゃないですか、あそこ港湾事業だもの。その他に何でわざわざ工事



のために能代の陸上競技場をね、修復しなきゃいけないかと、我々そう思うんですけれども、いや、我々とは失礼、私はそう思うんです。私はそう思う。それは「我々」のところはちょっと削っておいてください。誤解を招けば、また後で怒られますので。だからそういうところをもっともっと強く何とかお願いして終わりたいと、別に答弁はいりません。

○議長（阿部栄悦君） 答弁やる…加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いらないと言いましたけれども、あえて言われっぱなしでは私も困りますので、若干だけ話しておきますけれども、さっきの話の中で一つだけ訂正してほしいのは、八峰町の「あきたこまち」を70%削減するんじゃなくて、現在18年産は85%ぐらい作付しておりますけれども、それを割合を70%ぐらいに誘導していきたいと、こういう話ですので、そこら辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。

いずれにしても、作る側と買う側の需給のバランスがしっかりしないと、いくら良いものをつくっても買う人がいないとこれは売れないわけですので、やっぱり買う人の立場と、それから作る立場を合うような、そういう体制にもっていかなければ、この問題はなかなか前に進んでいかないんでないかなと思っています。米が食べられないというのは現実問題ですし、それからまたいろんな形でやっぱり子供方、あるいは家庭を含めたですね、食育の関係で米の消費拡大は啓蒙している最中ではございますので、ぜひ石塚食堂でもいっぱい米を宣伝して使っていただければと思います。

それから最後の火力の関係なんですけれどもね。一番最初は、やっぱり我々が知らない間に、能代に金が入ったと。これは出発点になっていきますので、その時点では多分能代市の考え方の中で動く予定ではあったのではないかなと私は思いますけれども、ただ、いろんな経過がございました。我々も3号機繰り延べについて反対運動をしたり、東北電力まで行ってきました。それからまた、その7億の火力の協力金があった際も、能代にやったものをとやかくとして、じゃあ協力したやっぱり我々各市町村にもという、こういう話もしたんですけれども、その時点でやっぱり東北電力の方からは、話が変わったのもあるかもしれませんが、広域的に使うような立場という話がそこら辺から出てきまして、これが流れとなりまして今現在、能代単独で自分方だけ使うわけにいかないということで広域的な立場という話をしているようであります。我々にもね、どういいう使い道がいいのかということがあれば、そういう立場で3町とも意見を出していきたいというふうにこう思っておりますので、石塚議員も広域の議会で一般質問されて質

問された経過もございますけれども、我々としてもより広範に広域のために役立つ方向に使えるように声は出していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。午後1時より本会議を再開いたしますので、ご参集願います。

午前11時50分 休 憩

午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番議員の一般質問を許します。

○議長（阿部栄悦君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 通告に従いまして一般質問いたします。2点についてお尋ねします。

初めに歩道設置についてであります。白神体験センターから滝の間茶の沢団地までの歩道設置についてをお尋ねいたします。

体験センターとハタハタ館、産直ブリコと集客施設として非常に大きなエリアとなりました。以前から滝の間の県道から国道101三叉路のところから、ハタハタ館への国道101号線沿いを歩く人の姿がよく見られます。車の往来の激しい道路で危険極まりない状況であります。今年の体験センターのオープン以降はセンターの利用者もよく通っているようです。ますます整備の必要性を感じた次第であります。設置に向けて、国・県への積極的な働きかけしていただきたく、当局の考えを尋ねるものであります。

次に、新年度予算と財政ということでお尋ねいたします。

究極の行政改革とも言われる合併から2年近くになろうとしております。合併しての財政状況が好転したと言われる自治体は、そうは聞こえてまいりません。当町はどうでしょうか。

国の三位一体改革による不透明さは計り知れません。この中で、統合小学校の改築、役場庁舎の建設と大きなプロジェクト事業が20年度から本格化します。町民の声として「これで八峰町が持つのか」とよく聞かれます。財政の硬直化に変わりがない中で、20年度の見通しをどうとらえているのか、尋ねるものであります。

また、先の報道によりますと、八峰町の人口減少率が全県4位という位置で一段と少

子高齢化が進んでいる結果でありました。人口に伴う地方交付税の結果、税収減は将来の財政計画に大きな狂いが生じたりしないか尋ねるものであります。

以上、よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの8番議員の一般質問に対して町長の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地薫議員のご質問にお答えします。

最初に、白神体験センターから滝の間茶の沢団地までの歩道設置についてであります。国道101号線は道路法が適用され、道路構造基準として道路構造令が適用されてまいります。道路構造令における歩道等に関する規定よれば、歩行者の交通量が多い道路には歩道を設けることとなっておりますが、歩行者の交通量が少ない道路は、真に必要な場合や、やむを得ない場合はこの限りでないと言われてるところから、当該箇所については、歩行者の交通量の少ない道路として歩道未設置のまま供用開始されたものと判断されます。

また、国の道路政策の状況を見ますと、交通事故対策としての歩道整備を重点事項の一つとして進められ、特に通学路を重点的に整備してきておりますが、学童の通行量の多い通学路の歩道等の整備率は約46%と低水準の整備率となり、大変厳しい状況となっております。

一方、当町が通学路としての歩道等を、現在秋田県へ要望している箇所は、国道の東八森駅から県道常盤峰浜線の終点部と、現在工事が進められています東八森地区の本館入口から泊橋まで、そして、アクセス歩道として県道常盤峰浜線の終点部から新庁舎までの計3カ所について要望しておりますが、今のところ、国道の東八森駅から県道常盤峰浜線の終点部のみ内諾を得ております。

ご質問の箇所について正式な交通量調査はしておりませんが、決して多い状況ではないし、通学路に指定されているところでもないことから、歩道設置は大変厳しい状況にあると考えられますが、ご指摘のとおり、7月から白神体験活動センターの供用開始等により歩行者交通量も変化してきているものと考えられますので、歩行者の交通量調査をしながら、実態を見極め、秋田県へ歩道設置の要望を検討してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算と財政についてであります。本町の平成20年度の町税収入は、大都市圏のように法人収益の顕著な回復は見られず、個人所得も伸びが見込めないことか

ら、国が示す地方税2.7増には遠く及ばず、前年度並み、あるいは若干の減になるものと見込まれます。

また、地方交付税は、一昨日の閣僚折衝により、出口ベースで1.3%増と3年ぶりに増額となったと報じられておりますが、特別交付税合併包括分などのマイナス要因により、本町の場合は若干の減になるものと推計しております。

この結果、歳出を前年度並で計上した場合、財源不足額は1億7,000万円を超える見込みとなるなど、極めて厳しい財政状況になるものと思われまます。

このことから、予算編成基本方針として、各課において政策の目的及び方向性を明確に示した上で、ゼロベース思考で事務事業の全般的な見直しを実施し、歳出抑制に努めることとしており、経常経費のマイナス5%シーリングの継続や投資的経費の重点配分と事業費圧縮などを指示したところであります。

庁舎建設や統合小学校建設という大型事業が重なる平成20年度、21年度が財政的に最も厳しい時期であることは、これまでの推計結果からも明らかであります。ぜひとも成し遂げなければならない事業でありますので、平成19年度末で7億円強となる財政調整基金の有効活用も図りながら編成してまいりたいと考えております。

人口減少による財政計画への影響についてであります。財政シミュレーションを計算する際、人口減少率を毎年1.4%減と見込んでおりましたが、実際の減少率は平成17年度から18年度は2.1%の減、平成18年度から19年度は2.2%減と、予想を上回るペースで減少しております。これによる財政への影響は短期的にはそれほどでもありませんが、このペースで人口が減少し続けると、長期的には地方交付税や町税など一般財源が減少し、財政悪化の一因にもなりかねません。

このことから、新年度予算編成においては、これまでも増して産業の振興による雇用の拡大はもとより、観光交流人口の拡大、二地域居住の促進、Aターンの促進など定住促進や過疎対策に重点をおいたものにしたいと考えております。

なお、国において、地域格差の是正や地域再生など政策転換の動きや新年度予算も固まってきておりますので、それらの動向にも十分注視し、当町の予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員再質問はありますか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 歩道については検討したいということで答弁をいただきました。

確かに交通量の少ないあそこ普段歩けるようなところではないわけですね、住宅地から

白神センター、エリアまで歩くのにどうしても見てますと、例えば滝の間から向かってきた場合ですね、左側を通行しているようで一般的にそのまま進んでいる。歩いている。ですからですね、後ろから車がくれば挟まれるような状態、これがあそこに歩道があればまだまだ利用する人も増えてくるということだろうと思うんです。歩けない状況なんですね、あそこは危険だから道路を歩かない状況も考えられますので、今回ただハタハタ館のみならずセンターができたということでの県の施設でもあります。利活用含めてですね、まだまだ範囲が広がるんだということをどうかひとつ念を押しながらですね、県に働きかけをお願いしたい。よろしくお願いします。

それから、先日の行政報告の中で今言われた町長の答弁、財政管理ですが、再度伺った次第であります。大変、大型事業ということでの不安。去年私ども財政計画を常に見ながら、計画を留意しながら財政というものを取り組んでいるわけではありますが、人口減含めたそういう形の中で、その負担含めて全て上がっていきはしないかということ。

実は財政の1億7,000万、単純に昨年、今年の財源から見た場合に、そういうことをどう手当していくのか、そういった場合にいまだに起債、あるいは財調取り崩しをどうするのかという形で伺おうかと思ったわけですが、町長から答弁いただきました。当然ですね、起債を抑える形で行きませんと、この20、21年、22年以降はまたちょっと変わっていきますが、そういう状況を不安ありますので、ぜひとも堅実な、あるいは使えるものは使っていくという形で数字を少し抑える形で頑張っていたきたい。こうお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。八峰町長。

○町長（加藤和夫君） 確かに、歩道の関係ですけれども、現状歩道のない中では危険だから歩かないという要素もあると思います。

前の状況から言えば、確かに施設ができた。結構、風呂に行く姿を見かける姿もあります。そういう状況がございますので、もう少し私の方でも実態をつかまえて、そして要望できるのは要請してまいりたいと思います。

それから財政状況について、非常に我々もしっかりしていかなければならないし、20年の特に庁舎、あるいは小学校という大きな事業がございます。18年度で公債比率の20%~21%、おそらく推計ですけれども、今年度過ぎますと21%と超えると言われて、さらに20年度、来年度なりますと23くらいまで上がる可能性もあります。しかし、その後ですね、沈静化していくということですので、今、当面事業に当たってはきちっとやっ

ていかなければならないと思います。

ただ、今、これからの人口減等、即、ただし来年度すぐ上げるということではありませんけれども、将来的な課題としてこれを常に見ながら考えていかなければならないし、今年度予算編成に当たって確かに即、来年度反映していけるということでもありませんので、そこら辺は今おっしゃられるように、財調とかうまく活用しながら予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれ、単年度だけでなくこれから先の状況をですね、我々としても経過を見ながら一生懸命抑える立場で頑張っていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。

○8番（菊地 薫君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで8番議員の一般質問を終わります。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い、一般質問を行います。

初めに国民健康保険証の資格証明書、短期保険証の発行するにあたって基準が高いのではないかということについて質問いたします。3点について詳しくお尋ねいたします。

まず、米価の下落で小規模農家や中山間地農業、大農家でさえ品目横断的経営安定対策で拍車をかけられ、ほとんどの農家が打撃を受けていると思います。12月現在で、国民健康保険税を払えず短期保険証になった人はどのくらいいるのでしょうか。切り替える際に病気に罹っていて、保険証がないと大変だと訴えられたことはないでしょうか。そういう場合はどのように対処しているかお尋ねします。

2つ目は、条例によります、1年間国保税の支払いを怠ると短期保険証になり、取り戻すには4分の1を支払えないと資格証明書が発行され、取り戻すには未納分の4分の3支払うこととあります。しかし、国保税を滞納してしまう家庭の事情はどういう状況か、当局は把握していますか。

悪質な滞納者と当局はよく言われますが、生活自体が相当困難になっている家が増えているのではないのでしょうか。担当課が訪問して生活が困難であることを訴えても、なかなかわかってもらえず、月々何万円、定期的に払うことを力説されます。要求される金額を払えるくらいだったら滞納はしていません。どうしても威圧的な態度に思われて萎縮してしまい、思うように相談に乗ってもらえないという声を聞きます。

例えば、病気を持っていて短期保険証からやはり資格証明書になった人で、短期保険証のうちに薬をもらい、資格証明書になってからは、残った薬も底をつき、なくなってしまうしました。家族は心配して、80過ぎのおばあさんは役場に電話しているのでご存知でしょうけれど、「おれの保険証はいらねがら、わけ者さやってけれ、今倒れられると家族みんなが大変になる」と泣いて訴えたそうです。近所から借りてでも支払計画に出された金額を捻出しようとしたのですが、実態を見ると生活保護以下の収入になっています。計画通り払えない。でも何とか保険証を出してとお願いに行くと、そこで出される書類は国保税の未納だけでなく、住民税、軽自動車税を含めて4分の1、4分の3を支払うよう言われます。税項目の違うものに対して、未納だからと国民健康保険証の発行をしないこのようなやり方を、税務課はやってますね。

また、税の滞納者に就学援助を受けている人もいませんか。就学援助は生活保護基準の1.2倍になっているのでしょうか。貧困世帯と町が認めていながら、支払い方法を月々数万円を払うようにこれも要求する。当局はなんぼ通知しても返事がないと言われますが、克明に生活状態を書いても何の回答もないという例もありました。

今、病気である、資格証明書のまま怪我をしたという時に、100%支払いで病院に帰れますか。資格証明書の発行を国が義務付けてからしばらくになりますが、当初、国は悪質な滞納者に対してしていました。それが年々義務化されてきましたが、画一的にやってはいけない。県でも支払う意思があればそれを尊重してやる、そのような通達が来ているはずですが。八峰町のように条例にはっきりうたっている自治体はありますか。まして、国保税以外の税も含めるといのは、どの自治体も驚いています。条例でうたっている4分の1、4分の6条項は国保税に限ったことで、いつからこれが税全般になったのですか。私の知っているだけでも2年くらい前は既に行っていたと思いますが、いかがお考えですか。

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵していると思いますが、いかがお考えですか。生命に関わる怪我、病気、緊急措置が必要な乳幼児・児童のいる世帯、母子家庭、これは町で責任を持って守る。それが福祉ではないのでしょうか。「払え、払え」の催促でなく、その家庭ではいくらだと払えるのか、相手の立場になって親身に相談に乗り、教育委員会、福祉課、税務課が一体となって、資格証明書の発行を出来る限り行わないという対策をとれないものでしょうか。支払い困難な世帯は総合的に判断して、税金の申請減免を積極的に進めるべきではないでしょうか。

長年滞納している世帯は、なかなか貧困から立ち上がれないで困っている方もいるのではないのでしょうか。急激に失業や病気で生活状態が悪化し、滞納のまま生活保護を一時的に受けたりすると、滞納額はそのまま残ってしまいます。滞納処分の停止の制度を利用した例は今まで何件くらいあったのでしょうか。このような制度を当局は利用しているのでしょうか。

秋田県生活と健康を守る会は、県との交渉で、どうしても支払い困難な世帯が滞納を引きずって生活することは苦痛であり、支払いの見通しがないと判断した場合は、このような世帯に滞納処分の停止の制度を利用するようにと各市町村にも通達するとのことでした。この通達の内容について当局はどのように対処しているのでしょうか。

来年4月から実施される後期高齢者医療保険が、どのように実施されるのか良くわからないと、町民からの声が少なくありません。新聞報道によりますと、健保連の調べで74%「知らない」、80%が「医療の負担が重い」と答えているということです。県の後期高齢者医療広域連合をインターネットで出すと、「プロジェクトチームの内容がいまだに固まっていない点もある。」と書かれています。八峰広報でも資料が載っていましたが、法定減免されることは載っていますが、年金いくらの方がどのくらい年金から天引きされ、夫婦で年金どのくらい掛け金がかかるのかわかりません。今後、医療や検診を受けるのにどのように制限されるのかもわかりにくいものがあります。

年金月1万5,000円以上の方から介護保険料とは別に天引きされること。秋田県は年201万の年金者、平均6万円超え、208万円だと7万円を超えるとの発表がありました。一人一人が死ぬまで必ず払うこの制度は支払えないと、老人保健法は資格証明書が発行できないにもかかわらず今度は発行できることや、国保税のような申請減免制度がないなど大変厳しい内容のものと言えます。

年金月1万5,000円以下の年金の方で、介護保険料と合わせると年金額の半分になってしまう方は、年金からの徴収ではないとは言っても引けない状態と思いますが、直接払いになります。当然、未払いが生じやすくなると思います。このようなお年寄りに資格証明書が発行されるのではと懸念されます。家族の中で肩身の狭い思いで生活することになり、医療を受けることさえ危ぶまれます。特に、高齢者は健康状態があつという間に悪化してしまいます。夜、夜中、関係ありません。保険証がないからと言ってられないのです。このほかに検診を受ける内容や医療内容の制限もあり、今後具体的に自治体を実施要綱が義務付けられてくると思われます。町として最低限、資格証明書の発



行を抑えるとか、独自に申請減免制度をつくる、検診内容を今までどおり制限をつけない等の施策を考えないでしょうか。

そしてこの制度は、高齢者がますます社会の隅に追いやられ、家族の負担になって住みにくくなることは間違いありません。秋田県は癌罹患率が全国一です。18日付けの新聞では、平均寿命も全国、下から男性2番目、女性、下から3番目と、高齢者にとっては生活し難い県になっています。低額年金者にますますの負担が重くかぶさるこの制度が撤廃されるよう、国に働きかけていく必要があるのではないのでしょうか。

3番目は、町営住宅で高気密・高断熱になっている住宅は特定の暖房器具を買うことを要請されるが、自己負担が高すぎるのではないのでしょうか。このことについてお尋ねします。

町営住宅で高気密・高断熱で特別な対応をしなくてはいけないのは何棟あるのですか。建築された年数ごとに様式が違い、見た目にも同じものがないように思いますが、どうなっていますか。入居案内や規則にそれぞれの違いをはっきりと明記して、住宅に合わせた注意事項か規則を作らないと、同じ敷地にありながらやって良いこと、悪いことが入居者にはわかりづらいと思います。

さて、高気密・高断熱の住宅の暖房器具についてお尋ねいたします。

暖房器具は高価なものであること。これを取り付けないと一酸化中毒になり、生命に危険を及ぼすといえます。このことをはっきり明記する必要があると思います。町営住宅は条例にも載っているように、低所得者のため、住宅に困窮している方のためにつくられたものです。冬場になるとこの問題が出てきますが、限られた高価な暖房器具を買うように要請されても、すぐ応えられない人が必ず出てきます。普通、購入すると10万円相当のものです。室内用によくある煙突が排気口のあるもので、反射式のものもあります。反射式で鍋をかけられるものもありますが、それを玄関横の奥まったところで、人が誰もいない階段下の狭いところに置くことになります。そこから2階に吹き抜けになっているわけでもなく、鍋をかけたなら天井までいくらないところに高価なストーブを用意しなくてはいけないのでしょうか。専用の安価なストーブを町が用意してやるべきではないのでしょうか。熱が階段を上って2階の居間を温め、強いては全体が暖かいという設計でしょうが、20度に設定すると玄関は25度で、2階の居間は床に座る位置で23度くらいです。ほかの部屋は戸を閉めているのでひんやりしています。だから戸を全部開けると設定温度を27度にしなくてははいけません。一日中その温度にしたら灯油がいく

らあってもたまりません。20度に設定しても油の減りがわかると言われます。排気口の付いた暖房器具で効率の良い見本を用意するのが当たり前でないですか。

高気密・高断熱の住居は町営住宅に向いていると思いますか。24時間付けっぱなしで、消すと結露になるので消さないでほしいと言われましたが、この灯油の高いときに該当する世帯でこれを守っていると思いますか。低所得者や生活保護を受けている方々には大変な負担になります。この高価な暖房器具を分割で貸付けることも選択肢です。今まで入っている人は自分で取り付けたのだからと言われるでしょうが、これから入居を希望する方々のためにも、市営住宅の高気密・高断熱のように一軒に暖房付きになっているような対処をすべきではないでしょうか。クーラーは本人持ちになっています。高額な暖房器具で負担が重いとされないような町営住宅にしてもらいたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

4番目は、スポーツ少年団のあり方はどのようであれば良いと考えているかについてお尋ねいたします。

スポーツ少年団の歴史は長く、旧八森・峰浜小学校は、野球、バスケットを学校ぐるみで行い、担任の先生たちは遅くまで練習に携わり、土曜・日曜もなく試合に追われ、町はバスを出して遠征試合をしてきました。スポーツ大好きな児童は何よりの楽しみであったと思います。仲間意識も強くなり、苦しい練習を耐えた仲間として深いつながりは生涯の友を得ることもでき、貴重な経験だと思えます。

しかし、良いことばかりではなく、先生の過労が問題になってきました。子供たちも疲れきって、親はご飯を食べさせて風呂に入れるまでが大変といわれるくらいで、勉強する時間がなかなか取れない悩みを訴えます。また、試合に熱が入りすぎ、勝ち負けだけにこだわり、スポーツ苦手な子供には苦痛になり登校拒否が生じたりといろいろな問題がありました。

NHKの「ようこそ先輩」で手品師マギー司郎が母校で授業をするのですが、小学校の頃は勉強もスポーツも苦手だった。自分でマジシャンとして精進するまでは、自分の欠点を活かして不器用さを売り物にしたなどの話だったと思いますが、これは賞を取った番組でした。決め手はラストシーンで話す気の弱そうな女の子の言葉ではないかと思われれます。「勉強もスポーツもできなくとも生きていけるんだ」と涙ながらに話していました。大人社会は、勉強だけでなくスポーツに対しても、小学生に生きていく希望を失わせていたのだと思えました。マギー司郎と出会うまではきっと自信のない子供だっ

たのでしょうか。でも、次第に自信がついて話をしているうちに目が輝いていく様子は、何年経っても私の心に焼き付いて離れません。

少人数学級で強制的に野球・バスケットと分けられたスポーツ少年団といっても、学校の部活のようなものでした。それが本来のスポーツ少年団に立ち返り、地域の協力を得て、指導者を募り、仕事を終えてから練習にあたるということになりました。指導者に頭の下がる思いですが、今これも大変になっているのではないのでしょうか。

スポーツの好きな子供の才能を伸ばして、全力を出し切る快感を味わわせてやることは良いことですが、勝敗のみにこだわり、勝つための選手養成主義になり、教育的な配慮に欠けた指導になっては大変です。小学生らしいやり方で、町がイニシアチブを持って、学校・保護者・指導者の関係を密にもって行っていただきたいと思いますが、この間の学校から切り離されてからスポ少の活動についてどのように思われますか。今後のより良いあり方について、お考えをお聞かせください。

最後に、八森3小学校の統合は校名も決まり、次年度から改修工事にかかりますが、バスの昇降口は校門前になるのでしょうか。交通量が繁雑になって危険と思われるようでしたら、今、観海小学校で利用している歩道橋付近での乗り降りも考えられるのではないのでしょうか。

それにしても老朽化が目に見えています。歩道橋外壁が剥がれて近づかないようにロープが張られていたときもありましたが、時間の問題ではないのでしょうか。改修か、新たに架け替えか、その時期・費用などどのように考えておられるのかお聞かせください。

また、統合することで児童の不安も多いと思われます。心の相談室を復活させて児童の悩みに早めに対応して、悩みの芽を摘み取り不安をなくしてやること。何かあったら相談できる場所があることで安心を与えられることが大切なのではないのでしょうか。どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対して町長の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、きょう現在における資格証明書、短期保険証の発行件数であります。資格証明書は40世帯（87人）、短期保険証は41世帯（81人）に交付しております。

これらの交付は、1年間の未納がある世帯に対し、弁明の機会及び納付相談の機会を与えた後で被保険者等返還審査会で世帯の事情を考慮し、判断しております。その過程

において、保険料の納付ができない特別な事情のある方、あるいは納付相談に応じて定期的に分割納付を行っている方には資格証明書を交付しておりません。

資格証明書は、国保税を納める意思がないと判断せざるを得ない方から、医療サービスを受ける際に一旦10割を負担いただき、その後、保険給付の7割分相当を国保税に充当していただくことにより税負担の公平性を確保する目的で始められた制度であります。ただ単に「病院に雇らねばならない」ことを理由として資格証明書を普通の保険証に切り替えるとするのは、公平性の確保という本来の目的を逸することになりますので、原則としてできないことをご理解願いたいと思います。

次に、国保税滞納者へ発行している資格証明書等の解除についてのご質問ですが、ご存知のとおり、資格証明書等の発行及び解除の基準は「八峰町国民健康保険被保険者資格証明等の交付措置に関する要綱」に定められております。要綱は、国民健康保険法や同法施行規則等に沿ったものであり、他市町村においても同様ですが、資格証明書の解除基準に関しては、国民健康保険法で「滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少」した場合とあり、各市町村とも保険税の完納を原則としているのは共通していますが、滞納額の著しい減少と認める基準はその市町村により違いがあるようです。

当町では、旧町村間の調整を図りながら、「被保険者間の負担の公平を確保し、もって健全な国民健康保険財政の運営に資する」ことを要綱の目的としながら基準を定めたところでありますが、今後、他市町村の基準等を調査しながら、どのような基準が適切なかを検討してまいりたいと考えております。

次に、滞納額の支払に関し国保税と他の税を分けて考えるべきではとのご質問ですが、本年10月末現在、国民健康保険税の過年度分滞納世帯は112世帯で、このうち町税の過年度分も滞納しているのは77世帯となっております。

滞納者へは納税の促進を図るとともに随時納付相談を実施しており、一括納付や短期間での完納が困難な方からは、分納計画や納付誓約書を提出していただきながら滞納額解消に努めているところです。

ご質問では、国保税とその他の税を分離した支払対策を立てるべきではと、ある意味では国保税への支払いを優先して資格証明書や短期証明書発行の解消を図るべき趣旨と考えられますが、町としては国保税だけ納付して町税は後回し的な考えではなく、税全般としてとらえなければならないものと考えています。

このため、国保税や複数の町税にわたって滞納のある方から納付があった場合は、偏った税目へ当てはめることなく、バランスを考慮しながら各税に充当しているところであり、今後も同様な取扱いを考えております。

また、減免制度の利用を進めて資格証明書の発行を少なくする対策をとることはありますが、減免制度は条例・規則等の規定に従って取扱いをしており、納税の公平性の観点からも、その適用にあたっては減免がやむを得ない場合に限られるものと考えております。

いずれにしましても、資格証明書を発行しているのは、長期間にわたり納付がなく納付相談にも来ない、納付計画を立てても履行しない方です。このため滞納額が増えていき、資格証明書を解除するためには税額が多くなってしまうケースでありますので、納付相談等を通じ支払計画を立て、その履行をお願いするものです。

次に、滞納処分の執行停止に関する質問ですが、滞納処分は、納税者が納期限までに納税もなく督促や催告にも応じない場合等において、財産差し押さえなどの強制徴収を行うものでありますが、その強制手続きを行わない滞納処分の執行停止は、滞納者が「滞納処分をすることができる財産がないとき。滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき。その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。」等に、地方税法第15条の7の規定により、地方団体の長が職権においてすることができるものであります。ご質問のように、滞納者からの申請を受けけるような制度となっていないことをご理解願いたいと思います。

なお、滞納処分の執行を停止するケースはいろいろ考えられ、個々の事案により判断することになりますが、執行停止となった場合でも滞納税額を納入する義務が消滅したものでなく、執行停止中でも可能な限り納税しなければならないものであります。

また、滞納処分執行停止した事由が解消された場合には、地方税法第15条の8の規定により、地方団体の長は「滞納処分の停止の取り消し」行わなければなりません。一例を申しますと、「生活保護の適用を受け、滞納税額を支払う能力・財産がない」ことにより滞納処分の執行を停止した場合であっても、その後、生活保護が解消され就職等により一定の収入を得るなど担税力があると判断されたときなどは、執行停止を取り消すこととなります。滞納処分、滞納処分の執行停止とも地方税法に定められているものであり、納税の公平性確保の観点から適切に適用してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度のご質問についてであります。まず、「対象になる75歳以上は何人か」ということですが、11月末時点での75歳以上の方の人数は、1,554

名です。

あわせて、「国民年金のみの受給者数」のお尋ねであります。国民年金のみの受給者を区別して集計するプログラムがありませんので、これは推計になりますが、まず、公的年金のみの受給者数は1,809名であります。このうち、国民年金の受給者と考えられる年金収入額が80万円未満の方は926名おります。この926名のうち、75歳以上の方は644名です。また、年金収入のみで80万円未満の世帯数は141世帯です。

「町独自の支援策はあるのか」という点であります。後期高齢者医療保険料は、国保税と同様に所得の少ない方に対しては7割、5割、2割の減額措置があります。仮に、年金を72万円受給している場合ですと、一月当たり6万円になります。これから介護保険料が月額で2,460円、後期高齢者医療保険料が960円引かれますので、差し引き約5万6,580円を受け取ることになります。

一方、これまで掛かっていた国保税を負担する必要がなくなりますので、かなりの方が現在よりも負担が少なくなると試算しております。ですから後期高齢者医療制度が開始されても、その被保険者に町が独自の支援をすることは今のところ考えておりません。

次に、「資格証明書の発行について」であります。現在の国保世帯で資格証明書を交付している世帯数40世帯のうち、75歳以上の方のいる世帯が12世帯、短期被保険者証の交付世帯は41世帯、そのうち75歳以上の方と同居している世帯が12世帯ですので、合計24世帯となります。

資格証明書の発行については、滞納者に対して医療給付を制限することにより、被保険者間の公平性を確保し、保険料の納付意欲を減じないようにと、「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条の4に基づき広域連合が実施するものであります。広域連合の考えでは、保険料の納付ができない特別の事情がある場合には交付しない等の措置を講じる予定であり、資格証明書の交付対象者としては、負担能力があるにもかかわらず納付していただけない被保険者に限るとする考え方であります。

また、後期高齢者の検診については広域連合から町に委託されますので、これまで同様に検診を実施していく予定であります。高齢者に対し制約を設けることはありません。

また、高齢者への保健医療の制限については、国の医療制度改革の中でこれまでの「出来高払い」ではなく「包括払い」制度を導入し、高齢者が一定の点数までの治療しか受けられない、あるいは入院日数が制限される等確かに問題点があることも承知しており

ます。しかしながら、これは町レベルで直ちに解決できる問題ではなく、諸外国に比べて少ないといわれる国の医療費に対する公的支出のあり方、適正といえない医療費の使い方、病院とホームドクターの役割分担など、国の医療行政のあり方にかかわる問題でありますので、住民が安心感や満足を得られるような医療制度が確立されるよう望んでいるところであります。

次に、町営住宅で高気密・高断熱の町営住宅は何棟あるのか。また、町営住宅には町で暖房器具を取り付ける必要があるのではないかについてであります。高断熱・高気密住宅とは、断熱材の量の入れ方、構造や施工の工夫などにより大幅に熱環境性能が上がった住宅をいいます。

当町では、気密度を指定して気密度測定して完成させた町営住宅はありませんが、断熱材の量の入れ方、構造や施工の工夫をしながら気密度の高い住宅として建築した住宅は、夕風団地3棟、夕風第二団地全戸の35棟、かもめ団地全戸の21棟の59棟となっております。

また、町営住宅の暖房器具に関しては今年の3月定例議会にも同じ質問があり回答しておりますとおりで、その考え方は変わっていません。

再度申し上げますと、高気密住宅とまでいかななくても気密度の高い住宅となっております59棟につきましては、内部結露の防止、一酸化炭素中毒の防止、そして気密性が良いため換気が計画通りに働き、におい・化学物質が効率的に外に出る、さらに省エネ等の効果がありますことから、入居時においてFFストーブや電気製品の暖房器具等の設置をお願いし、入居者の方々からご協力をいただいております。

当町に限らず全県的にみても、また、高断熱・高気密住宅仕様でない公営住宅においても、「酸欠・一酸化炭素中毒などの健康被害」及び「内部結露の発生による建物の耐久性の低下」などの原因となる開放型石油ストーブ（ファンヒーターなど）の使用しないこととし、各町村とも入居者に対し、原則、室外に排気装置を持つタイプの暖房器具の設置を指導しておりますので、当町も同様の取り扱いとなっております。入居条件を示し承諾して入居していただいておりますので、入居者が誠実な住宅管理をし、安全に安心して快適に生活していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方から見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、スポーツ少年団のあり方についてであります。

スポーツ少年団は、東京オリンピックを2年後に控えた昭和37年に「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じてからだところを育てる組織を地域社会の中に！」と願い、日本体育協会が創設したものです。

このスポーツ少年団は、「地域の人が指導者となり、スポーツにより青少年の健全育成を図る」を理念としています。つまり、本来のスポーツ少年団のあり方としては、現在の「学校体育」から離れ、地域住民の方が指導者となって子供たちに指導する「社会体育」が本来のスポーツ少年団の姿であります。

県内のスポーツ少年団もほとんどが「社会体育」へ組織化され、能代山本地域でもその動きが活発化されてきているところですが、母体となっている小学校体育連盟（学体連）が19年度末をもって解散することが決定しており、20年度からは「社会体育」へ移行されます。それに伴い、町スポーツ少年団の体制づくりを推進するため、学校はじめ保護者とは昨年から数回説明会を開催しましたし、今年度に入ってから学校や保護者など地域のスポーツ団体を含めて「社会体育」への移行のための説明会や指導者のための実技講習会を開催してまいりました。

さらに、スポーツ少年団認定員養成講習会に参加される方には受講料を支援しました。おかげさまで、前期講習会には16名、後期講習会には24名の方々が受講され、認定されたところであります。来年度は、この認定指導者を含めた中から地域の指導者が出てくるものと期待し、信じているところであります。

また、指導にあたっては、極端な勝利至上主義に走って練習の過多や大会の過度の出場などにより、子供たちの精神、肉体的な負担にならないように県スポーツ少年団指針に沿って指導者に適正な指導をお願いすることになろうかと思えます。

町では当面、学校体育から社会体育の移行期として各スポーツ少年団で指導をしてくださる方には、いささかではありますが謝礼を予算措置できる方向で検討しています。

ただ、行政（町）はあくまでもスポーツ少年団の子供たちと指導者の調整役であり、指導者がいないスポ少を指導するものではありません。また、「社会体育」への移行の過渡期ということで一気に学校がすべて手を引こうとすることではなく、勤務時間の中で地域の指導者が来るまで協力できる先生については指導者と子供たちの連絡調整にあたるなど、ご理解と支援をお願いしたいと思っています。

スポーツ少年団活動を通じて歓びや楽しさを体験するとともに、仲間との連携や友情



を育て、さらにはその課程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人として成長していただくために、地域の指導者はじめ保護者・学校が連携して育てていくことが大切でありますので、学社連携をさらに強めて推進していかなければならないと思っています。

今後は、能代市山本郡の状況を踏まえながら、学校や関係機関とよく協議し、指導者がスポーツ少年団にスムーズに参加し、指導できるよう努めてまいります。

次に、観海小学校の歩道橋についてであります。まず、国土交通省では県・市町村に対し、橋長15メートル以上（予定）の県及び市町村道橋の長寿命化修繕計画を策定するよう指導しております。このため、平成21年度までに橋梁点検を終え、平成23年度までに長寿命化修繕計画を策定し、橋の損傷度を把握し、計画的に修繕事業を実施することとしております。

当町においても、町道に関わる管理橋梁数は54橋あり、そのうち15メートル以上の橋梁は23橋ありますから、来年度から22年度までに橋の自主点検を実施していく計画で、この21日に秋田県主催で開催されます橋梁点検講習会に2名の職員を参加させ、点検業務に役立てていきたいと考えております。

町道観小通学線の歩道橋は、昭和51年8月にPC桁で設置され、橋長47.8メートルで、設置されてから31年が経過しております。現況は、橋の地覆工にコンクリート剥離が部分的に見られるとともに歩道橋外壁の水切り部の腐食も見られます。PC桁本体は支障ないものと判断していますが、当然ながら、この歩道橋も点検対象橋梁となっておりますので、早い機会に点検を実施し、橋梁の損傷度を把握していきたいと考えております。

また、修繕等については、長寿命化修繕計画に基づいて実施してまいります。ただし、通学路線でありますので随時パトロールで自主点検を実施し、橋梁の損傷度に疑問が生じたり使用が危険であると判断された際には、その都度、秋田県と協議しつつ、その対応に努めていく考えでおります。

なお、スクールバス等乗り降りの場所については、現在、学校づくり協議会等で検討中であり、最終的決定の前には議員の皆様方にもご相談申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、八森地区三小学校が統合するにあたって、心の教室相談員を復活させる考えがないかのご質問ですが、「心の教室相談員」は県の事業であり、中学生を対象とした事業であります。当町でも平成16年度から3年間、八森中学校でも実施いたしました。

その間、「心の教室相談員」でなければ対処できないような事例はなく、学校側と協議した結果、先生方で対応できる事例がほとんどだということで、学校からも再設置の要望が無く、今後も必要ないということで実施を取りやめした経緯があり、現時点では再実施は考えておりません。

しかしながら、議員がご指摘のように、このたびの学校統合に起因するストレスからくる不登校やいじめ問題、また、うつ疾患の発症などが懸念されるため、町としても、その対応策を講じなければならないと考えております。

その対応策の1つとして、このたび統廃合校も含め町内全小学校の保護者を対象に、「子育てにおける悩み（いじめ等）相談」を実施することといたしました。この事業は、子育ての中で、子供たちの日頃の仕草や兆候から、いろいろな不安や悩みを持ちながら学校に相談出来ない事例等について、直接、教育長宛てに「親展」扱いで記名にて相談いただくものであります。教育長は相談を受けた場合、面談や書面で対処し、必要に応じて医師や専門家の紹介など適切なアドバイスをしていくものであります。

また、2つ目は、県の事業であります。小学校を対象にした事業で「子どもと親の相談員」という、主に不登校児童に対応する事業がありますので、実施を要望してまいりたいと思います。

また、3つ目として、常勤の相談員の配置につきましては現時点では必要と考えておりませんが、年何回か、経験豊かな臨床心理士等、専門のカウンセラー等を講師に招き、児童や保護者等を対象に講演や相談窓口を開設したいと考えております。

いずれにいたしましても、このたびの統廃合による児童の精神面に対するケアは万全を期してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 資格証明書のことについて答弁がちょっと違うのではという点がありますので。

この要綱を見ますと、滞納というのは国民健康保険税の納期限までに保険税を納付していない世帯主というふうになっています。これは、あくまでも国民健康保険税を払ってないという人が滞納者ということになりますので、ここで全ての税金をこの場に出される、で、払ってないから資格証明書。その間いろいろ経過はあるんですが、ちょ

つとこの点が非常に大事なところでもあります。これを本当にこのままやられるんだったら、これは違反ですよ。

私もいろいろ聞いてみたんですけど、国保税に対して払っているか払っていないか、これを調べるのであって、その場で全部の、まあ私も何回か場面に立ち会いました。それで、「なぜほかの税金も加わるの」「だってこれで税金全部だよ」ということで、何回か立ち会いましたけれども、これは違いますよ。そこをしっかりと把握していただきたいと思いますし、これは大事な事です。もしこのままやられて行くとしたら、これは体外的にも問題になると思います。

それとですね、特別な事情ということで病気は当てはまらないと言われましたけれども、要綱の中にも特別な事情ということで書かれていますよね。特別な事情というのは次のような場合を言います。世帯主の財産が災害を受けたとき、盗難を受けたとき。世帯主の者と生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したこと。これが特別な事情ですよ。これが病気だから特別待遇はできません、これであつたら健康保険にかからないで直接100%払って、病院に行けないなら死んでもいいですよって、そういう答弁になってしまいます。そこを気を付けてほしいと思います。

というのは、この間にいろいろありましたので言うんですけども、先ほども言いましたけれども、本当に大変な人が資格証明書になってしましまして、家族の人が泣いて「何とか家の若い者に保険証を渡して」と言われたのに対しても、冷たく全部の税金をぱっと出して、これ以上払わないと、というふうな説明です。それで、その家に伺った税務課の人もぶっきらぼうに立って、「まず払ってけれ、まず3万円払ってけれ」という何万円払ってほしいという態度で、隣近所から借りて払おうと思っていたんですが、よくよく見ると生活保護以下です。こういう人たちに対してもっと減免の措置があるとか、そういうふうなこと考えられるんじゃないでしょうか。

それと先ほども言いましたけれども、就学援助を受けている世帯にも資格証明書がありました。これも、修学旅行に当然持って行かなくちゃいけなかったんですが、こういう人たちに対してもやはり同じような答弁で、払おうと思ってみるとやはり全額払えということになってしまいます。不幸なことに、その人は救急車で運ばれました、怪我をして。その時でも資格証明書です。100%払わなくてははいけません。そこで一番お金がかかるのは怪我ですので、3日間は莫大なお金がかかるんですが、資格証明書です。そこでお願いに行っても、まず払う計画を作ってくださいということで、本当に掛け合

って何とかかんとか保険証は出してもらったんですが、これも一番お金のかかる3日間は保険証がないままということになっています。で、それで生活状態が非常に苦しいということで生活保護を受けましたけれども、このように怪我をした場合、それから病気になった場合は特別な事情であるんだということを、これをよーく把握してもらいたいと思います。ここから出発してます。もしこれが税務課の方、福祉課の方で勘違い、思い違いをしているなら大変なことになります。

それとですね、暖房器具ですけども、高額なところにはほとんど触れられず、付けなくてはいけない。一酸化中毒ということですが、私も夕風団地をいろんな棟を回ってみました。そして「お宅のストーブはどうなっていますか」ということで聞いて歩きました。そしたら3棟入っているあそこが高気密でなく高断熱というんでしょうか、そこではですね、やはり24時間ストーブを付けてはられないそうです。油が高くて。当然、夜は消す。結露が出るのかどうかわかりませんが。それから、その向かい側の棟、中断熱・中気密だといわれています。ストーブは何が使われてもいいですと言われたということです。その向こうの一戸建ての住宅では、下の方にストーブがあるのではなくて、2階の方に排気口の付いたストーブをつけているようですけれども、そこは自分たちが居る居間にストーブがあるので、それは非常に結構です、暖かいので。3棟一緒になったところ、高断熱というんですか、玄関の下の軒下のところに本当に10万円するくらいのストーブをつけなくてはいけないということで、忠実に守って借金してやっていますが、部屋全体が暖まるわけでもないし、住んでるところは2階です。玄関の横の穴蔵にストーブを置いて、居間にストーブはありません。反射式をつけると大変なことになると言われているので忠実に守ってますけれども、このような2階、質問してちょっとあれなんですけど、以前と違うところは、穴蔵に置く10数万円もするストーブが必要なかどうか、ストーブが必要ならばコンパクトで見本を見せて、「こういうふうなストーブで、このくらいの値段ですよ。これで払えなかったら町で貸しますよ」こういうふうな親切な説明があってもいいんじゃないですか。

それと、町営住宅の「しおり」をもらいました。この「しおり」は、もう全般的な「しおり」と言われています。岩館の最初に作られた住宅から新しく入った人たち全てに配られる住宅の「しおり」ですけれども、ここの中には高断熱とか、何年に建てられたもので、あなたの家はこういうことに注意してくださいとか、そういうことは書かれておりません。で、ストーブのことも一切この中には書かれておりません。

と、いうことで、ぜひともこれは住宅の困窮者が入っているところですので、その点をよく考えていただきたいと思います。高額なところのストーブという点に触れていませんので、そのことについてもう一度お願いします。

それとですね、学校問題ですけれども、統合にあたって、心の相談は中学生が対象でしたということでしたが、そのほかにそれとは別として、いろんな形で県の補助とかを使ってやられるということは非常に結構だと思います。

やはり子供の問題というのは親の問題ですので、親と子供と一緒に、一体となった教育相談というのは本当に大切だと思いますので、ぜひこれを学校統合にあたっても行っ

てほしいと思います。

以上、お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっきの質問でかなり長く話をしたのでいろいろ誤解もあるようですけれども、確かに資格証明書を発行するそのものについては国保税の要綱よりありません。これはお宅がおっしゃるとおりですね、私もそういうふうにしたのではございません。

それから先ほどの話の中でも、じゃあいろいろ税滞納して重ねていった場合に、国保税だけを納めればそういう資格証明書をもらえる、ほかの方はおいてと、私の方からはそれを強調するわけにはいきませんと、これはやっぱり納税の義務というのは、これは当然全部あるわけですので、これは良いし、これは入らないんだということではなくて、全般的な税としての考え方をさっき述べた、原則的な話をしたのでございます。

それから、ただ単に病気になったから云々でなくて、やっぱり病気によってですね、やっぱり生活状態、あるいは納税できない状態になったと、そういう事情になった場合は、これはこれで個別に判断をしております。

それから就学援助の話もありましたが、一律に就学援助をもらっているから、あとは関係なくという意味合いでは一律にはいかないわけでございます。で、見上さんは、個々具体的ないろんなケースについて先ほど例を挙げながら話ししてくれましたけども、そういういろんなケースで我々も相談に応じたり誠意をもってやっていますけれども、何かそれに及ばない、もし具体的な指摘するところがありましたら、ぜひ役場の方でも個々のケースについて話していただければ、私どもも内容きちんとやって、行き過ぎがあったり、そういうものをないかどうか我々としても点検してみたいと思いますので、

そこら辺は遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。

それから町営住宅の関係ですけれども、いずれこの建物はやるけれども、入居条件の一つとしてそれに合うストーブを付けていただくということは、これは「しおり」のものにはないんですけれども、口頭で指導しております。これは一般的にどこの住宅でも、自分の家に最大合う暖房器具を選択しながらやってるわけでございますので、町営住宅としてはこういうふうなものという、そういう指導を私の方でしているわけでございますので、ぜひそういう立場で理解していただきたいと思います。

で、「しおり」は確かにちょっと不備な点もあるかもしれません。で、これはもう一度点検をして、もう少し住居者に分かりやすく、ストーブの件も含めたですね、そういうものをこの後検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 子供の心の問題につきましては、統合を迎えて大変大事な問題であります。

県の施策であります子どもと親の相談員、ぜひとも要望して進めてまいるように頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問ありますか。はい、14番。

○14番（見上政子君） 資格証明書のことですけれども、私がたまたま立ち合ったのが数件です。それで、これが、私がここの場であえて言うのには本当に氷山の一角で、たまたま本当に危険な状態と一緒に直面したということで、これが40世帯ですか、80何人こういう人たちが本当にそういう場に一人で立ち向かう場合に、当局がしっかりこれを受け止めてくれるのかということ、基本的な姿勢をどうなのかということ、ちょっと確認したいと思って私は一般質問行いました。

そういう意味で病気だからというふうな、また、怪我、こういう特別な事情、これ怪我也入っていますのでたまたま私がそこに立ち会いましたけども、こういう場合にはぜひ資格証明書ではなく保険証をその場ですぐ与える、そういうことで対処してもらいたいと思います。

で、その場で言ってくれればと言われましたが、ほかの40世帯の人がどういうふうな思いをしているのか、これを代表して私は言ったつもりであります。

ストーブのことについては個々いろいろあるということですが、少しでも早く町営住

宅の「しおり」、これを新しいものに作り変えて個々の住宅に合ったものにするということと、先ほどから言っているとおり高額であるということを実際に頭に入れておいてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 資格証明書の件、何回もあれですけども、町としては話があった際には、ただ単に担当者の個人的な判断でなくて、いろいろ相談したり、最終的に発行する場合は審査委員会を開いてそれが妥当なのかどうか判断しながらやっています。

したがって、その中で出されている個々のケースとか、あるいはまたこれまでのですね、納税に対する姿勢とかそういうものを含めながらいろいろ判断をしながらやっていますので、我々としては十分町民の話を聞きながらの対応をしているつもりでございます。

したがって、この後もそういう姿勢についてはちゃんと持ちながらやっていきますが、我々も一方では税収を高めなければいけない、一方では福祉でそういう対応をしなければいけないというものを、きちっと整合性を取れる中での形での運営をしていかなければいけませんので、そういうことを総合的に考えながら、しかも町民のそういう相談には着実に応じていきたいと考えております。

それから先ほども申し上げたとおりで、町営住宅の入居者に対する案内、入居する際の説明とかを含めながら、現在の「しおり」がちょっと不十分であるというふうなことでございますので、この点についてはもう一回中身を検討しまして実態に合ったような形で作成して配布をしていきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 14番さん、千葉教育長の答弁はいいですね。

○14番（見上政子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。本日は御苦労さまでした。

---

午後14時15分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一



---

平成19年12月21日（金曜日）

---

議事日程第3号

平成19年12月21日（金曜日）午後10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第115号 八峰町沢目財産区管理委員の選任同意について
- 第3 請願第4号 生産者米価、農産物価格の補償を農政の柱にすることを求める  
請願書
- 第4 陳情第15号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請  
する陳情書
- 第5 陳情第16号 後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提  
出を要請する陳情書
- 第6 陳情第17号 消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情
- 第7 発議第16号 消費税の引き上げに反対する意見書の提出について
- 第8 陳情第18号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 第9 発議第17号 最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出について
- 第10 発議第18号 過疎地域自立促進特別措置法の効力を継続する新立法措置に関  
する意見書の提出について
- 第11 発議第19号 道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提出に  
ついて
- 第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

---

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	金谷茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木充
管財課長	木村学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤進
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	齊藤なつ子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分開議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

日程第2、議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

議案第115号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意についてを説明をしたいと思えます。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜田中字田上67

氏 名 木藤正一

昭和5年2月20日生まれ

提案理由でございますけれども、現八峰町沢目財産区管理委員の大高重治氏が平成20年1月29日で任期満了となることから、その後任として関係地区の田中自治会、高野々自治会に推薦を求めたところ、木藤正一氏の推薦があったものであります。

提案しております木藤正一氏は、田中自治会の会長でもあり、財産区管理会の運営や基本原則等を承知し、委員として十二分に任務を果たされる方であり適任と考えますので、選任方よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第3、請願第4号、生産者米価、農産物価格の補償を農政の柱にすることを求める請願書を議題とします。

本請願書に関する審査の経緯と経過について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、今井一政君。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成19年9月定例会において継続審査となった秋田県米価対策共闘会議から提出されていた請願第4号、生産者米価、農産物価格の補償を農政の柱にすることを求める請願書についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本請願書については、去る10月18日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、本請願の趣旨は理解できるものの、全国平均生産費と農家の手取り価格の差額を全額国費で即払いをすることとの請願事項については、これに伴う一般国民の負担並びに他の政策に与える影響が大きいと考えられることから、全会一致で不採択とするべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの今井建設産業常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今の置かれている農家に対する救済方法とかそういうことが必要であるというふうなことでは話はなかったのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 報告願います。

○産業建設常任委員長（今井一政君） 先ほども述べましたように、その趣旨的な部分は理解できると。そういった中で、今の農政における事情も農家の事情もわかりますが、これが生産費の即払いを全額国費というふうなことは、ちょっと今の部分では考えにくいでしょうというふうな話し合いもなされまして、不採択といたしました。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、この請願に対して賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより請願第4号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択とすべきものとの報告であります。請願第4号について委員長報告の

とおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第4、陳情第15号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書を議題とします。

本陳情書に関する審査の経緯と結果について、教育民生常任委員長の報告を求めます。見上委員長、どうぞ。

○教育民生常任委員長（見上政子君） ご報告いたします。

今定例会初日に教育民生常任委員会に付託となった、秋田県社会保障推進協議会及び秋田県医療労働組合連合会から提出されていた、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書についての、審査の経緯と結果についてご報告をいたします。

昨日、委員会委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、この制度は国保税の負担が軽くなるが、広域連合への意見書については5、6項目について一部賛同できる点も見られるが、一部の困窮者に絞られている点があるのではないかと、医療制度の一元化を今後目指していく中での過渡期の政策とも思われるので、この政策をクリアしていく必要がある。また、2年後の見直しの時期に期待をしていきたいという意見が出されました。

ということから、このことから全会一致で不採択すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択とすべきものとの報告であります。陳情第15号について委員長報告の

とおりに不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立全員であります。したがって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5、陳情第16号、後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書を議題とします。

本陳情書に関する審査の経緯と結果について、教育民生常任委員長の報告を求めます。見上政子さん、どうぞ。

○教育民生常任委員長（見上政子君） ご報告いたします。

今定例会初日に教育民生常任委員会に付託となった、秋田県社会保障推進協議会及び秋田県医療労働組合連合会から提出されていた、後期高齢者医療制度に対する政府、厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書についての、審査の経緯と結果についてご報告をいたします。

昨日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重にその審査をいたしました。

その結果、政府、厚生労働省への意見書については、4月実施に当たって既に高額な設備機材を投資しているので取りやめることで損害を受けることが甚大であるとして、このことから全会一致で不採択をすべきものと決定いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択とすべきものとの報告であります。陳情第16号について委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第16号は不採択とすることに決定い

たしました。

日程第6、陳情第17号、消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第17号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

ただいまの陳情第17号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) この陳情に対して賛成討論をします。

社会保障制度は今大変な状態になっています。後期高齢者の負担も多いんですけども、世界的に見ても日本は非常に立ち遅れています。社会保障を十分やっている国で経済的に困っているという進んだ国は今見られません。それで消費税をこれで補うということは、これは間違っていると思います。

そういう点で、この陳情に対して私は賛成をいたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより採決します。この採決は起立で行います。陳情第17号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員であります。したがって、陳情第17号は採択することに決定いたしました。

日程第7、発議第16号、消費税の引き上げに反対する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

平成19年12月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

消費税の引き上げに反対する意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第17号、消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるものでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第16号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第8、陳情第18号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第18号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立で行います。陳情第18号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員であります。したがって、陳情第18号は採択することに決定いたしました。

日程第9、発議第17号、最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第17号

平成19年12月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由でございます。陳情第18号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第17号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第10、発議第18号、過疎地域自立促進特別措置法の効力を継続する新立法措置に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第18号

平成19年12月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	菊地	薫
賛成者	八峰町議会議員	丸山	あつ子
〃	〃	芦崎	達美
〃	〃	木藤	實
〃	〃	須藤	正人

過疎地域自立促進特別措置法の効力を継続する新立法措置に関する意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法の効力が継続され、過疎地域の自立が図られるよう意見書を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長(阿部栄悦君) 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第18号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、発議第19号、道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第19号

平成19年12月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	今井一政
賛成者	八峰町議会議員	門脇直樹
〃	〃	石塚正一
〃	〃	福司憲友
〃	〃	鈴木一彦

道路特定財源の堅持と道路整備の促進に関する意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。道路特定財源の堅持により、地方の道路整備の促進・拡充が図られるよう意見書を提出するものでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この発議に対する意見書の提出について反対討論をいたします。

この特定道路財源をすべて道路の建設に充当するというような意見書の内容であります。先の新聞で北のある市長が、高速道路はぜひとも必要だと。それは市民の広い広域的な交流を図るためには高速道路が必要なんだというような意見が新聞に載っておりました。この田舎にも高速道路が整備されるころ、「ストロー現象」という言葉が随分、新聞・マスコミ等に出ておりました。田舎から賑やかなところに人が吸い上げられる、その田舎が高速道路を利用したまちづくりを果たしてやってきたのかどうか。高速道路が整備されて、そして消費者が賑やかなところに買い物に行く、商店街はだんだん寂れてくる、そういうようなまちづくりをしなかったために、今の能代のイオン問題も出てきたのではないかと思います。その北のある市長の、私は能代市にイオンができたときにその町がもっともっと寂れていく、そんな気がしております。市長はそれに気づいて

いないのかなというような気がしております。

確かに高速道路ができますと誘致企業も有利になります。雇用の促進も図られます。しかし、今の現状を見てみますと、誘致企業がこの高速道路ができたおかげでそれほど推進されているのか、それもままならない状態でありますし、この雇用問題も一過性にしか過ぎない。やはりこの高速道路を必要とするのであれば、その町がその道路を使って賑やかなところから田舎に逆に人を吸い上げる、そういうようなまちづくりを私は真剣に考えるべきだというふうに思います。

今、国会でもこの特定財源が一般会計に入れたらどうかと議論されております。その最中ではありますが、私も全てこの道路財源を道路建設に使うのではなくて一般財源に繰り入れて、そしてやはり必要な道路はその中から建設に充てるというような、私は国の姿勢がいいのではないかなというふうに思っております。

いろんな高速道路の促進協議会や会があるんですが、私は1回も出たことがありません。それには反対だからであります。今も反対しております。反対討論でした。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 私もこの発議に対しては反対したいと思います。

今、暫定税率揮発税がリッター当たり24円くらい課せられているわけですがけれども、このとおりガソリン・軽油、非常に高い時代を迎えていて、この暫定税率、とりあえずやめてですね、とにかく暮らしを楽にしていきたいというのがまず第一です。

今このガソリン等を安くすることで、道路をつくるよりはもっともこの辺の経済効果があるかと思っておりますので、当面はこの暫定税率を廃止していただきたいというのが基でありまして、この発議には反対したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 私は、この部分に対して、意見書に対して賛成をする立場から賛成動議をいたします。

と言いますのも、この地方において基幹である高規格道路整備、そしてまた一般国道を初めとして道路整備を進めてもらいたいと思います。と言いますのも、近隣に關係の市町村同士で日本海沿岸東北自動車道期成同盟会、そして八戸能代間の北東北横断道路整備促進期成同盟会、国道101号線整備期成同盟会等、我々も参加をしながら国に陳情してきた経緯があります。そういった意味で賛成の動議をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） これで討論を終わります。

これより発議第19号を採決します。この採決は起立によって行います。発議第19号について、意見書の提出をするという発議第19号について賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 賛成多数であります。したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年12月八峰町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

午前10時40分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 4 番 今 井 一 政

同 署名議員 5 番 佐 藤 克 實

同 署名議員 6 番 丸 山 あつ子